

令和5年度
P R T R 報 告 書

令和7年12月

静岡県くらし・環境部環境局生活環境課

目次

第1章 PRTR制度の概要

1 PRTR制度とは何か	1
2 PRTR制度はどのように役立つか	2
3 集計方法	3
(1) 届出排出量・移動量	3
(2) 届出外排出量	3
(3) 集計数値の取扱上の留意点	3

第2章 令和5年度県内集計結果の概要

1 排出量・移動量の届出状況	4
(1) 届出事業所数	4
(2) 業種別届出事業所数	4
(3) 市区町別届出事業所数	5
2 集計結果	6
(1) 届出排出量・移動量	6
1) 総排出量・移動量	6
2) 総排出量・移動量の多い化学物質	8
3) 総排出量・移動量の多い業種	10
4) 総排出量・移動量の多い化学物質を多く排出・移動する業種	12
5) 市区町別の総排出量・移動量	13
ア 市区町別の総排出量・移動量	13
イ 総排出量・移動量の多い化学物質の市区町別総排出量・移動量	13
ウ 市区町別のダイオキシン類の総排出量・移動量	13
6) 媒体別の排出量・移動量	14
ア 大気への排出量	15
(ア) 市区町別の大気への排出量	15
(イ) 大気への排出量の多い化学物質	16
イ 公共用水域への排出量	17
(ア) 河川・水域別排出量	17
(イ) 公共用水域への排出量の多い化学物質	18
ウ 事業所外への廃棄物としての移動量	19
(ア) 事業所外への移動量	19

(イ) 事業所外への移動量の多い化学物質	1 9
(2) 届出外排出量の推計値	2 0
1) 総届出外排出量の推計値	2 0
2) 各排出源ごとの排出量の多い化学物質(静岡県)	2 1
ア 届出対象外(対象業種)	2 1
イ 非対象業種	2 1
ウ 移動体	2 1
エ 家庭	2 1
(3) 届出外排出量の推計値と届出排出量の合計	2 2
1) 届出外排出量の推計値と届出排出量の合計	2 2
2) 届出外排出量の推計値と届出排出量の合計が多い化学物質	2 3

参考資料

①第一種指定化学物質リスト	2 5
②届出対象となる事業者の要件	5 1
③集計の対象となる排出量の構成(イメージ図)	5 2
④PRTR届出の公共用水域(河川、湖沼、海域)の名称	5 3
⑤PRTR届出の下水道終末処理施設の名称	5 4
⑥報告書中の主な用語の解説	5 5
⑦主な化学物質の安全性データ	5 7
⑧PRTRモニタリング調査結果(大気)	6 0

付表

①令和5年度PRTR届出都道府県別総排出量・移動量	6 1
②令和5年度PRTR届出業種別総排出量・移動量(静岡県)	6 2
③令和5年度市区町別総排出量・移動量(静岡県)	6 3
④令和5年度市区町別ダイオキシン類の総排出量・移動量(静岡県)	6 4
⑤令和5年度都道府県別総排出量(届出排出量・届出外排出量)	6 5

もっと知りたいときは…

6 6

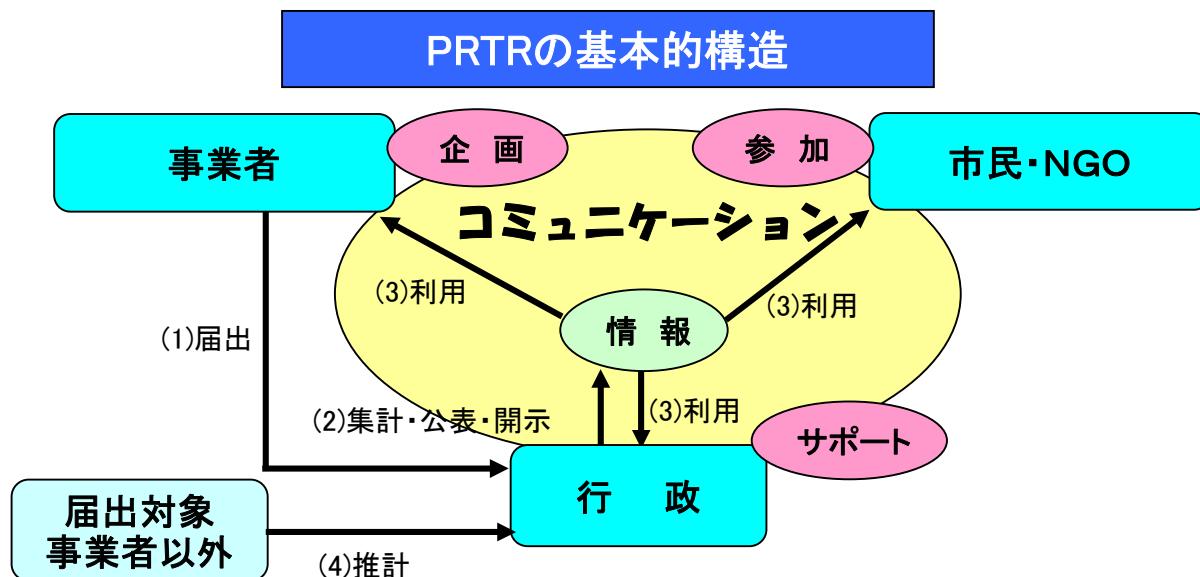
第1章 PRTR制度の概要

1 PRTR制度とは何か

PRTR制度とは、毎年、どのような化学物質が、どこから、どれだけ排出されているかを行政が1年ごとに集計し、公表する制度です。

Pollutant **Release** and **Transfer** **Register**
(化学物質 排出 移動 届出制度)

PRTR制度は、「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」(化管法)により制度化されています。



第一種指定化学物質^{※1}を製造又は使用している届出対象事業者^{※2}は、環境中に排出した量と、廃棄物等として処理するために事業所の外へ移動させた量とを自ら把握し、毎年行政へ届け出ます。

国は、その届出データを集計するとともに、届出対象事業者以外^{※3}からの排出量を推計して公表します。県は、国からデータの提供を受け、地域の状況に合わせた集計を行うとともに、その結果を公表します。

※1 第一種指定化学物質

人の健康を損なうおそれ又は動植物の生息若しくは生育に支障を及ぼすおそれのあるものや、オゾン層を破壊するおそれがあるもの等として法で規定された化学物質。

(第一種指定化学物質リストは参考資料①に掲載。)

(令和3年10月の化管法施行令の改正により対象物質の見直しが行われ、第一種指定化学物質は462物質から515物質になりました。改正後の第一種指定化学物質の排出量及び移動量は令和5年度分から把握を開始し、令和6年度から事業者が届け出て、排出量・移動量が集計されます。)

※2 届出対象事業者

一定の業種、従業員数及び対象化学物質の年間取扱量という3つの要件に該当する事業者。

(届出要件は参考資料②に掲載。)

※3 届出対象事業者以外

届出対象事業者以外の化学物質排出源であり、届出対象とならない事業者、一般家庭、自動車等の移動発生源等。

2 PRTR制度はどのように役立つか

PRTR制度が導入され、事業所や家庭、自動車等から排出される化学物質の量が毎年公表されることで、身の回りの化学物質と私たちとの関係はどのように変わっていくのでしょうか。

多くの化学物質の排出状況が分かる

これまでいくつかの有害な化学物質の排出については、主に工場施設などを対象に法律による規制が行われてきました。しかし、多くの化学物質については、どこからどれだけ排出されているのか十分に実態を把握することができませんでした。

PRTR制度では515種類の化学物質の排出状況等が把握・公表され、これまでよりも多くの物質について、きめの細かい情報を得ることができます。

行政

地域の環境中に排出される化学物質の種類と量を知ることで、対策の必要性や優先順位を決める際の参考にすることができます。

事業者

使用している化学物質の種類や排出量を把握することで、無駄を省くなど、自主的な管理が進みます。また、排出量等の削減の目標が立てやすくなります。

市民

何となく不安に感じていた環境中の化学物質や健康に影響のありそうな化学物質について、その種類や発生源、排出量等を具体的に知ることができます。

情報を共有し、協力して取組を進める

PRTR制度で公表・開示されるデータは、誰でも見ることができます。個別事業所データについては、環境省のホームページ等で公開されています。

特に市民にとっては、行政や事業者と同じ情報を手にすることが可能となり、これまで行政や事業者に任せきりとなってしまった化学物質問題への取組に積極的に参加する機会が広がります。例えば、市民が行政や事業者の取組の状況をチェックしたり、自らの生活の見直しに役立てることができます。

PRTRデータを利用して、市民、事業者及び行政が化学物質の排出の現状や対策の内容、進み具合について話し合いながら、協力して化学物質対策を進めていくことが期待されます。

3 集計方法

国は、届出された指定化学物質の排出量・移動量に併せて、届出外の排出量推計値について集計を行います。

(1) 届出排出量・移動量

国は、届出された化学物質の1年間の排出量・移動量を、都道府県別、業種別、物質別等に集計を行います。

(2) 届出外排出量

国は、届出の対象とならない事業者、一般家庭、自動車等の移動体からの排出量について推計を行います。

①区分

届出対象外 (対象業種)	対象となる業種に含まれるが、従業員、取扱量が一定規模未満のため、届け出ていない事業所からの排出量の推計値
非対象業種	建設業や農業等、届出非対象業種からの排出量の推計値
移動体	自動車や船舶等、移動体からの排出量の推計値
家庭	家庭からの排出量の推計値

②推計方法

- I 統計資料や実測データ等をもとに、対象化学物質を決定する。
- II 使用量や出荷量を把握する。
- III 環境中に排出される係数を決定する。
- IV 使用量や出荷量にIIIの係数をかける。
- V 統計資料等をもとに地域配分する。

(3)集計数値の取扱上の留意点

①届出排出量・移動量の限界

全ての事業者が届出を行うのではないこと、また、届出された排出量等の算出方法は、実測値に基づく方法や、換算値を用いる方法等のうち、事業者が適当と判断した方法により算出されていることから、その精度には一定の限界があります。(届出値における有効数字は2桁としています。)

②届出外排出量の限界

想定される主要な排出源を対象に国が推計を行っていますが、現時点で利用可能な知見があるもののみを対象としており、全ての排出源を網羅していないこと、排出源の種類によっては精度に違いがあること、現在推計手法について改善を進めていることから、単純に年度ごとの推計値を比較できないことに注意が必要です。

③公表データによるリスク評価の限界

PRTRで公表されるデータはあくまで排出量・移動量の集計値であり、環境中で人や動植物が実際にさらされる化学物質の量(暴露量)ではありません。化学物質のリスクを評価するには、有害性の評価とともに暴露評価を実施することが必要です。PRTRで公表される排出量・移動量の集計値のみで人の健康や動植物の影響を論じることはできませんが、少なくとも、排出量の多い物質や地域の特定等、問題点を把握することが可能であり、リスク評価、あるいはそのための暴露評価の出発点となりうるものです。

※紹介する令和5年度PRTRデータは、令和7年2月の公表時のものです。その後、届出値の修正等により、データが変更となる可能性があります。
※浜松市の区については令和5年4月1日現在の状況で集計しています。

第2章 令和5年度県内集計結果の概要

1 排出量・移動量の届出状況

(1) 届出事業所数

令和6年度の届出事業所数(令和5年度実績)は1,331件(全国32,502件の4.1%)で、全国で6番目に多い届出がありました。

なお、媒体別届出数は、次のとおりでした。

	令和6年度届出 (令和5年度実績)	令和5年度届出 (令和4年度実績)
・紙媒体による届出数	175(13.1%)	215(16.5%)
・磁気ディスク媒体による届出数	0(0.0%)	0(0.0%)
・電子情報処理組織による届出数	1,156(86.9%)	1,089(83.5%)
合計	1,331	1,304

(2) 業種別届出事業所数

最も多くの届出が出された業種は、燃料小売業(ガソリンスタンド等)でした。

なお、金属鉱業、原油・天然ガス鉱業等の18業種からの届出はありませんでした。

表1 業種別届出事業所数

業種	届出事業所数		業種	届出事業所数	
	5年度	6年度		5年度	6年度
金属鉱業	0	0	輸送用機械器具製造業	(107)	(123)
原油・天然ガス鉱業	0	0	鉄道車両・同部分品製造業	(0)	(0)
製造業	655	689	船舶製造・修理業、船用機関製造業	(6)	(4)
食料品製造業	(36)	(36)	精密機械器具製造業	(4)	(4)
飲料・たばこ・飼料製造業	(12)	(15)	医療用機械器具・医療用品製造業	(4)	(5)
酒類製造業	(2)	(3)	武器製造業	(0)	(0)
たばこ製造業	(0)	(0)	その他の製造業	(14)	(15)
繊維工業	(10)	(10)	電気業	3	3
衣服・その他の繊維製品製造業	(2)	(1)	ガス業	0	0
木材・木製品製造業	(4)	(4)	熱供給業	0	0
家具・装備品製造業	(1)	(1)	下水道業	56	56
パルプ・紙・紙加工品製造業	(45)	(57)	鉄道業	0	1
出版・印刷・同関連産業	(13)	(16)	倉庫業	5	4
化学工業	(82)	(89)	石油卸売業	12	10
塩製造業	(0)	(0)	鉄スクラップ卸売業	0	0
医薬品製造業	(14)	(12)	自動車卸売業	0	0
農業製造業	(1)	(1)	燃料小売業	449	448
石油製品・石炭製品製造業	(22)	(21)	洗濯業	15	16
プラスチック製品製造業	(64)	(63)	写真業	0	0
ゴム製品製造業	(12)	(11)	自動車整備業	0	0
なめし革・同製品・毛皮製造業	(0)	(0)	機械修理業	0	0
窯業・土石製品製造業	(16)	(17)	商品検査業	0	0
鉄鋼業	(7)	(6)	計量証明業	2	2
非鉄金属製造業	(23)	(22)	一般廃棄物処分業	61	60
金属製品製造業	(75)	(72)	産業廃棄物処分業	24	24
一般機械器具製造業	(28)	(29)	特別管理産業廃棄物処分業	0	0
電気機械器具製造業	(50)	(52)	医療業	4	3
電子応用装置製造業	(1)	(0)	高等教育機関	3	3
電気計測器製造業	(0)	(0)	自然科学研究所	15	12
合計				1,304	1,331

(3) 市区町別届出事業所数

最も多くの届出が出された市区町は富士市で、以下磐田市、掛川市の順でした。
(静岡市、浜松市は区単位の事業所数で比較しています。)

表2 市区町別届出事業所数

市区町名	届出事業所数		市区町名	届出事業所数		市区町名	届出事業所数	
	5年度	6年度		5年度	6年度		5年度	6年度
静岡市合計	153	153	富士宮市	50	52	菊川市	27	27
(葵区)	30	31	伊東市	15	15	伊豆の国市	16	14
(駿河区)	50	49	島田市	36	34	牧之原市	19	21
(清水区)	73	73	富士市	104	120	東伊豆町	6	6
浜松市合計	236	245	磐田市	86	85	河津町	1	1
(中区)	37	37	焼津市	55	48	南伊豆町	5	5
(東区)	36	39	掛川市	79	80	松崎町	2	2
(西区)	34	36	藤枝市	41	41	西伊豆町	3	3
(南区)	40	39	御殿場市	48	47	函南町	12	13
(北区)	46	50	袋井市	58	61	清水町	11	11
(浜北区)	33	34	下田市	8	6	長泉町	18	17
(天竜区)	10	10	裾野市	18	20	小山町	18	17
沼津市	58	58	湖西市	31	37	吉田町	18	18
熱海市	7	7	伊豆市	7	9	川根本町	1	1
三島市	27	26	御前崎市	21	22	森町	9	9
						合計	1,304	1,331

2 集計結果

(1)届出排出量・移動量

1) 総排出量・移動量

総排出量・移動量は14,269トン(全国比3.5%)で、総排出量としては7,765トン(全国比5.7%)、総移動量としては、6,504トン(全国比2.4%)でした。

前年度と比較した場合、総排出量は437トン増加し、総移動量は49トン減少しました。このことにより、総排出量・移動量は388トン増加しました。

令和5年度の総排出量・移動量は、全国で9番目に多い量でした。また、総排出量は、愛知県、山口県に次いで全国で3番目、総移動量は全国で16番目でした。

なお、届出都道府県別総排出量・移動量は、付表①に掲載しました。

表3 排出量・移動量(静岡県)

(単位:トン/年)

		令和4年度	令和5年度	増減
	総排出量・移動量	13,882	14,269	388
総排出量	大気への排出	7,136	7,552	416
	公共用水域への排出	192	214	22
	土壤への排出	0.5	0.0	-0.5
	埋立処分	0.0	0.0	0.0
	小計	7,328	7,765	437
総移動量	事業所外への廃棄物としての移動	6,537	6,345	-192
	下水道への移動	16	159	143
	小計	6,553	6,504	-49

図1 排出量・移動量の割合(静岡県)

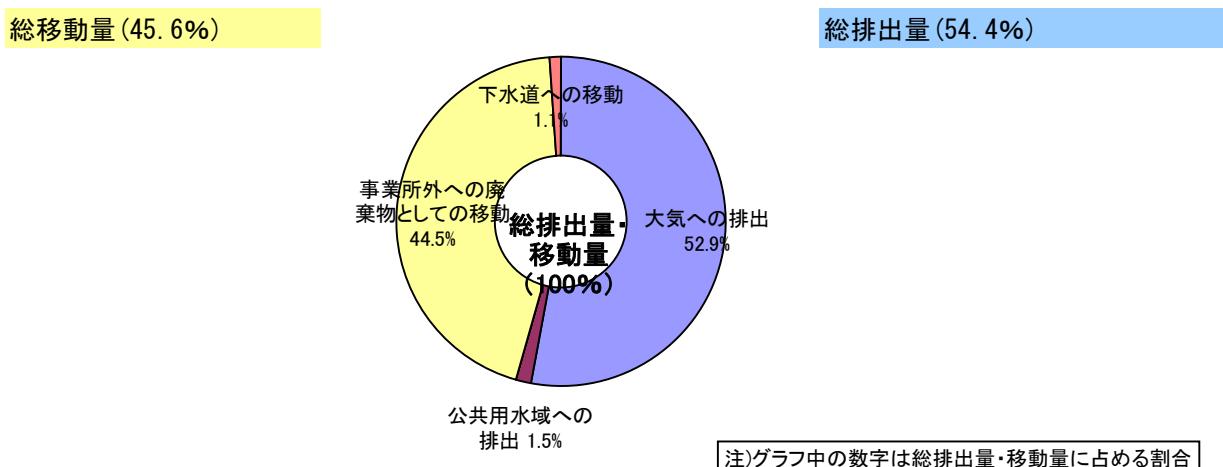
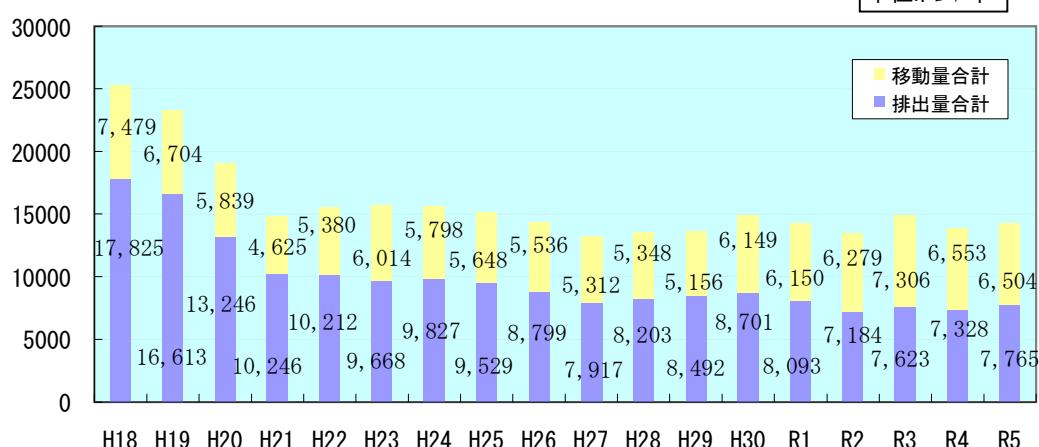


図2 総排出量・総移動量の推移(静岡県)

単位:トン/年



注) 四捨五入の関係で、合計が各項目の和と一致しないことがある。

参考

全国の状況

表4 排出量・移動量(全国)

(単位:千トン/年)

		令和4年度	令和5年度	増減
総排出量・移動量		369.6	402.7	33.1
総排出量	大気への排出	110.9	117.2	6.2
	公共用水域への排出	6.3	12.4	6.2
	土壤への排出	0.0	0.0	0.0
	埋立処分	5.1	7.3	2.2
	小計	122.3	136.9	14.6
総移動量	事業所外への廃棄物としての移動	246.5	264.0	17.5
	下水道への移動	0.8	1.8	1.0
	小計	247.3	265.8	18.5

図3 排出量・移動量の割合(全国)

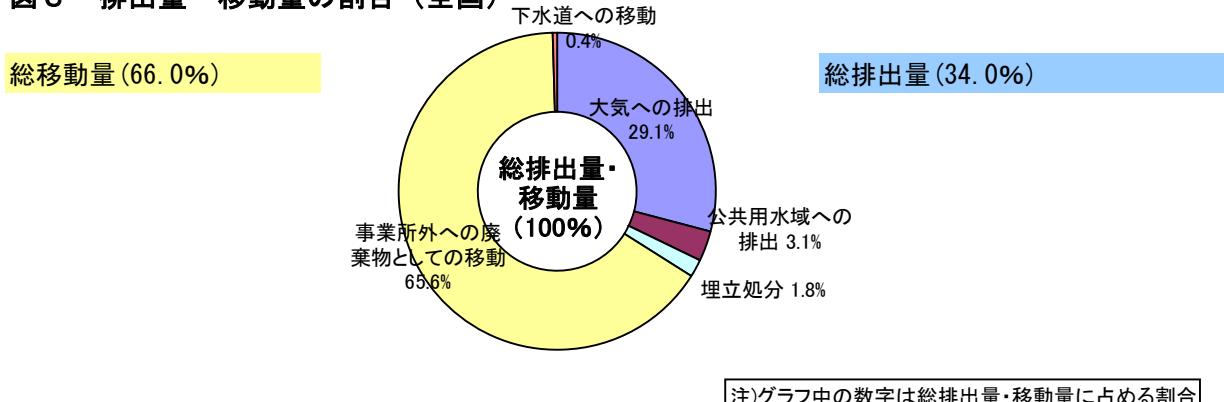
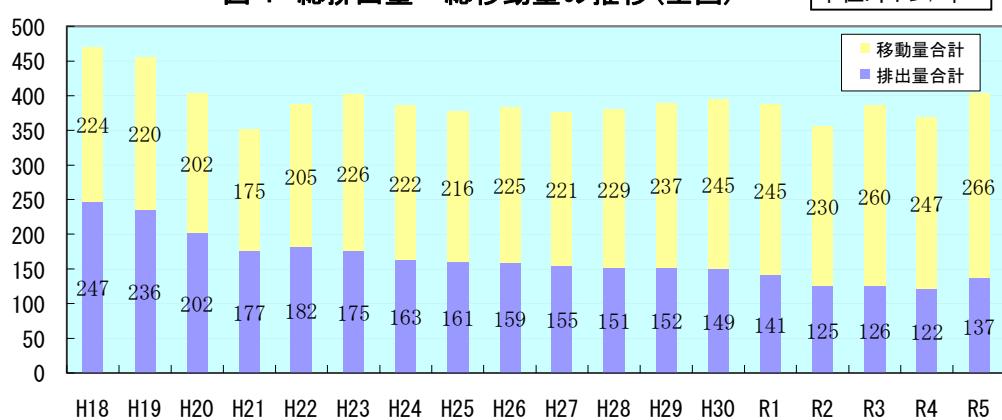


図4 総排出量・総移動量の推移(全国)

単位:千トン/年



注) 四捨五入の関係で、合計が各項目の和と一致しないことがある。

2) 総排出量・移動量の多い化学物質

令和5年度の総排出量・移動量の多い上位3物質はトルエン、キシレン、塩化メチレンでした。

令和5年度の総排出量・移動量の多い上位3物質の合計は7,966トンで、全物質の合計の56%を占めていました。

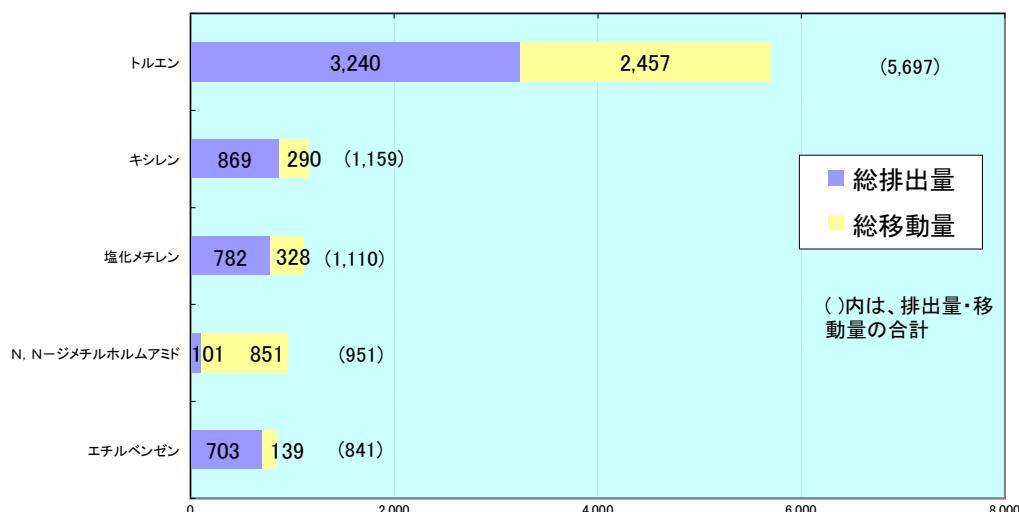
表5 令和5年度の総排出量・移動量の多い化学物質(静岡県)

(単位:トン/年)

順位	対象化学物質名	総排出量		総移動量		総排出量・移動量	
		令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度
1	トルエン	3,573	3,240	2,926	2,457	6,499	5,697
2	キシレン	888	869	340	290	1,228	1,159
3	塩化メチレン	667	782	378	328	1,045	1,110
4	N, N-ジメチルホルムアミド	71	101	868	851	940	951
5	エチルベンゼン	684	703	163	139	847	841

※順位は令和5年度による

図5 総排出量・移動量の多い化学物質【静岡県】(単位:トン/年)



総排出量・移動量の多い上位3物質の年次推移(静岡県)



注) 四捨五入の関係で、合計が各項目の和と一致しないことがある。

参考

全国の状況

表6 総排出量・移動量の多い化学物質(全国)

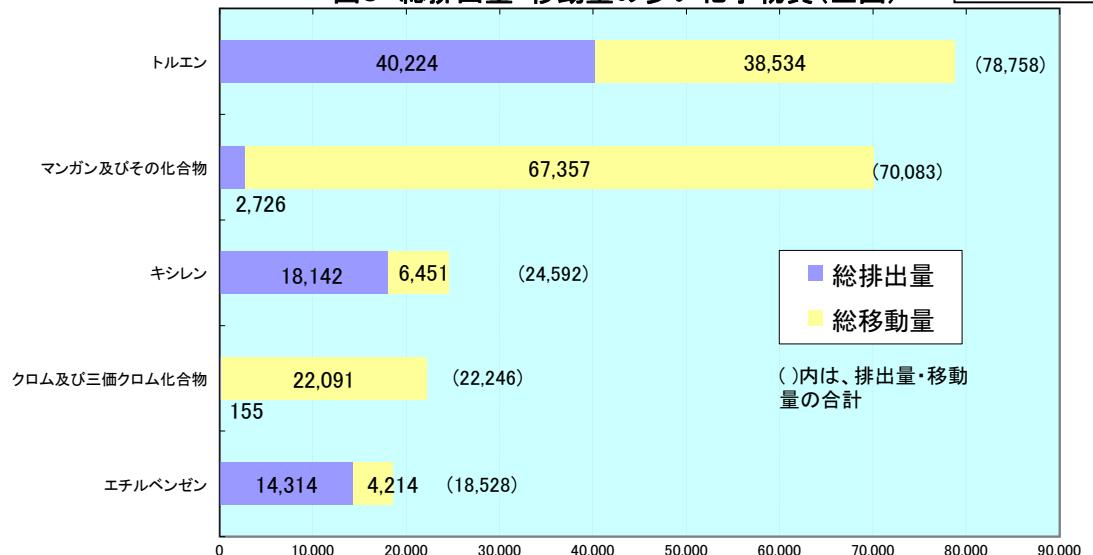
(単位:トン/年)

順位	対象化学物質名	総排出量		総移動量		総排出量・移動量	
		令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度
1	トルエン	41,877	40,224	41,596	38,534	83,472	78,758
2	マンガン及びその化合物	1,382	2,726	68,356	67,357	69,737	70,083
3	キシレン	19,956	18,142	7,426	6,451	27,382	24,592
4	クロム及び三価クロム化合物	176	155	24,012	22,091	24,188	22,246
5	エチルベンゼン	13,954	14,314	4,286	4,214	18,241	18,528

※順位は令和5年度による

図9 総排出量・移動量の多い化学物質(全国)

単位:トン/年



総排出量・移動量の多い上位3物質の年次推移(全国)

図10 トルエンの総排出量・移動量

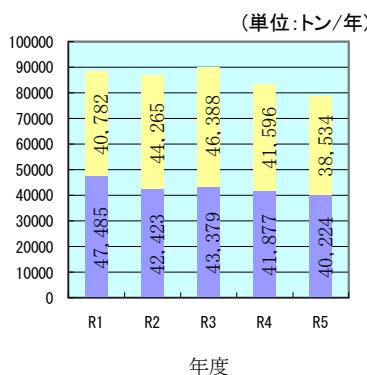


図11 マンガン及びその化合物の総排出量・移動量

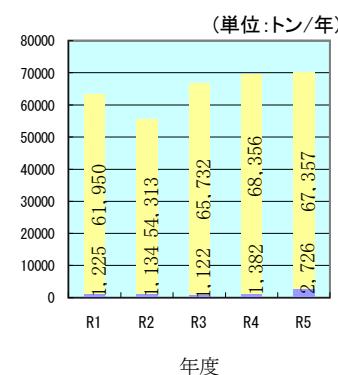


図12 キシレンの総排出量・移動量



注) 四捨五入の関係で、合計が各項目の和と一致しないことがある。

3) 総排出量・移動量の多い業種

令和5年度の総排出量・移動量の多い10業種の合計は12,875トンで、全業種の合計14,269トンの90%を占めていました。

総排出量・移動量が最も多い業種は化学工業であり、総排出量・移動量は、昨年度と比較し、減少していました。

なお、業種別総排出量・移動量は、付表②に掲載しました。

表7 総排出量・移動量の多い業種(静岡県)

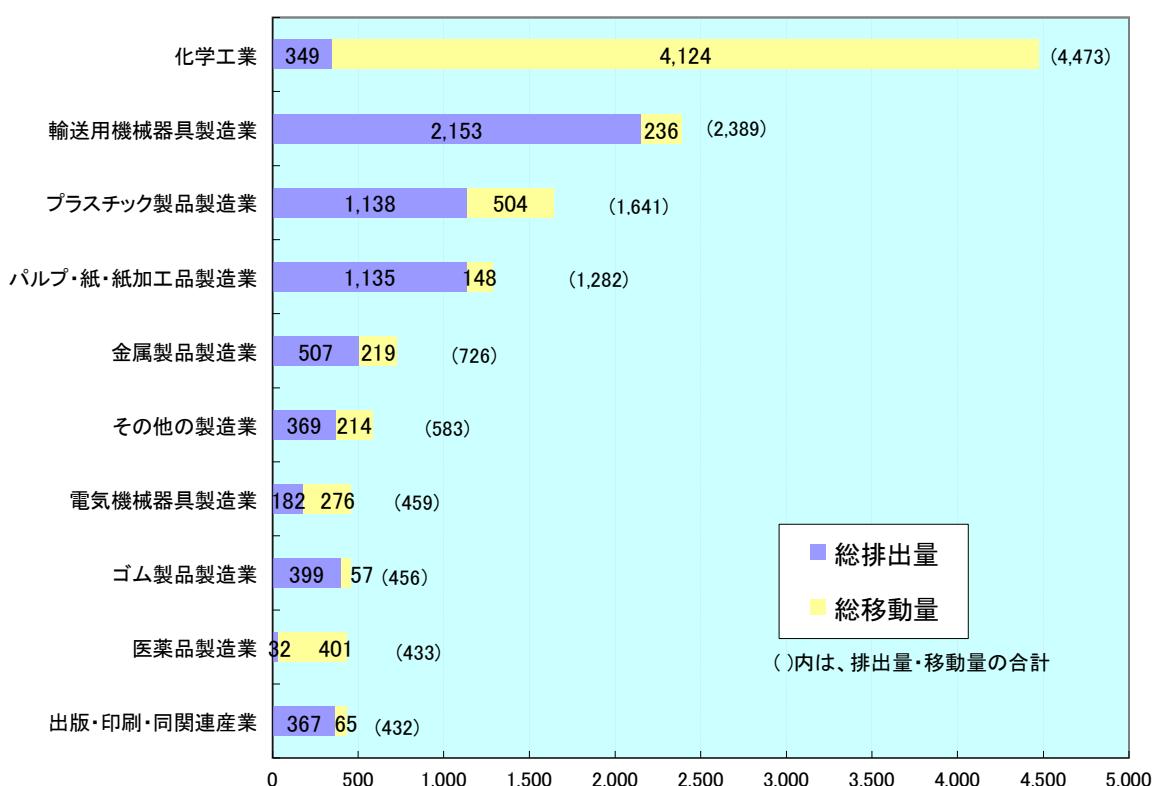
(単位:トン/年)

順位	業種名	総排出量		総移動量		総排出量・移動量	
		令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度
1	化学工業	316	349	4,209	4,124	4,526	4,473
2	輸送用機械器具製造業	1,876	2,153	188	236	2,064	2,389
3	プラスチック製品製造業	1,228	1,138	521	504	1,748	1,641
4	パルプ・紙・紙加工品製造業	1,192	1,135	193	148	1,385	1,282
5	金属製品製造業	486	507	220	219	706	726
6	その他の製造業	232	369	224	214	455	583
7	電気機械器具製造業	193	182	167	276	360	459
8	ゴム製品製造業	279	399	56	57	335	456
9	医薬品製造業	22	32	537	401	558	433
10	出版・印刷・同関連産業	377	367	64	65	442	432

※順位は令和5年度による

図13 総排出量・移動量の多い業種(静岡県)

単位:トン/年



注) 四捨五入の関係で、合計が各項目の和と一致しないことがある。

参考

全国の状況

令和5年度の総排出量・移動量の多い10業種の合計は343,981トンで、全業種の合計402,666トンの85%を占めていました。

表8 総排出量・移動量の多い業種(全国)

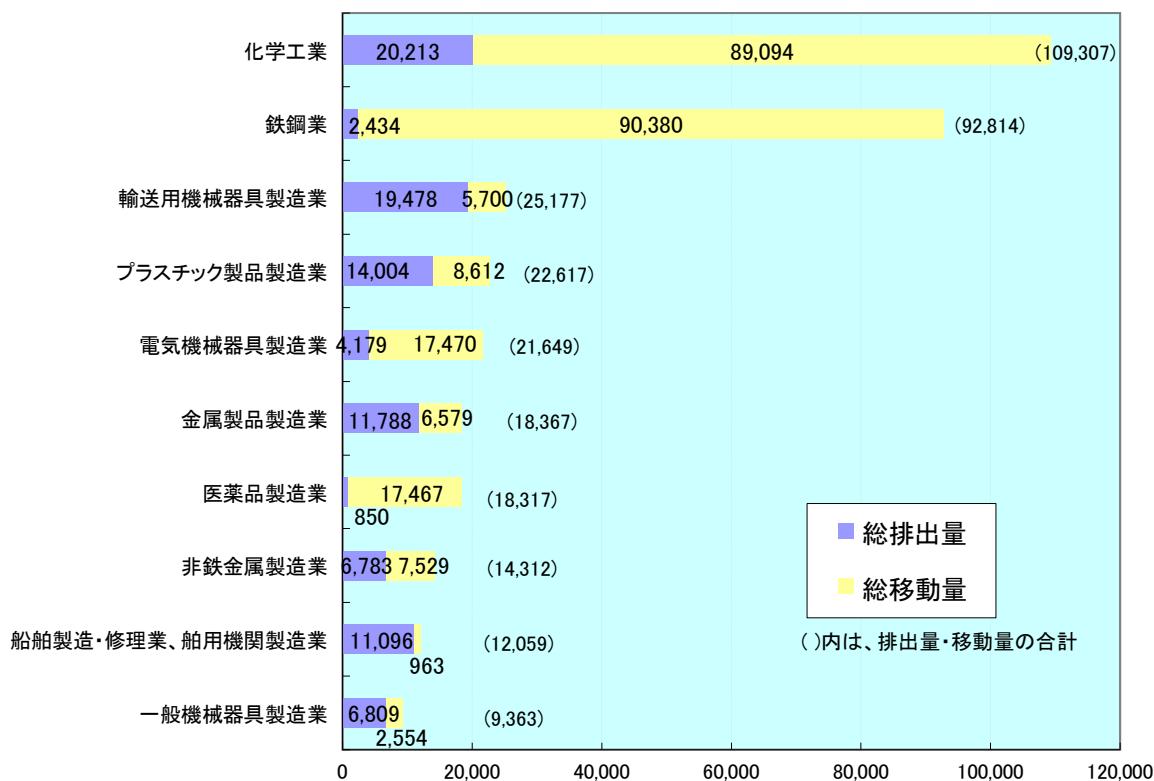
(単位:トン/年)

順位	業種名	総排出量		総移動量		総排出量・移動量	
		令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度
1	化学工業	13,839	20,213	87,437	89,094	101,276	109,307
2	鉄鋼業	2,445	2,434	84,164	90,380	86,609	92,814
3	輸送用機械器具製造業	16,420	19,478	3,637	5,700	20,058	25,177
4	プラスチック製品製造業	13,665	14,004	8,786	8,612	22,451	22,617
5	電気機械器具製造業	4,368	4,179	11,819	17,470	16,187	21,649
6	金属製品製造業	10,677	11,788	8,659	6,579	19,336	18,367
7	医薬品製造業	894	850	14,845	17,467	15,739	18,317
8	非鉄金属製造業	5,944	6,783	7,007	7,529	12,951	14,312
9	船舶製造・修理業、舶用機関製造業	10,929	11,096	917	963	11,846	12,059
10	一般機械器具製造業	6,961	6,809	2,052	2,554	9,013	9,363

※順位は令和5年度による

図14 総排出量・移動量の多い業種(全国)

単位:トン/年



注) 四捨五入の関係で、合計が各項目の和と一致しないことがある。

4) 総排出量・移動量の多い化学物質を多く排出・移動する業種

静岡県の総排出量・移動量の多い上位3物質であるトルエン、キシレン、塩化メチレンを多く排出・移動する業種は下表のとおりでした。

トルエンは、パルプ・紙・紙加工品製造業では接着剤の溶剤やコーティング剤等、プラスチック製品製造業では塗料、接着剤の溶剤等として使用されています。

キシレンは、輸送用機械器具製造業で塗料の溶剤等として使用されています。

塩化メチレンは、プラスチック製品製造業で加工用溶剤等として使用されています。

表9 トルエンの総排出量・移動量の多い業種

【静岡県】

(単位:トン/年)

順位	令和4年度		令和5年度	
	業種名	総排出量・移動量	業種名	総排出量・移動量
1	化学工業	1,875	化学工業	1,537
2	パルプ・紙・紙加工品製造業	1,308	パルプ・紙・紙加工品製造業	1,183
3	プラスチック製品製造業	1,179	プラスチック製品製造業	938
4	輸送用機械器具製造業	666	輸送用機械器具製造業	635
5	出版・印刷・同関連産業	408	出版・印刷・同関連産業	385

参考 【全国】

(単位:トン/年)

順位	令和4年度		令和5年度	
	業種名	総排出量・移動量	業種名	総排出量・移動量
1	化学工業	26,414	化学工業	23,437
2	プラスチック製品製造業	12,868	プラスチック製品製造業	11,960
3	出版・印刷・同関連産業	6,697	出版・印刷・同関連産業	6,897
4	輸送用機械器具製造業	6,301	医薬品製造業	6,684
5	医薬品製造業	6,300	輸送用機械器具製造業	6,373

表10 キシレンの総排出量・移動量の多い業種

【静岡県】

(単位:トン/年)

順位	令和4年度		令和5年度	
	業種名	総排出量・移動量	業種名	総排出量・移動量
1	輸送用機械器具製造業	471	輸送用機械器具製造業	457
2	化学工業	340	化学工業	289
3	プラスチック製品製造業	89	プラスチック製品製造業	98
4	金属製品製造業	77	金属製品製造業	72
5	一般機械器具製造業	62	ゴム製品製造業	71

参考 【全国】

(単位:トン/年)

順位	令和4年度		令和5年度	
	業種名	総排出量・移動量	業種名	総排出量・移動量
1	船舶製造・修理業、船用機関製造業	5,774	船舶製造・修理業、船用機関製造業	5,149
2	化学工業	5,130	輸送用機械器具製造業	4,412
3	輸送用機械器具製造業	4,613	化学工業	4,094
4	金属製品製造業	3,176	金属製品製造業	2,881
5	一般機械器具製造業	2,848	一般機械器具製造業	2,468

表11 塩化メチレンの総排出量・移動量の多い業種

【静岡県】

(単位:トン/年)

順位	令和4年度		令和5年度	
	業種名	総排出量・移動量	業種名	総排出量・移動量
1	その他の製造業	340	その他の製造業	460
2	プラスチック製品製造業	211	プラスチック製品製造業	204
3	金属製品製造業	176	金属製品製造業	160
4	輸送用機械器具製造業	84	輸送用機械器具製造業	81
5	一般機械器具製造業	69	一般機械器具製造業	72

参考 【全国】

(単位:トン/年)

順位	令和4年度		令和5年度	
	業種名	総排出量・移動量	業種名	総排出量・移動量
1	化学工業	4,043	化学工業	3,505
2	プラスチック製品製造業	2,582	プラスチック製品製造業	2,353
3	金属製品製造業	1,740	金属製品製造業	1,663
4	医薬品製造業	1,483	医薬品製造業	1,551
5	木材・木製品製造業	944	木材・木製品製造業	902

5) 市区町別の総排出量・移動量

ア 市区町別の総排出量・移動量

最も総排出量・移動量が多いのは富士市(1,904トン)で、以下、袋井市、掛川市でした。上位10市区の総排出量・移動量の合計は11,129トン、上位3市の総排出量・移動量の合計は5,478トンで県内の合計のそれぞれ上位10市で78%、上位3市で38%を占めていました。なお、市区町別総排出量・移動量は、付表③に掲載しました。

表12 総排出量・移動量の多い上位市区町

(単位：トン/年)

順位	市区町名	総排出量		総移動量		総排出量・移動量	
		令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度
1	富士市	1,132	1,123	385	781	1,516	1,904
2	袋井市	583	470	1,399	1,338	1,982	1,808
3	掛川市	562	669	981	1,097	1,543	1,766
4	磐田市	728	685	931	995	1,658	1,679
5	湖西市	812	935	29	24	842	959
6	静岡市清水区	408	440	623	358	1,031	798
7	浜松市北区	337	476	221	217	558	693
8	富士宮市	428	460	199	204	627	664
9	浜松市南区	151	246	65	202	216	448
10	御前崎市	74	87	733	323	807	410

※順位は令和5年度による

イ 総排出量・移動量の多い化学物質の市区町別総排出量・移動量

県内の総排出量・移動量の多い上位3物質であるトルエン、キシレン、塩化メチレンの総排出量・移動量の多い市区町は下表のとおりでした。

表13 トルエン、キシレン、塩化メチレンの総排出量・移動量の多い市区町

《令和4年度》

(単位：トン/年)

順位	トルエン	キシレン	塩化メチレン
1	袋井市	1,159	磐田市
2	富士市	1,105	湖西市
3	掛川市	1,032	掛川市
4	御前崎市	688	浜松市浜北区
5	磐田市	566	静岡市清水区

《令和5年度》

(単位：トン/年)

順位	トルエン	キシレン	塩化メチレン
1	掛川市	1,114	磐田市
2	富士市	1,093	湖西市
3	袋井市	941	掛川市
4	磐田市	579	袋井市
5	富士宮市	351	静岡市清水区

ウ 市区町別のダイオキシン類の総排出量・移動量

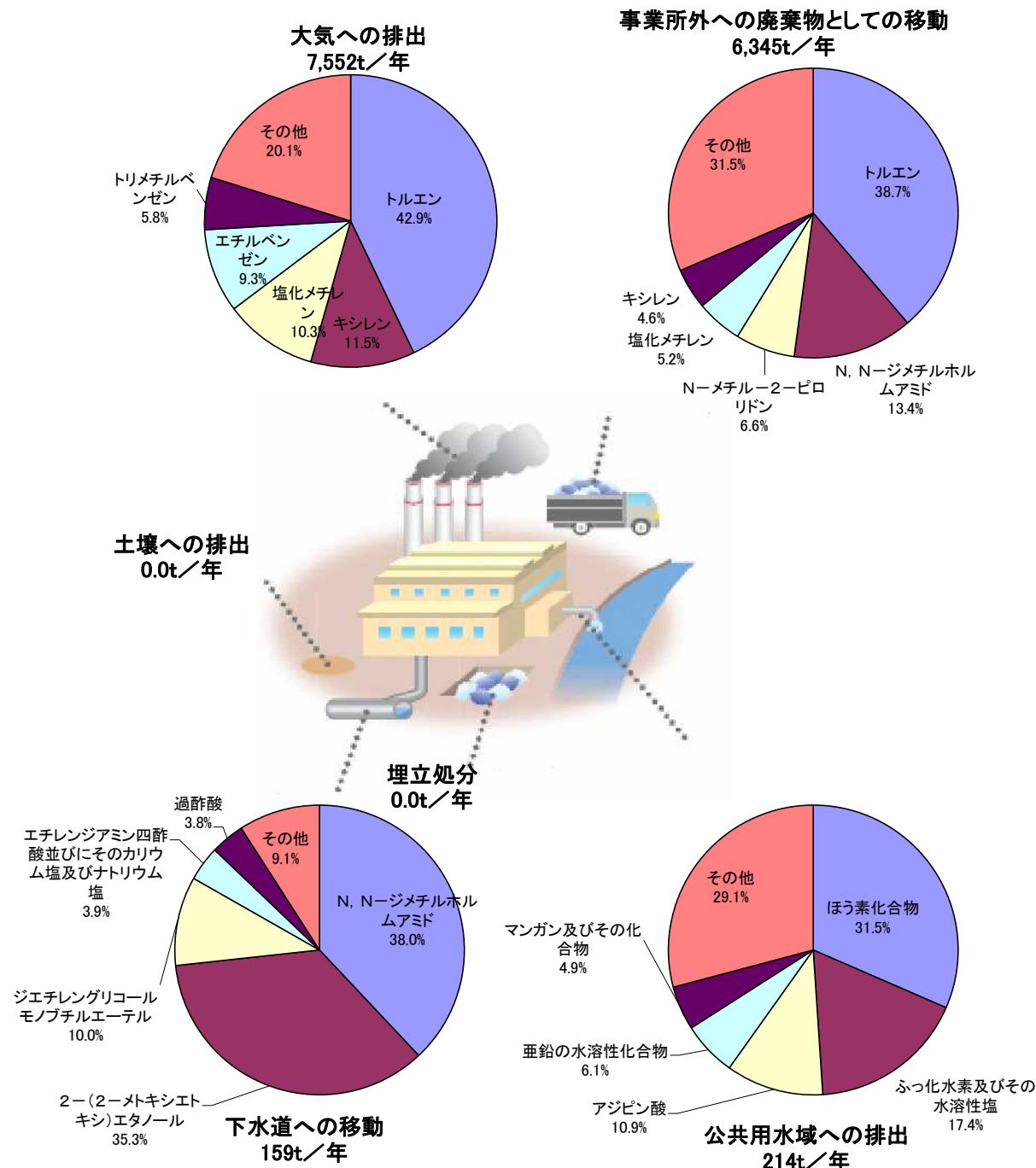
全市区町のダイオキシン類の総排出量・移動量の合計は32,102mg-TEQでした。総排出量の3,625mg-TEQに対し、総移動量は28,476mg-TEQで、総排出量・移動量の89%を占めています。

なお、市区町別ダイオキシン類の総排出量・移動量は、付表④に掲載しました。

6) 媒体別の排出量・移動量

媒体別の排出量・移動量では、大気への排出量が総排出量・移動量の52.9%を占め、次いで事業所外への廃棄物としての移動44.5%、公共用水域への排出1.5%で、下水道への移動は1.1%、土壌への排出と埋立処分は0%でした。

図15 各媒体別の排出量・移動量の多い化学物質とその割合



注) 四捨五入の関係で、合計が各項目の和と一致しないことがある。

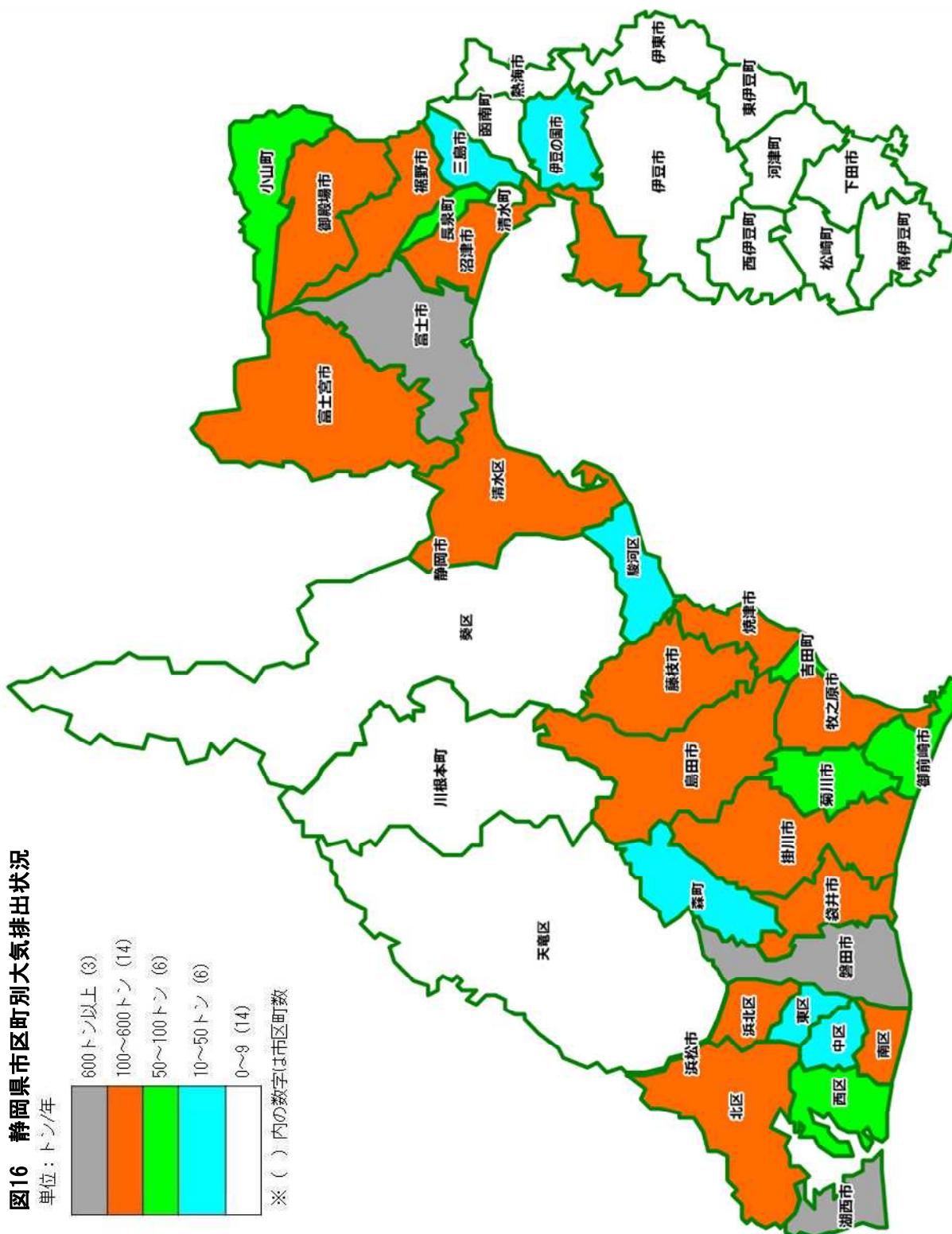
ア 大気への排出量

(ア) 市区町別の大気への排出量

大気への排出量は7,552トンで、総排出量7,765トンの97.3%を占めていました。

令和4年度と比較すると388トン増加しました。

市区町別の大気排出状況は、下図のとおりです。（令和5年4月1日現在の市区町）



(イ) 大気への排出量の多い化学物質

大気への排出量の最も多い化学物質はトルエンで、次いでキシレン、塩化メチレンであり、例年と類似した傾向でした。

表14 大気への排出量の多い化学物質

(単位：トン/年)

順位	静岡県			全国		
	対象物質名	排出量		対象物質名	排出量	
		令和4年度	令和5年度		令和4年度	令和5年度
1	トルエン	3,572	3,239	トルエン	41,846	40,198
2	キシレン	888	869	キシレン	19,952	18,137
3	塩化メチレン	666	781	エチルベンゼン	13,952	14,313
4	メチルベンゼン	684	703	ヘキサン	8,642	8,508
5	トリメチルベンゼン ^{※1}	370	438	塩化メチレン	8,155	7,425
6	ヘキサン	314	288	トリメチルベンゼン ^{※1}	3,263	4,113
7	メチルイソブチルケトン ^{※2}	-	244	二硫化炭素	2,958	2,961
8	ブチルセロソルブ ^{※2}	-	154	メチルイソブチルケトン ^{※2}	-	2,651
9	スチレン	124	124	ブチルセロソルブ ^{※2}	-	2,350
10	1-ブロモプロパン	169	115	トリクロロエチレン	2,129	1,973

※順位は令和5年度による

※1 令和4年度のトリメチルベンゼンの値は1, 2, 4-トリメチルベンゼンと

1, 3, 5-トリメチルベンゼンの合算値

※2 対象物質の変更により、令和5年度実績から集計されているため令和4年度は実績なし

また、トルエン、キシレン、塩化メチレンの大気排出量が多い上位市区町は下表のとおりでした。

表15 トルエン、キシレン、エチルベンゼンの大気への排出量の多い市区町

〈令和5年度〉

(単位：トン/年)

順位	トルエン		キシレン		塩化メチレン	
1	富士市	964	湖西市	206	浜松市北区	313
2	掛川市	338	磐田市	148	富士宮市	97
3	袋井市	333	掛川市	108	藤枝市	88
4	磐田市	243	袋井市	57	裾野市	56
5	富士宮市	241	浜松市浜北区	42	浜松市西区	40

〈令和4年度〉

(単位：トン/年)

順位	トルエン		キシレン		塩化メチレン	
1	富士市	987	湖西市	204	浜松市北区	186
2	袋井市	486	磐田市	168	富士宮市	94
3	掛川市	351	掛川市	98	藤枝市	90
4	磐田市	316	浜松市浜北区	50	裾野市	59
5	富士宮市	242	袋井市	39	浜松市西区	37

イ 公共用水域への排出量

(ア) 河川・水域別排出量

公共用水域への排出量は214トンで、総排出量7,765トンの2.7%を占めていました。

令和4年度と比較すると22トン増加しました。

各河川・水域別の排出状況は、下図のとおりです。

なお、P R T R 届出の公共用水域(河川、湖沼、海域)の名称については、参考資料④に掲載しました。

※下図の丸の中の数値は、上側が順位、下側が排出量を示す。

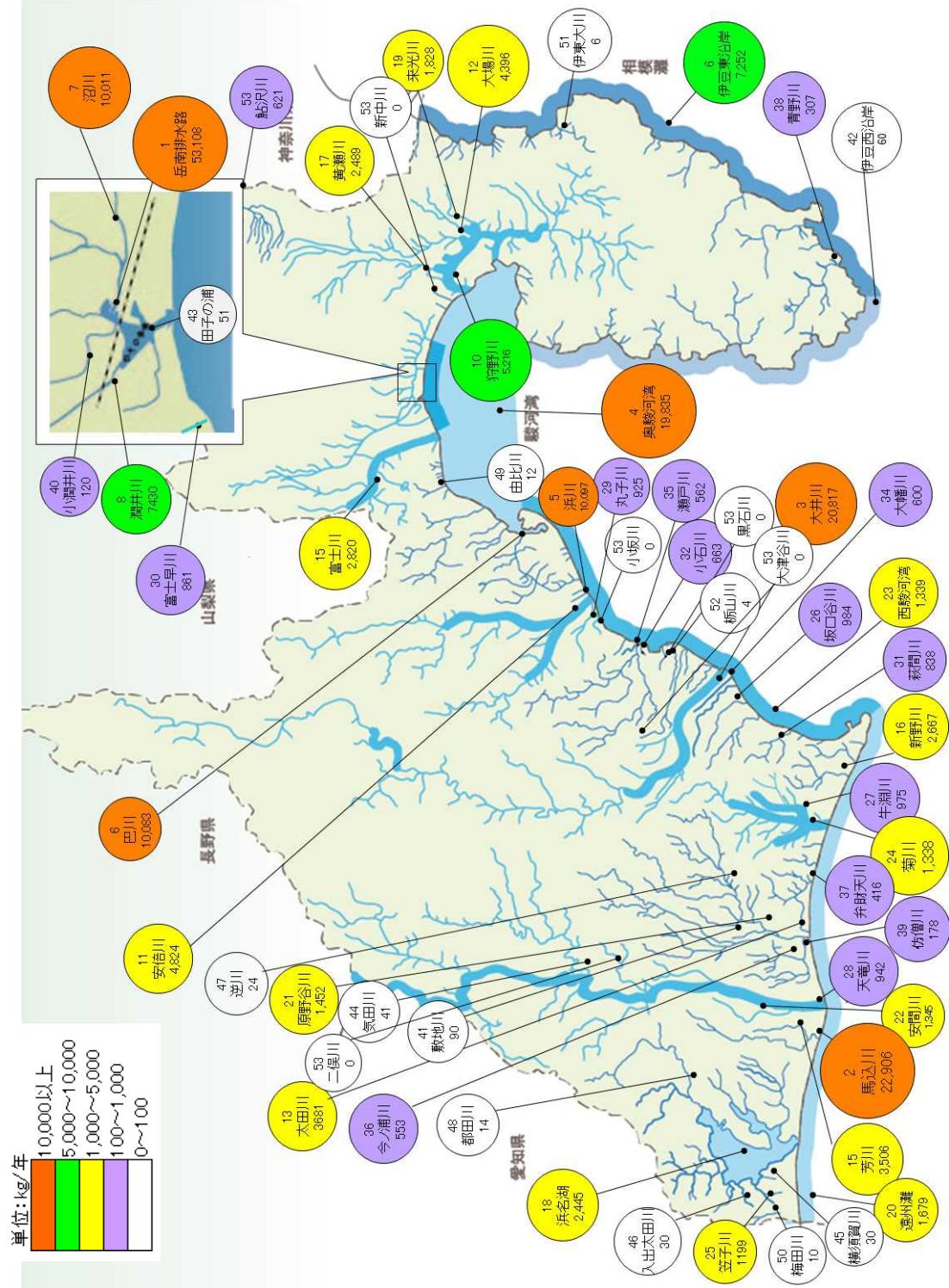


図17 静岡県河川・水域排出量

(イ) 公共用水域への排出量の多い化学物質

公共用水域への排出量の最も多い化学物質は、ほう素化合物で、次いで、ふつ化水素及びその水溶性塩、アジピン酸の順でした。

表16 公共用水域への排出量の多い化学物質(静岡県)

(単位: トン/年)

順位	対象物質名	排出量	
		令和4年度	令和5年度
1	ほう素化合物	85	67
2	ふつ化水素及びその水溶性塩	52	37
3	アジピン酸 ^{※1}	-	23
4	亜鉛の水溶性化合物	16	13
5	マンガン及びその化合物	9	10

※ 順位は令和5年度による

※1 対象物質の変更により、令和5年度実績から集計されているため令和4年度は実績なし

参考 全国の状況

表17 公共用水域への排出量の多い化学物質(全国)

(単位: トン/年)

順位	対象物質名	排出量	
		令和4年度	令和5年度
1	塩素酸並びにそのカリウム塩及びナトリウム塩 ^{※1}	-	4,636
2	ほう素化合物	2,124	2,063
3	ふつ化水素及びその水溶性塩	1,808	1,784
4	N-メチル-2-ピロリドン ^{※1}	-	731
5	亜鉛の水溶性化合物	591	595

※ 順位は令和5年度による

※1 対象物質の変更により、令和5年度実績から集計されているため令和4年度は実績なし

ウ 事業所外への廃棄物としての移動量

(ア) 事業所外への移動量

事業所外への廃棄物としての移動量の総量は6,345トンで、総移動量6,504トンの97.6%を占めていました。なお、移動量が最も多い都道府県は愛知県で、次いで岡山県でした。静岡県は全国で16番目でした。

(イ) 事業所外への移動量の多い化学物質

事業所外への廃棄物としての移動量の最も多い化学物質はトルエンで、次いで、N, N-ジメチルホルムアミド、N-メチル-2-ピロリドンでした。

表18 事業所外への廃棄物としての移動量の多い化学物質(静岡県)

(単位：トン/年)

順位	対象物質名	事業所の外への移動量	
		令和4年度	令和5年度
1	トルエン	2,926	2,457
2	N, N-ジメチルホルムアミド	868	851
3	N-メチル-2-ピロリドン ^{※1}	-	421
4	塩化メチレン	378	328
5	キシレン	340	290

※順位は令和5年度による

※1 対象物質の変更により、令和5年度実績から集計されているため令和4年度は実績なし

参考 全国の状況

表19 事業所外への廃棄物としての移動量の多い化学物質(全国)

(単位：トン/年)

順位	対象物質名	事業所の外への移動量	
		令和4年度	令和5年度
1	マンガン及びその化合物	68,353	67,354
2	トルエン	41,585	38,524
3	クロム及び三価クロム化合物	24,007	22,087
4	炭化けい素 ^{※1}	-	15,701
5	N, N-ジメチルホルムアミド	7,997	7,288

※順位は令和5年度による

※1 対象物質の変更により、令和5年度実績から集計されているため令和4年度は実績なし

(2) 届出外排出量の推計値

1) 総届出外排出量の推計値

自動車等の移動体や家庭等の届出外排出源からの排出量(総届出外排出量)の推計値は、6,478トン(全国比3.2%)でした。都道府県で比較すると東京都、愛知県、北海道の順に多く、静岡県は全国で10番目でした。

なお、都道府県別総排出量(届出排出量・届出外排出量)は、付表⑤に掲載しました。

表20 静岡県及び全国の届出外排出量の推計値

静岡県(トン/年)		<参考> 全国(トン/年)	
届出外排出量	6,478 (3.2%:10位)	届出外排出量	202,268
対象業種	1,586 (3.7%:7位)		42,922
非対象業種	1,715 (2.4%:14位)		70,426
移動体	1,777 (3.2%:10位)		55,259
家庭	1,400 (4.2%:4位)		33,661

()内の数値は、全国比及び全国順位を示した。

参考 全国の状況

図18 届出外排出量の排出源の割合(静岡県)

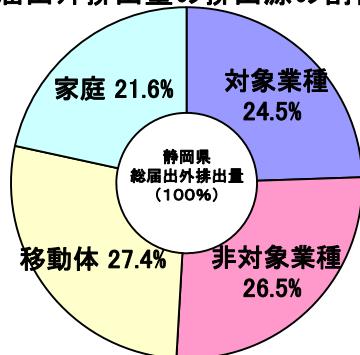
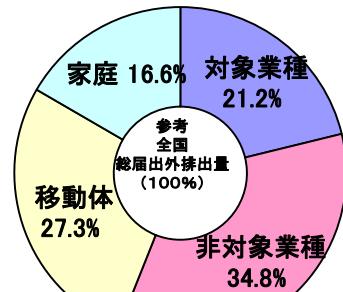


図19 届出外排出量の排出源の割合(全国)



※推計した届出外排出量の排出源

(注)グラフ中の数字は総届出外排出量に占める割合

届出対象外 (対象業種)	対象となる業種に含まれるが、従業員、取扱量が一定規模未満のため、届け出ていない事業所からの排出量の推計値
非対象業種	建設業や農業等、届出非対象業種からの排出量の推計値
移動体	自動車や船舶等、移動体からの排出量の推計値
家庭	家庭からの排出量の推計値

注)四捨五入の関係で、合計が各項目の和と一致しないことがある。

2) 各排出源ごとの排出量の多い化学物質（静岡県）

ア 届出対象外（対象業種）

上位物質であるトルエン、キシレンは、油性塗料や接着剤の溶剤、合成原料等に用いられています。

表 21

(単位:トン/年)

順位	対象化学物質名	排出量
1	トルエン	367
2	キシレン	208
3	エチルベンゼン	165
4	メチルイソブチルケトン	130
5	塩化メチレン	84
	その他	632

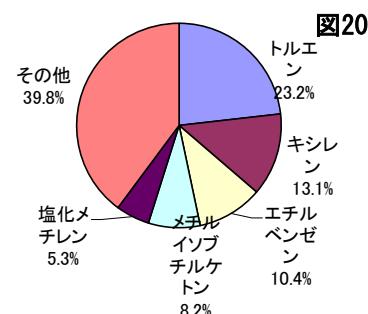
イ 非対象業種

上位物質であるキシレン、トリメチルベンゼンは、油性塗料や接着剤の溶剤、他の化学物質の原料等に用いられています。

表 22

(単位:トン/年)

順位	対象化学物質名	排出量
1	キシレン	294
2	トリメチルベンゼン	150
3	D-D	148
4	トルエン	133
5	ダゾメット	129
	その他	861



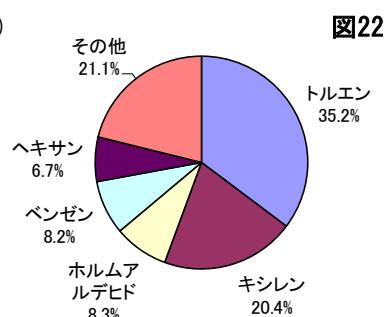
ウ 移動体

移動体からの排出量については、車の排気ガス等に含まれるトルエン、キシレン、ホルムアルデヒドが上位となっています。

表 23

(単位:トン/年)

順位	対象化学物質名	排出量
1	トルエン	626
2	キシレン	363
3	ホルムアルデヒド	147
4	ベンゼン	146
5	ヘキサン	120
	その他	376



エ 家庭

上位物質であるポリ(オキシエチレン)=アルキルエーテルは台所用洗剤、直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩は洗濯用洗剤、ジクロロベンゼンは衣類の防虫剤等に用いられています。

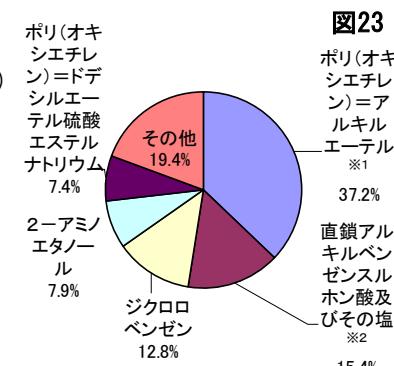
表 24

(単位:トン/年)

順位	対象化学物質名	排出量
1	ポリ(オキシエチレン)=アルキルエーテル ^{※1}	520
2	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩 ^{※2}	215
3	ジクロロベンゼン	179
4	2-アミノエタノール	110
5	ポリ(オキシエチレン)=ドデシルエーテル硫酸エステルナトリウム	104
	その他	271

※1 アルキル基の炭素数が12から15までのもの及びその混合物に限る。

※2 アルキル基の炭素数が10から14までのもの及びその混合物に限る。



注)グラフ中の数字は各排出源ごとに占める割合

(3)届出外排出量の推計値と届出排出量の合計

1)届出外排出量の推計値と届出排出量の合計

届出外排出量の推計値と届出排出量の合計は、14,243トン(全国比4.2%)で、届出外排出量は総排出量の45.5%を占めました。

なお、都道府県で比較すると愛知県、東京都に次いで全国で3番目に多い量でした。

表25 届出外排出量の推計値と届出排出量の合計(静岡県) (単位:トン/年)

		令和4年度	令和5年度
総排出量		13,152 (100%)	14,243 (100%)
届出外排出量	対象業種	1,449 (11.0%)	1,586 (11.1%)
	非対象業種	1,469 (11.2%)	1,715 (12.0%)
	移動体	1,712 (13.0%)	1,777 (12.5%)
	家庭	1,208 (9.2%)	1,400 (9.8%)
	小計	5,839 (44.4%)	6,478 (45.5%)
届出排出量	大気、公共用水域、土壤及び埋立処分	7,328 (55.7%)	7,765 (54.5%)

図24

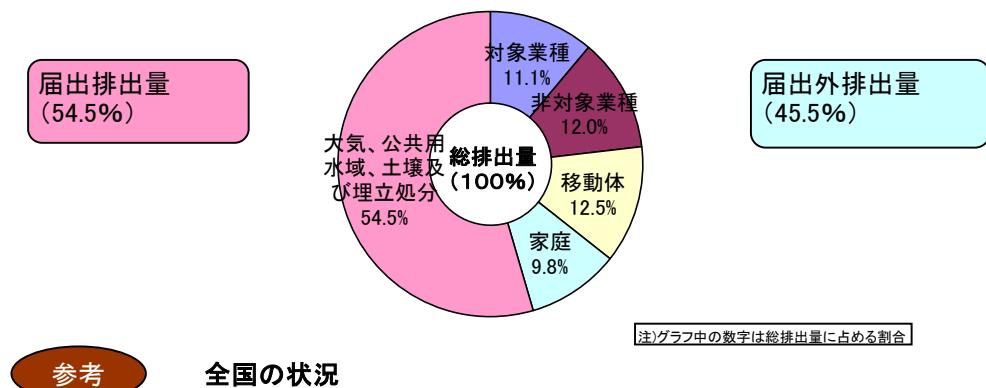
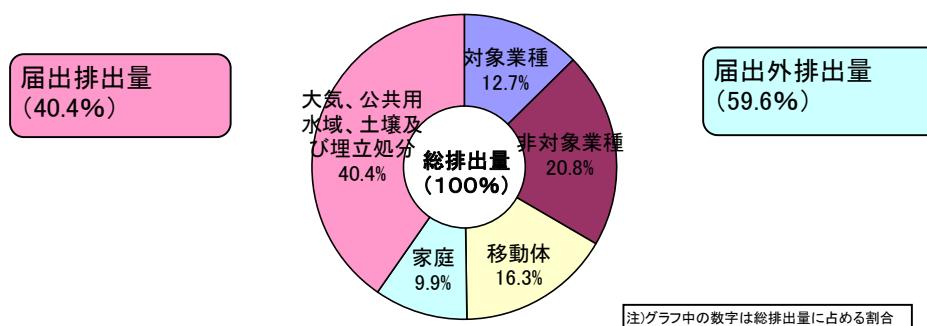


表26 届出外排出量の推計値と届出排出量の合計(全国) (単位:千トン/年)

		令和4年度	令和5年度
総排出量		309 (100%)	339 (100%)
届出外排出量	対象業種	41 (13.4%)	43 (12.7%)
	非対象業種	61 (19.9%)	70 (20.8%)
	移動体	54 (17.6%)	55 (16.3%)
	家庭	30 (9.6%)	34 (9.9%)
	小計	187 (60.5%)	202 (59.6%)
届出排出量	大気、公共用水域、土壤及び埋立処分	122 (39.5%)	137 (40.4%)

図25 届出外排出量と届出排出量の割合



注) 四捨五入の関係で、合計が各項目の和と一致しないことがある。

2)届出外排出量の推計値と届出排出量の合計が多い化学物質

届出外排出量の推計値と届出排出量の合計で排出量が最も多い化学物質はトルエンで、次いで、キシレン、エチルベンゼンでした。

表27 届出外排出量の推計値と届出排出量の合計が多い化学物質(静岡県)

(単位:トン/年)

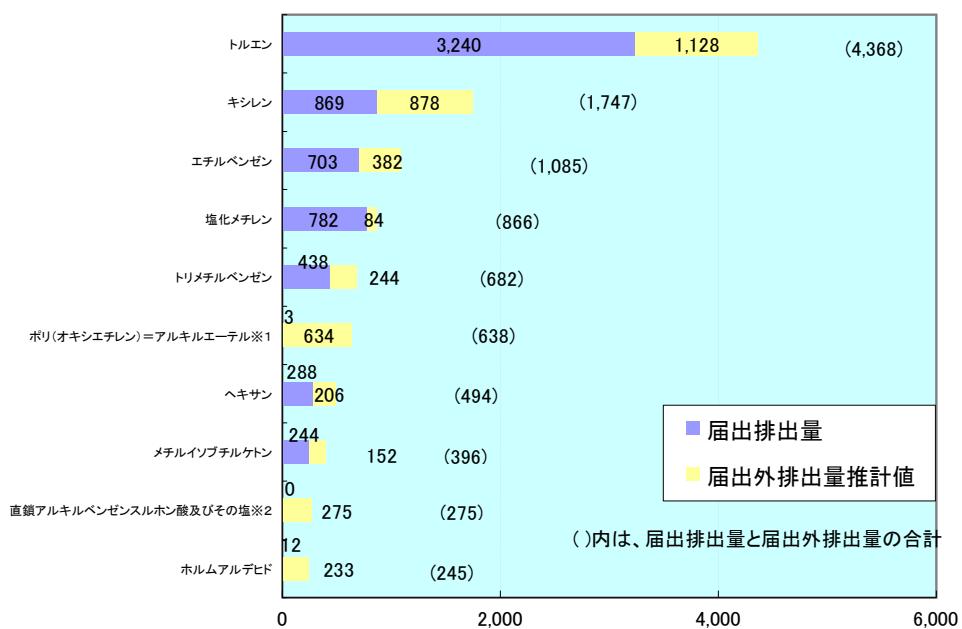
順位	対象化学物質名	届出排出量	届出外排出量 推計値	排出量合計
1	トルエン	3,240	1,128	4,368
2	キシレン	869	878	1,747
3	エチルベンゼン	703	382	1,085
4	塩化メチレン	782	84	866
5	トリメチルベンゼン	438	244	682
6	ポリ(オキシエチレン)=アルキルエーテル※1	3	634	638
7	ヘキサン	288	206	494
8	メチルイソブチルケトン	244	152	396
9	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩※2	0	275	275
10	ホルムアルデヒド	12	233	245

※1 アルキル基の炭素数が12から15までのもの及びその混合物に限る。

※2 アルキル基の炭素数が10から14までのもの及びその混合物に限る。

図 26 届出外排出量の推計値と届出排出量の合計が多い化学物質(静岡県)

単位:トン/年



注) 四捨五入の関係で、合計が各項目の和と一致しないことがある。

表28 届出外排出量の推計値と届出排出量の合計が多い化学物質(全国)

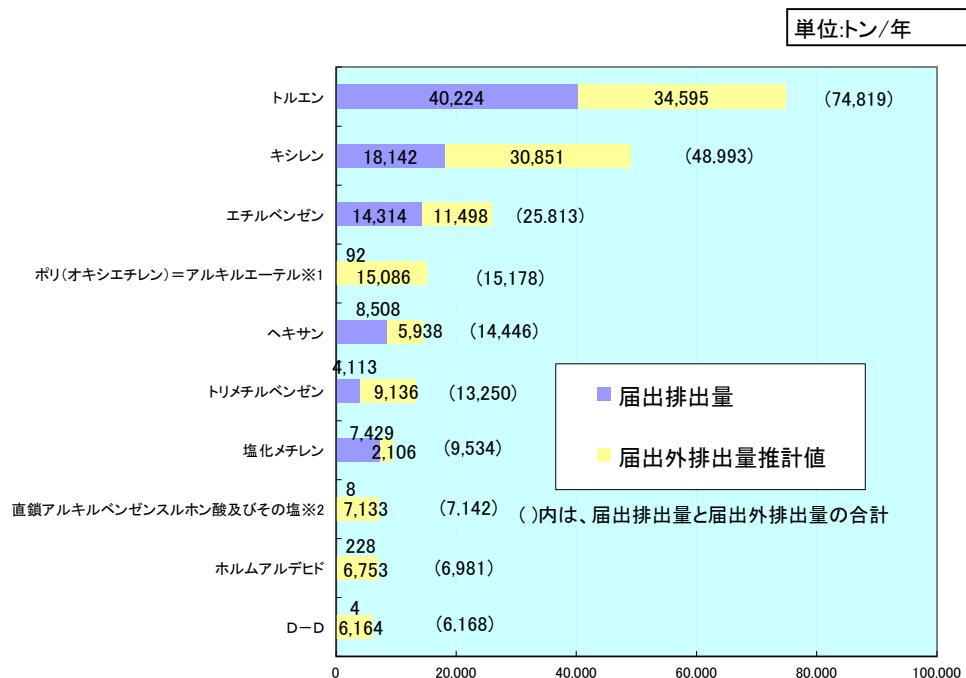
(単位:トン/年)

順位	対象化学物質名	届出排出量	届出外排出量 推計値	排出量合計
1	トルエン	40,224	34,595	74,819
2	キシレン	18,142	30,851	48,993
3	エチルベンゼン	14,314	11,498	25,813
4	ポリ(オキシエチレン)=アルキルエーテル※1	92	15,086	15,178
5	ヘキサン	8,508	5,938	14,446
6	トリメチルベンゼン	4,113	9,136	13,250
7	塩化メチレン	7,429	2,106	9,534
8	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩※2	8	7,133	7,142
9	ホルムアルデヒド	228	6,753	6,981
10	D-D	4	6,164	6,168

※1 アルキル基の炭素数が12から15までのもの及びその混合物に限る。

※2 アルキル基の炭素数が10から14までのもの及びその混合物に限る。

図 27 届出外排出量の推計値と届出排出量の合計が多い化学物質(全国)



注) 四捨五入の関係で、合計が各項目の和と一致しないことがある。

参考資料①第一種指定化学物質リスト (平成20(2008)年改正、令和3(2021)年改正)

★マークが付いているものは、**特定第一種指定化学物質**です。

▲マークが付いているものは、**令和3(2021)年改正で削除された化学物質**です。

○マークが付いているものは、**令和3(2021)年改正で第二種指定化学物質から第一種指定化学物質に変更**となった化学物質です。

□マークが付いているものは、**令和3(2021)年改正で第一種指定化学物質から第二種指定化学物質に変更**となった化学物質です。

第一種指定化学物質リスト

2021(R3) 改正 政令番号	2021(R3)改正 物質名	2008(H20) 改正 政令番号	2008(H20)改正 物質名	管理 番号	CAS登録番号
1-001	亜鉛の水溶性化合物	1-001	亜鉛の水溶性化合物	1	
1-002	亜鉛=ビス(2-メチルプロパー-2-エノアート)			563	13189-00-9
1-003	アクリルアミド	1-002	アクリルアミド	2	79-06-1
1-004	アクリル酸エチル	1-003	アクリル酸エチル	3	140-88-5
1-005	アクリル酸2-エチルヘキシル			564	103-11-7
1-006	アクリル酸及びその水溶性塩	1-004	アクリル酸及びその水溶性塩	4	
1-007	アクリル酸2-(ジメチルアミノ)エチル	1-005	アクリル酸2-(ジメチルアミノ)エチル	5	2439-35-2
□2-001	アクリル酸2-ヒドロキシエチル	□1-006	アクリル酸2-ヒドロキシエチル	6	818-61-1
1-008	アクリル酸重合物			565	
1-009	アクリル酸ブチル	1-007	アクリル酸ノルマルーブチル	7	141-32-2
1-010	アクリル酸メチル	1-008	アクリル酸メチル	8	96-33-3
1-011	アクリロニトリル	1-009	アクリロニトリル	9	107-13-1
1-012	アクロレイン	1-010	アクロレイン	10	107-02-8
		▲1-011	アジ化ナトリウム	11	26628-22-8
1-013	アジピン酸、(N-(2-アミノエチル)エタン-1, 2-ジアミン又はN, N'-ビス(2-アミノエチル)エタン-1, 2-ジアミン)と2-(クロロメチル)オキシランの重縮合物			566	25212-19-5
1-014	アジピン酸ジ-2-エチルヘキシル			567	103-23-1
1-015	アセチルアセトン			568	123-54-6
1-016	1-アセチル-1, 2, 3, 4-テトラヒドロ-3-[3-ピリジルメチル]アミノ]-6-[1, 2, 2, 2-テトラフルオロー-1-(トリフルオロメチル)エチル]キナゾリン-2-オン(別名:ピリフルキナ			569	337458-27-2
★1-017	アセトアルデヒド	1-012	アセトアルデヒド	12	75-07-0
		▲1-013	アセトニトリル	13	75-05-8
1-018	アセトンシアノヒドリン	1-014	アセトンシアノヒドリン	14	75-86-5
1-019	アセナフテン	1-015	アセナフテン	15	83-32-9
		▲1-016	2, 2'-アゾビスイソブチロニトリル	16	78-67-1
		▲1-017	オルト-アニジン	17	90-04-0
1-020	アニリン	1-018	アニリン	18	62-53-3
□2-003	1-アミノ-9, 10-アントラキノン	□1-019	1-アミノ-9, 10-アントラキノン	19	82-45-1
1-021	2-アミノエタノール	1-020	2-アミノエタノール	20	141-43-5
1-022	5-アミノ-4-クロロ-2-フェニルピリダジン-3(2H)-オン(別名:クロリダジン)	1-021	5-アミノ-4-クロロ-2-フェニルピリダジン-3(2H)-オン(別名クロリダジン)	21	1698-60-8
1-023	5-アミノ-1-[2, 6-ジクロロ-4-(トリフルオロメチル)フェニル]-3-シアノ-4-[(トリフルオロメチル)スルフィニル]ピラゾール(別名:フィプロニル)	1-022	5-アミノ-1-[2, 6-ジクロロ-4-(トリフルオロメチル)フェニル]-3-シアノ-4-[(トリフルオロメチル)スルフィニル]ピラゾール(別名フィプロニル)	22	120068-37-3
1-024	オルト-アミノフェノール			570	95-55-6

第一種指定化学物質リスト

2021(R3) 改正 政令番号	2021(R3)改正 物質名	2008(H20) 改正 政令番号	2008(H20)改正 物質名	管理 番号	CAS登録番号
1-025	パラーアミノフェノール	1-023	パラーアミノフェノール	23	123-30-8
		▲1-024	メターアミノフェノール	24	591-27-5
1-026	4-アミノ-6-ターシャリーブチル-3-メチルチオ-1, 2, 4-トリアジン-5(4H)-オン(別名:メトリブジン)	1-025	4-アミノ-6-ターシャリーブチル-3-メチルチオ-1, 2, 4-トリアジン-5(4H)-オン(別名メトリブジン)	25	21087-64-9
		▲1-026	3-アミノ-1-プロペン	26	107-11-9
1-027	4-アミノ-3-メチル-6-フェニル-1, 2, 4-トリアジン-5(4H)-オン(別名:メタミトロン)	1-027	4-アミノ-3-メチル-6-フェニル-1, 2, 4-トリアジン-5(4H)-オン(別名メタミトロン)	27	41394-05-2
1-028	アリルアルコール	1-028	アリルアルコール	28	107-18-6
1-029	1-アリルオキシー-2, 3-エポキシプロパン	1-029	1-アリルオキシー-2, 3-エポキシプロパン	29	106-92-3
1-030	3-アリルオキシー-1, 2-ベンゾイソチアゾール-1, 1-ジオキシド(別名:プロベナゾール)			571	27605-76-1
○1-031	4-アリル-1, 2-ジメトキシベンゼン	○2-006	4-アリル-1, 2-ジメトキシベンゼン	468	93-15-2
1-032	アリル=ヘキサノアート			572	123-68-2
1-033	アリル=ヘプタノアート			573	142-19-8
1-034	アルカノール(炭素数が10のものに限る。)(別名:デカノール)	1-257	デシルアルコール(別名デカノール) 【名称変更】	257	112-30-1, 1120-06-5, 1565-81-7, 2051-31-2, 5205-34-5, 25339-17-7, 36729-58-5
1-035	[(3-アルカンアミドプロピル)(ジメチル)アンモニオ]アセタート(アルカンの構造が直鎖であり、かつ、当該アルカンの炭素数が8、10、12、14、16又は18のもの及びその混合物に限る。)及び(Z)-[[3-(オクタデカ-9-エンアミド)プロピル](ジメチル)アンモニオ]アセタート並びにこれらの混合物			574	
1-036	(3-アルカンアミドプロピル)(メチル)[2-(アルカノイルオキシ)エチル]アンモニウム=クロリド(アルカン及びアルカノイルの構造が直鎖であり、かつ、当該アルカン及び当該アルカノイルのそれぞれの炭素数が14、16又は18のもの及びその混合物に限る。)			575	
1-037	アルカン-1-アミン(アルカンの構造が直鎖であり、かつ、当該アルカンの炭素数が8、10、12、14、16又は18のもの及びその混合物に限る。)、(Z)-オクタデカ-9-エン-1-アミン及び(9Z, 12Z)-オクタデカ-9, 12-ジエン-1-アミン並びにこれらの混合物			576	
1-038	アルカン-1-アミン(アルカンの構造が直鎖であり、かつ、当該アルカンの炭素数が8、10、12、14、16又は18のもの及びその混合物に限る。)のオキシラン重付加物、(Z)-オクタデカ-9-エン-1-アミンのオキシラン重付加物及び(9Z, 12Z)-オクタデカ-9, 12-ジエン-1-アミンのオキシラン重付加物の混合物			577	61791-26-2

第一種指定化学物質リスト

2021(R3) 改正 政令番号	2021(R3)改正 物質名	2008(H20) 改正 政令番号	2008(H20)改正 物質名	管理 番号	CAS登録番号
1-039	アルファーアルキルーオメガーヒドロキシポリ(オキシエタン-1, 2-ジイル)(アルキル基の炭素数が16から18までのもの及びその混合物であって、数平均分子量が1, 000未満のものに限る。)及びアルファーアルケニルーオメガーヒドロキシポリ(オキシエタン-1, 2-ジイル)(アルケニル基の炭素数が16から18までのもの及びその混合物であって、数平均分子量が1, 000未満のものに限る。)並びにこれらの混合物			578	
1-040	アルファーアルキルーオメガーヒドロキシポリ[オキシエタン-1, 2-ジイル／オキシ(メチルエタン-1, 2-ジイル)](アルキル基の構造が分枝であり、かつ、当該アルキル基の炭素数が9から11までのものの混合物(当該アルキル基の炭素数が10のものを主成分とするものに限る。)に限る。)			579	154518-36-2
1-041	アルファーアルキルーオメガーヒドロキシポリ(オキシエチレン)(アルキル基の炭素数が9から11までのもの及びその混合物であって、数平均分子量が1, 000未満のものに限る。)			580	
1-042	アルキルフェノール(アルキル基の炭素数が9のものに限る。)	1-320	ノニルフェノール【名称変更】	320	25154-52-3
1-043	パラーアルキルフェノール(アルキル基の炭素数が8のものに限る。)	1-074	パラーオクチルフェノール【名称変更】	74	1806-26-4
1-044	アルキル(ベンジル)(ジメチル)アンモニウムの塩(アルキル基の炭素数が12から16までのもの及びその混合物に限る。)			581	
1-045	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩(アルキル基の炭素数が10から14までのもの及びその混合物に限る。)	1-030	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩(アルキル基の炭素数が10から14までのもの及びその混合物に限る。)	30	
1-046	アルミニウム=トリス(エチル=ホスホナート)(別名:ホセチル又はホセチルアルミニウム)			582	39148-24-8
1-047	安息香酸ベンジル			583	120-51-4
1-048	アンチモン及びその化合物	1-031	アンチモン及びその化合物	31	
1-049	アントラセン	1-032	アントラセン	32	120-12-7
1-050	アントラセン-9, 10-ジオン(別名:アントラキノン)			584	84-65-1
★1-051	石綿	★1-033	石綿	33	1332-21-4
1-052	アルファー(イソシアナトベンジル)-オメガ-(イソシアナトフェニル)ポリ[(イソシアナトフェニレン)メチレン]			585	9016-87-9
1-053	3-イソシアナトメチル-3, 5, 5-トリメチルシクロヘキシル=イソシアネート	1-034	3-イソシアナトメチル-3, 5, 5-トリメチルシクロヘキシル=イソシアネート	34	4098-71-9
		▲1-035	イソブチルアルデヒド	35	78-84-2
1-054	イソプレン	1-036	イソプレン	36	78-79-5
1-055	4, 4'-イソプロピリデンジフェノール(別名:ビスフェノールA)	1-037	4, 4'-イソプロピリデンジフェノール(別名ビスフェノールA)	37	80-05-7
		▲1-038	2, 2'-{イソプロピリデンビス[(2, 6-ジブロモ-4, 1-フェニレン)オキシ]}ジエタノール	38	4162-45-2
		▲1-039	N-イソプロピルアミノホスホン酸O-エチル-O-(3-メチル-4-メチルチオフェニル)(別名フェナミホス)	39	22224-92-6

第一種指定化学物質リスト

2021(R3) 改正 政令番号	2021(R3)改正 物質名	2008(H20) 改正 政令番号	2008(H20)改正 物質名	管理 番号	CAS登録番号
1-056	イソプロピル=3-クロロカルバニート(別名:クロルプロファム又はIPC)			586	101-21-3
1-057	3-(4-イソプロピルフェニル)-2-メチルプロパンール			587	103-95-7
1-058	4-イソプロピル-3-メチルフェノール			588	3228-02-2
1-059	イソプロピル=2-(4-メトキシビフェニル-3-イル)ヒドラジノホルマート(別名:ビフェナゼート)	1-040	イソプロピル=2-(4-メトキシビフェニル-3-イル)ヒドラジノホルマート(別名ビフェナゼート)	40	149877-41-8
1-060	3'-イソプロポキシ-2-トリフルオロメチルベンズアニド(別名:フルトラニル)	1-041	3'-イソプロポキシ-2-トリフルオロメチルベンズアニド(別名フルトラニル)	41	66332-96-5
□2-006	2-イミダゾリジンチオン	□1-042	2-イミダゾリジンチオン	42	96-45-7
□2-007	1, 1'-[イミノジ(オクタメチレン)]ジグアニジン(別名:イミノクタジン)	□1-043	1, 1'-[イミノジ(オクタメチレン)]ジグアニジン(別名イミノクタジン)	43	13516-27-3
1-061	1, 1'-イミノジオクタメチレン)ジグアニジン=トリアセタート(別名:イミノクタジン酢酸塩)			589	57520-17-9
1-062	インジウム及びその化合物	1-044	インジウム及びその化合物	44	
		▲1-045	エタンチオール	45	75-08-1
1-063	エチリデンノルボルネン			590	16219-75-3
1-064	エチル=2-[4-(6-クロロ-2-キノキサリニルオキシ)フェノキシ]プロピオナート(別名:キザロホップエチル)	1-046	エチル=2-[4-(6-クロロ-2-キノキサリニルオキシ)フェノキシ]プロピオナート(別名キザロホップエチル)	46	76578-14-8
1-065	エチルシクロヘキサン			591	1678-91-7
1-066	5-エチル-5, 8-ジヒドロ-8-オキソ-[1, 3]ジオキソロ[4, 5-g]キノリン-7-カルボン酸(別名:オキソニック酸)			592	14698-29-4
1-067	N-エチル-N, N-ジメチルテトラデカン-1-アミニウムの塩			593	
1-068	O-エチル=O-(6-ニトロ-メタートリル)=セカンダリーブチルホスホルアミドチオアート(別名:ブタミホス)	1-047	O-エチル=O-(6-ニトロ-メタートリル)=セカンダリーブチルホスホルアミドチオアート(別名ブタミホス)	47	36335-67-8
1-069	O-エチル=O-4-ニトロフェニル=フェニルホスホノチオアート(別名:EP N)	1-048	O-エチル=O-4-ニトロフェニル=フェニルホスホノチオアート(別名EP N)	48	2104-64-5
1-070	N-(1-エチルプロピル)-2, 6-ジニトロ-3, 4-キシリジン(別名:ベンディメタリン)	1-049	N-(1-エチルプロピル)-2, 6-ジニトロ-3, 4-キシリジン(別名ベンディメタリン)	49	40487-42-1
1-071	S-エチル=ヘキサヒドロ-1H-アゼピン-1-カルボチオアート(別名:モリネート)	1-050	S-エチル=ヘキサヒドロ-1H-アゼピン-1-カルボチオアート(別名モリネート)	50	2212-67-1
		▲1-051	2-エチルヘキサン酸	51	149-57-5
1-072	エチル=(Z)-3-[N-ベンジル-N-[[メチル(1-メチルチオエチリデンアミノオキシカルボニル)アミノ]チオ]アミノ]プロピオナート(別名:アラニカルブ)	1-052	エチル=(Z)-3-[N-ベンジル-N-[[メチル(1-メチルチオエチリデンアミノオキシカルボニル)アミノ]チオ]アミノ]プロピオナート(別名アラニカルブ)	52	83130-01-2
1-073	エチルベンゼン	1-053	エチルベンゼン	53	100-41-4
1-074	O-エチル=S-1-メチルプロピル=(2-オキソ-3-チアゾリジニル)ホスホノチオアート(別名:ホスチアゼート)	1-054	O-エチル=S-1-メチルプロピル=(2-オキソ-3-チアゾリジニル)ホスホノチオアート(別名ホスチアゼート)	54	98886-44-3
		▲1-055	エチレンイミン	55	151-56-4
★1-075	エチレンオキシド	★1-056	エチレンオキシド	56	75-21-8
1-076	エチレングリコールモノエチルエーテル	1-057	エチレングリコールモノエチルエーテル	57	110-80-5
1-077	エチレングリコールモノブチルエーテル(別名:ブチルセロソルブ)			594	111-76-2
1-078	エチレングリコールモノメチルエーテル	1-058	エチレングリコールモノメチルエーテル	58	109-86-4

第一種指定化学物質リスト

2021(R3) 改正 政令番号	2021(R3)改正 物質名	2008(H20) 改正 政令番号	2008(H20)改正 物質名	管理 番号	CAS登録番号
1-079	エチレンジアミン	1-059	エチレンジアミン	59	107-15-3
1-080	エチレンジアミン四酢酸並びにそのカリウム塩及びナトリウム塩	▲1-060	エチレンジアミン四酢酸	60	60-00-4
				595	60-00-4
1-081	N, N' -エチレンビス(ジチオカルバミン酸)マンガン(別名:マンネブ)	1-061	N, N' -エチレンビス(ジチオカルバミン酸)マンガン(別名マンネブ)	61	12427-38-2
1-082	N, N' -エチレンビス(ジチオカルバミン酸)マンガンとN, N' -エチレンビス(ジチオカルバミン酸)亜鉛の錯化合物(別名:マンコゼブ又はマンゼブ)	1-062	N, N' -エチレンビス(ジチオカルバミン酸)マンガンとN, N' -エチレンビス(ジチオカルバミン酸)亜鉛の錯化合物(別名マンコゼブ又はマンゼブ)	62	8018-01-7
1-083	1, 1' -エチレン-2, 2' -ビビリジニウム=ジブロミド(別名:ジクアトジブロミド又はジクワット)	1-063	1, 1' -エチレン-2, 2' -ビビリジニウム=ジブロミド(別名ジクアトジブロミド又はジクワット)	63	85-00-7
1-084	(4-エトキシフェニル)[3-(4-フルオロー-3-フェノキシフェニル)プロピル]ジメチルシラン(別名:シラフルオフェン)			596	105024-66-6
1-085	2-(4-エトキシフェニル)-2-メチルプロピル=3-フェノキシベンジルエーテル(別名:エトフェンプロックス)	1-064	2-(4-エトキシフェニル)-2-メチルプロピル=3-フェノキシベンジルエーテル(別名エトフェンプロックス)	64	80844-07-1
1-086	エピクロロヒドリン	1-065	エピクロロヒドリン	65	106-89-8
1-087	1, 2-エポキシブタン	1-066	1, 2-エポキシブタン	66	106-88-7
□2-010	2, 3-エポキシー-1-プロパノール	□1-067	2, 3-エポキシー-1-プロパノール	67	556-52-5
1-088	1, 2-エポキシプロパン(別名:酸化プロピレン)	1-068	1, 2-エポキシプロパン(別名酸化プロピレン)	68	75-56-9
		▲1-069	2, 3-エポキシプロピル=フェニルエーテル	69	122-60-1
□2-012	エマメクチン安息香酸塩(別名:エマメクチンB1a安息香酸塩及びエマメクチンB1b安息香酸塩の混合物)	□1-070	エマメクチン安息香酸塩(別名エマメクチンB1a安息香酸塩及びエマメクチンB1b安息香酸塩の混合物)	70	155569-91-8
		▲1-071	塩化第二鉄	71	7705-08-0
1-089	塩化パラフィン(炭素数が10から13までのもの及びその混合物に限る。)	1-072	塩化パラフィン(炭素数が10から13までのもの及びその混合物に限る。)	72	85535-84-8
1-090	塩化直鎖パラフィン(炭素数が14から17までのもの及びその混合物に限る。)			597	
1-091	塩素酸並びにそのカリウム塩及びナトリウム塩			598	7790-93-4
1-092	オキサシクロヘキサデカン-2-オン			599	106-02-5
○1-093	4, 4' -オキシビスベンゼンスルホニルヒドライド	○2-015	4, 4' -オキシビスベンゼンスルホニルヒドライド	477	80-51-3
1-094	1-オクタノール	1-073	1-オクタノール	73	111-87-5
1-095	オクタブロモジフェニルエーテル			600	32536-52-0
1-096	オクタメチルシクロテトラシロキサン			601	556-67-2
1-097	過塩素酸並びにそのアンモニウム塩、カリウム塩、ナトリウム塩、マグネシウム塩及びリチウム塩			602	
1-098	過酢酸			603	79-21-0
1-043	パラーアルキルフェノール(アルキル基の炭素数が8のものに限る。)	1-074 (再掲)	パラーオクチルフェノール【名称変更】	74	1806-26-4
★1-099	カドミウム及びその化合物	★1-075	カドミウム及びその化合物	75	
		▲1-076	イプシロン-カプロラクタム	76	105-60-2
		▲1-077	カルシウムアナミド	77	156-62-7
1-100	カリウム=ジエチルジチオカルバマート			604	3699-30-7
1-101	2, 4-キシレノール	1-078	2, 4-キシレノール	78	105-67-9
1-102	2, 6-キシレノール	1-079	2, 6-キシレノール	79	576-26-1
1-103	キシレン	1-080	キシレン	80	1330-20-7
1-104	キノリン	1-081	キノリン	81	91-22-5
1-105	銀及びその水溶性化合物	1-082	銀及びその水溶性化合物	82	

第一種指定化学物質リスト

2021(R3) 改正 政令番号	2021(R3)改正 物質名	2008(H20) 改正 政令番号	2008(H20)改正 物質名	管理 番号	CAS登録番号
1-106	クメン	1-083	クメン	83	98-82-8
1-107	グリオキサール	1-084	グリオキサール	84	107-22-2
1-108	グリホサート並びにそのアンモニウム塩、イソプロピルアミン塩、カリウム塩及びナトリウム塩			605	
1-109	グルタルアルデヒド	1-085	グルタルアルデヒド	85	111-30-8
1-110	クレゾール	1-086	クレゾール	86	1319-77-3
1-111	クロム及び三価クロム化合物	1-087	クロム及び三価クロム化合物	87	
★1-112	六価クロム化合物	★1-088	六価クロム化合物	88	
1-113	クロロアニリン	1-089	クロロアニリン	89	95-51-2, 106-47-8, 108-42-9, 27134-26-5
1-114	1-(2-クロロイミダゾ[1, 2-a]ピリジン-3-イルスルホニル)-3-(4, 6-ジメトキシピリミジン-2-イル)尿素(別名:イマゾスルフロン)			606	122548-33-8
1-115	2-クロロ-4-エチルアミノ-6-イソプロピルアミノ-1, 3, 5-トリアジン(別名:アトラジン)	1-090	2-クロロ-4-エチルアミノ-6-イソプロピルアミノ-1, 3, 5-トリアジン(別名アトラジン)	90	1912-24-9
1-116	2-(4-クロロ-6-エチルアミノ-1, 3, 5-トリアジン-2-イル)アミノ-2-メチルプロピオノトリル(別名:シアナジン)	1-091	2-(4-クロロ-6-エチルアミノ-1, 3, 5-トリアジン-2-イル)アミノ-2-メチルプロピオノトリル(別名シアナジン)	91	21725-46-2
1-117	4-クロロ-3-エチル-1-メチル-N-[4-(パラトリリオキシ)ベンジル]ピラゾール-5-カルボキサミド(別名トルフェンピラド)	1-092	4-クロロ-3-エチル-1-メチル-N-[4-(パラトリリオキシ)ベンジル]ピラゾール-5-カルボキサミド(別名トルフェンピラド)	92	129558-76-5
1-118	2-クロロ-2'-エチル-N-(2-メトキシ-1-メチルエチル)-6'-メチルアセトアニリド(別名:メトラクロール)	1-093	2-クロロ-2'-エチル-N-(2-メトキシ-1-メチルエチル)-6'-メチルアセトアニリド(別名メトラクロール)	93	51218-45-2
1-119	2-クロロ-2'-エチル-N-[(1S)-2-メトキシ-1-メチルエチル]-6'-メチルアセトアニリド及び2-クロロ-2'-エチル-N-[(1R)-2-メトキシ-1-メチルエチル]-6'-メチルアセトアニリドの混合物(2-クロロ-2'-エチル-N-[(1S)-2-メトキシ-1-メチルエチル]-6'-メチルアセトアニリドの含有率が80重量パーセント以上のものに限る。)(別名:S-メトラクロール)			607	87392-12-9, 178961-20-1*16
★1-120	クロロエチレン(別名:塩化ビニル)	★1-094	クロロエチレン(別名塩化ビニル)	94	75-01-4
1-121	3-クロロ-N-(3-クロロ-5-トリフォロオロメチル-2-ピリジル)-アルファ, アルファ, アルファートリフルオロ-2, 6-ジニトロ-パラ-トルイジン(別名:フルアジナム)	1-095	3-クロロ-N-(3-クロロ-5-トリフォロオロメチル-2-ピリジル)-アルファ, アルファ, アルファートリフルオロ-2, 6-ジニトロ-パラ-トルイジン(別名フルアジナム)	95	79622-59-6
1-122	1-[2-[2-クロロ-4-(4-クロロフェノキシ)フェニル]-4-メチル-1, 3-ジオキソラン-2-イル]メチル]-1H-1, 2, 4-トリアゾール(別名:ジフェノコナゾール)	1-096	1-[2-[2-クロロ-4-(4-クロロフェノキシ)フェニル]-4-メチル-1, 3-ジオキソラン-2-イル]メチル]-1H-1, 2, 4-トリアゾール(別名ジフェノコナゾール)	96	119446-68-3
		▲1-097	1-クロロ-2-(クロロメチル)ベンゼン	97	611-19-8
1-123	クロロ酢酸	1-098	クロロ酢酸	98	79-11-8
		▲1-099	クロロ酢酸エチル	99	105-39-5
1-124	2-クロロ-2', 6'-ジエチル-N-(2-プロポキシエチル)アセトアニリド(別名:プレチラクロール)	1-100	2-クロロ-2', 6'-ジエチル-N-(2-プロポキシエチル)アセトアニリド(別名プレチラクロール)	100	51218-49-6

第一種指定化学物質リスト

2021(R3) 改正 政令番号	2021(R3)改正 物質名	2008(H20) 改正 政令番号	2008(H20)改正 物質名	管理 番号	CAS登録番号
1-125	2-クロロ-2', 6'-ジエチル-N-(メキシメチル)アセトアニリド(別名:アラクロール)	1-101	2-クロロ-2', 6'-ジエチル-N-(メキシメチル)アセトアニリド(別名アラクロール)	101	15972-60-8
		▲1-102	1-クロロ-2, 4-ジニトロベンゼン	102	97-00-7
1-126	3-(4-クロロ-5-シクロペンチルオキシ-2-フルオロフェニル)-5-イソプロピリデン-1, 3-オキサゾリジン-2, 4-ジオン(別名:ペントキサゾン)			608	110956-75-7
1-127	5-クロロ-2-(2, 4-ジクロロフェノキシ)フェノール(別名:トリクロサン)			609	3380-34-5
1-128	(RS)-5-クロロ-N-(1, 3-ジヒドロ-1, 1, 3-トリメチルイソベンゾフラン-4-イル)-1, 3-ジメチル-1H-ピラゾール-4-カルボキサミド(別名:フラメトピル)			610	123572-88-3
1-129	1-クロロ-1, 1-ジフルオロエタン(別名:HCFC-142b)	1-103	1-クロロ-1, 1-ジフルオロエタン(別名HCFC-142b)	103	75-68-3
1-130	クロロジフルオロメタン(別名:HCFC-22)	1-104	クロロジフルオロメタン(別名HCFC-22)	104	75-45-6
1-131	3'-クロロ-4, 4'-ジメチル-1, 2, 3-チアジアゾール-5-カルボキサニリド(別名:チアジニル)			611	223580-51-6
1-132	(RS)-2-クロロ-N-(2, 4-ジメチル-3-チエニル)-N-(2-メトキシ-1-メチルエチル)アセトアミド(別名:ジメテナミド)			612	87674-68-8
1-133	(S)-2-クロロ-N-(2, 4-ジメチル-3-チエニル)-N-(2-メトキシ-1-メチルエチル)アセトアミド(別名:ジメテナミドP)			613	163515-14-8
1-134	3-クロロ-N-(4, 6-ジメトキシピリミジン-2-イルカルバモイル)-1-メチル-4-(5-メチル-5, 6-ジヒドロ-1, 4, 2-ジオキサジン-3-イル)ピラゾール-5-スルホンアミド(別名:メタゾスルフロン)			614	868680-84-6
1-135	3-(2-クロロ-1, 3-チアゾール-5-イルメチル)-5-メチル-N-二トロ-1, 3, 5-オキサジアジナン-4-イミン(別名:チアメトキサム)			615	153719-23-4
1-136	(E)-1-(2-クロロ-1, 3-チアゾール-5-イルメチル)-3-メチル-2-ニトログアニジン(別名:クロチアニジン)			616	210880-92-5
1-137	2-クロロ-1, 1, 1, 2-テトラフルオロエタン(別名:HCFC-124)	1-105	2-クロロ-1, 1, 1, 2-テトラフルオロエタン(別名HCFC-124)	105	2837-89-0
1-138	クロロトリフルオロエタン(別名:HCFC-133)	1-106	クロロトリフルオロエタン(別名HCFC-133)	106	
		▲1-107	クロロトリフルオロメタン(別名CFC-13)	107	75-72-9
1-139	(RS)-2-(4-クロロ-オルト-トリルオキシ)プロピオン酸(別名:メコップロップ)	1-108	(RS)-2-(4-クロロ-オルト-トリルオキシ)プロピオン酸(別名メコップロップ)	108	93-65-2, 7085-19-0
□2-020	オルト-クロロトルエン	□1-109	オルト-クロロトルエン	109	95-49-8
□2-021	パラ-クロロトルエン	□1-110	パラ-クロロトルエン	110	106-43-4
		▲1-111	2-クロロ-4-ニトロアニリン	111	121-87-9
		▲1-112	2-クロロニトロベンゼン	112	88-73-3
1-140	2-クロロ-4, 6-ビス(エチルアミノ)-1, 3, 5-トリアジン(別名:シマジン又はCAT)	1-113	2-クロロ-4, 6-ビス(エチルアミノ)-1, 3, 5-トリアジン(別名シマジン又はCAT)	113	122-34-9

第一種指定化学物質リスト

2021(R3) 改正 政令番号	2021(R3)改正 物質名	2008(H20) 改正 政令番号	2008(H20)改正 物質名	管理 番号	CAS登録番号
□2-023	(RS)-2-[2-(3-クロロフェニル)-2,3-エポキシプロピル]-2-エチルインダン-1,3-ジオン(別名:イソダノファン)	□1-114	(RS)-2-[2-(3-クロロフェニル)-2,3-エポキシプロピル]-2-エチルインダン-1,3-ジオン(別名イソダノファン)	114	133220-30-1
1-141	トランス-N-(6-クロロ-3-ピリジルメチル)-N'-シアノ-N-メチルアセトアミジン(別名:アセタミプリド)			617	135410-20-7
1-142	1-(6-クロロ-3-ピリジルメチル)-N-ニトロイミダゾリジン-2-イリデンアミン(別名:イミダクロプリド)			618	138261-41-3
1-143	3-(6-クロロピリジン-3-イルメチル)-1,3-チアゾリジン-2-イリデンシアナミド(別名:チアクロプリド)			619	111988-49-9
1-144	4-(2-クロロフェニル)-N-シクロヘキシル-N-エチル-4,5-ジヒドロ-5-オキソ-1H-テトラゾール-1-カルボキサミド(別名:フェントラザミド)	1-115	4-(2-クロロフェニル)-N-シクロヘキシル-N-エチル-4,5-ジヒドロ-5-オキソ-1H-テトラゾール-1-カルボキサミド(別名フェントラザミド)	115	158237-07-1
□2-024	(4RS, 5RS)-5-(4-クロロフェニル)-N-シクロヘキシル-4-メチル-2-オキソ-1,3-チアゾリジン-3-カルボキサミド(別名:ヘキシチアゾクス)	□1-116	(4RS, 5RS)-5-(4-クロロフェニル)-N-シクロヘキシル-4-メチル-2-オキソ-1,3-チアゾリジン-3-カルボキサミド(別名ヘキシチアゾクス)	116	78587-05-0
1-145	(RS)-1-パラ-クロロフェニル-4,4-ジメチル-3-(1H-1,2,4-トリアゾール-1-イルメチル)ペンタン-3-オール(別名:テブコナゾール)	1-117	(RS)-1-パラ-クロロフェニル-4,4-ジメチル-3-(1H-1,2,4-トリアゾール-1-イルメチル)ペンタン-3-オール(別名テブコナゾール)	117	107534-96-3
□2-028	2-(4-クロロフェニル)-2-(1H-1,2,4-トリアゾール-1-イルメチル)ヘキサンニトリル(別名:ミクロブタニル)	□1-118	2-(4-クロロフェニル)-2-(1H-1,2,4-トリアゾール-1-イルメチル)ヘキサンニトリル(別名ミクロブタニル)	118	88671-89-0
□2-030	(RS)-4-(4-クロロフェニル)-2-フェニル-2-(1H-1,2,4-トリアゾール-1-イルメチル)ブチロニトリル(別名:フェンブコナゾール)	□1-119	(RS)-4-(4-クロロフェニル)-2-フェニル-2-(1H-1,2,4-トリアゾール-1-イルメチル)ブチロニトリル(別名フェンブコナゾール)	119	114369-43-6
	▲1-120	オルト-クロロフェノール		120	95-57-8
1-146	パラ-クロロフェノール	1-121	パラ-クロロフェノール	121	106-48-9
	▲1-122	2-クロロプロピオン酸		122	598-78-7
1-147	3-クロロプロベン(別名:塩化アリル)	1-123	3-クロロプロベン(別名塩化アリル)	123	107-05-1
1-148	1-(2-クロロベンジル)-3-(1-メチル-1-フェニルエチル)尿素(別名:クミルロン)	1-124	1-(2-クロロベンジル)-3-(1-メチル-1-フェニルエチル)ウレア(別名クミルロン)	124	99485-76-4
1-149	クロロベンゼン	1-125	クロロベンゼン	125	108-90-7
1-150	クロロペンタフルオロエタン(別名:CFC C-115)	1-126	クロロペンタフルオロエタン(別名CFC-115)	126	76-15-3
1-151	クロロホルム	1-127	クロロホルム	127	67-66-3
1-152	2-[2-クロロ-4-メシル-3-[(テトラヒドロフラン-2-イルメチシ)メチル]ベンゾイル]シクロヘキサン-1,3-ジオン(別名:テフリルトリオノン)			620	473278-76-1
1-153	3-(2-クロロ-4-メシルベンゾイル)-4-フェニルスルファニルビシクロ[3.2.1]オクタ-3-エン-2-オノン(別名:ベンゾビシクロン)			621	156963-66-5
1-154	クロロメタン	1-128	クロロメタン(別名塩化メチル)	128	74-87-3
	▲1-129	4-クロロ-3-メチルフェノール		129	59-50-7
	▲1-130	(4-クロロ-2-メチルフェノキシ)酢酸(別名MCP又はMCPA)		130	94-74-6
□2-033	3-クロロ-2-メチル-1-プロパン	□1-131	3-クロロ-2-メチル-1-プロパン	131	563-47-3

第一種指定化学物質リスト

2021(R3) 改正 政令番号	2021(R3)改正 物質名	2008(H20) 改正 政令番号	2008(H20)改正 物質名	管理 番号	CAS登録番号
1-155	(E)-N-[2-クロロ-5-[1-(6-メチルピリジン-2-イル)メトキシイミノ]エチル]ベンジル]カルバミン酸メチル(別名:ピリベンカルブ)			622	799247-52-2
1-156	コバルト及びその化合物	1-132	コバルト及びその化合物	132	
1-157	酢酸2-エトキシエチル(別名:エチレングリコールモノエチルエーテルアセテート)	1-133	酢酸2-エトキシエチル(別名エチレングリコールモノエチルエーテルアセテート)	133	111-15-9
1-158	酢酸ビニル	1-134	酢酸ビニル	134	108-05-4
1-159	酢酸ヘキシル			623	142-92-7
1-160	酢酸2-メトキシエチル(別名:エチレングリコールモノメチルエーテルアセテート)	1-135	酢酸2-メトキシエチル(別名エチレングリコールモノメチルエーテルアセテート)	135	110-49-6
		▲1-136	サリチルアルデヒド	136	90-02-8
□2-036	シアナミド	□1-137	シアナミド	137	420-04-2
□2-037	(RS)-2-シアノ-N-[(R)-1-(2,4-ジクロロフェニル)エチル]-3,3-ジメチルブチラミド(別名:ジクロシメット)	□1-138	(RS)-2-シアノ-N-[(R)-1-(2,4-ジクロロフェニル)エチル]-3,3-ジメチルブチラミド(別名ジクロシメット)	138	139920-32-4
□2-040	(S)-アルファ-シアノ-3-フェノキシベンジル=(1R, 3S)-2, 2-ジメチル-3-(1, 2, 2, 2-テトラブロモエチル)シクロプロパンカルボキシラート(別名:トラロメトリン)	□1-139	(S)-アルファ-シアノ-3-フェノキシベンジル=(1R, 3S)-2, 2-ジメチル-3-(1, 2, 2, 2-テトラブロモエチル)シクロプロパンカルボキシラート(別名トラロメトリン)	139	66841-25-6
□2-041	(RS)-アルファ-シアノ-3-フェノキシベンジル=2, 2, 3, 3-テトラメチルシクロプロパンカルボキシラート(別名:フェンプロパトリン)	□1-140	(RS)-アルファ-シアノ-3-フェノキシベンジル=2, 2, 3, 3-テトラメチルシクロプロパンカルボキシラート(別名フェンプロパトリン)	140	39515-41-8
1-161	サリチル酸メチル			624	119-36-8
1-162	トランス-1-(2-シアノ-2-メトキシイミノ)アセチル)-3-エチル尿素(別名:シモキサニル)	1-141	トランス-1-(2-シアノ-2-メトキシイミノ)アセチル)-3-エチルウレア(別名シモキサニル)	141	57966-95-7
		▲1-142	2, 4-ジアミノアニソール	142	615-05-4
1-163	4, 4'-ジアミノジフェニルエーテル	1-143	4, 4'-ジアミノジフェニルエーテル	143	101-80-4
1-164	無機シアン化合物(錯塩及びシアン酸塩を除く。)	1-144	無機シアン化合物(錯塩及びシアン酸塩を除く。)	144	
		▲1-145	2-(ジエチルアミノ)エタノール	145	100-37-8
1-165	ジイソプロピルナフタレン			625	38640-62-9
1-166	ジエタノールアミン			626	111-42-2
1-167	O-2-ジエチルアミノ-6-メチルピリミジン-4-イル=O, O-ジメチル=ホスホロチオアート(別名:ピリミホスメチル)	1-146	O-2-ジエチルアミノ-6-メチルピリミジン-4-イル=O, O-ジメチル=ホスホロチオアート(別名ピリミホスメチル)	146	29232-93-7
1-168	N, N-ジエチルチオカルバミン酸S-4-クロロベンジル(別名:チオベンカルブ又はベンチオカーブ)	1-147	N, N-ジエチルチオカルバミン酸S-4-クロロベンジル(別名チオベンカルブ又はベンチオカーブ)	147	28249-77-6
1-169	N, N-ジエチル-3-(2, 4, 6-トリメチルフェニルスルホニル)-1H-1, 2, 4-トリアゾール-1-カルボキサミド(別名:カフェンストロール)	1-148	N, N-ジエチル-3-(2, 4, 6-トリメチルフェニルスルホニル)-1H-1, 2, 4-トリアゾール-1-カルボキサミド(別名カフェンストロール)	148	125306-83-4
1-170	ジエチレングリコールモノブチルエーテル			627	112-34-5
1-171	四塩化炭素	1-149	四塩化炭素	149	56-23-5
1-172	1, 4-ジオキサシクロヘプタデカン-5, 17-ジオン			628	105-95-3
1-173	1, 4-ジオキサン	1-150	1, 4-ジオキサン	150	123-91-1
		▲1-151	1, 3-ジオキソラン	151	646-06-0
1-174	1, 3-ジカルバモイルチオ-2-(N, N-ジメチルアミノ)-プロパン(別名:カルタップ)	1-152	1, 3-ジカルバモイルチオ-2-(N, N-ジメチルアミノ)-プロパン(別名カルタップ)	152	15263-53-3

第一種指定化学物質リスト

2021(R3) 改正 政令番号	2021(R3)改正 物質名	2008(H20) 改正 政令番号	2008(H20)改正 物質名	管理 番号	CAS登録番号
1-175	シクロヘキサー-1-エン-1, 2-ジカルボキシミドメチル=(1RS)-シストラヌス-2, 2-ジメチル-3-(2-メチルプロパー-1-エニル)シクロプロパンカルボキシラート(別名:テトラメトリン)	1-153	シクロヘキサー-1-エン-1, 2-ジカルボキシミドメチル=(1RS)-シストラヌス-2, 2-ジメチル-3-(2-メチルプロパー-1-エニル)シクロプロパンカルボキシラート(別名テトラメトリン)	153	7696-12-0
1-176	シクロヘキサン			629	110-82-7
1-177	シクロヘキシリデン(フェニル)アセトニトリル			630	10461-98-0
1-178	シクロヘキシルアミン	1-154	シクロヘキシルアミン	154	108-91-8
□2-045	N-(シクロヘキシルチオ)フタルイミド	□1-155	N-(シクロヘキシルチオ)フタルイミド	155	17796-82-6
1-179	シクロヘキセン			631	110-83-8
1-180	ジクロロアニリン	1-156	ジクロロアニリン	156	27134-27-6
1-181	1, 2-ジクロロエタン	1-157	1, 2-ジクロロエタン	157	107-06-2
1-182	1, 1-ジクロロエチレン(別名:塩化ビニリデン)	1-158	1, 1-ジクロロエチレン(別名塩化ビニリデン)	158	75-35-4
1-183	1, 2-ジクロロエチレン	▲1-159	シス-1, 2-ジクロロエチレン	159	156-59-2
		○2-024	トランス-1, 2-ジクロロエチレン	486	156-60-5
				632	156-59-2, 156-60-5, 540-59-0
1-184	4, 5-ジクロロ-2-オクチルイソシアゾール-3(2H)-オン			633	64359-81-5
1-185	3, 4-ジクロロ-2'-シアノ-1, 2-チアゾール-5-カルボキサン酸(別名:イソチアニル)			634	224049-04-1
★1-186	3, 3'-ジクロロ-4, 4'-ジアミノジフェニルメタン	1-160	3, 3'-ジクロロ-4, 4'-ジアミノジフェニルメタン	160	101-14-4
1-187	ジクロロジフルオロメタン(別名:CFC-12)	1-161	ジクロロジフルオロメタン(別名CFC-12)	161	75-71-8
1-188	3, 5-ジクロロ-N-(1, 1-ジメチル-2-プロピニル)ベンズアミド(別名:プロピザミド)	1-162	3, 5-ジクロロ-N-(1, 1-ジメチル-2-プロピニル)ベンズアミド(別名プロピザミド)	162	23950-58-5
1-189	ジクロロテトラフルオロエタン(別名:CF-C-114)	1-163	ジクロロテトラフルオロエタン(別名CF-C-114)	163	
1-190	2, 2-ジクロロ-1, 1, 1-トリフルオロエタン(別名:HCFC-123)	1-164	2, 2-ジクロロ-1, 1, 1-トリフルオロエタン(別名HCFC-123)	164	306-83-2
1-191	2', 4-ジクロロ-アルファ, アルファ, アルファ-トリフルオロ-4'-ニトロメタートルエンスルホンアニド(別名:フルスルフルアミド)			635	106917-52-6
1-192	O-(2, 6-ジクロロ-パラ-トリル)=O, O-ジメチル=ホスホロチオアート(別名:トルクロホスメチル)			636	57018-04-9
○1-193	2-[4-(2, 4-ジクロロメタートルオイル)-1, 3-ジメチル-5-ピラゾリルオキシ]-4-メチルアセトフェノン(別名:ベンゾフェナップ)	○2-028	2-[4-(2, 4-ジクロロメタートルオイル)-1, 3-ジメチル-5-ピラゾリルオキシ]-4-メチルアセトフェノン(別名ベンゾフェナップ)	490	82692-44-2
		▲1-165	2, 4-ジクロロトルエン	165	95-73-8
		▲1-166	1, 2-ジクロロ-4-ニトロベンゼン	166	99-54-7
		▲1-167	1, 4-ジクロロ-2-ニトロベンゼン	167	89-61-2
1-194	3-(3, 5-ジクロロフェニル)-N-イソプロピル-2, 4-ジオキソイミダゾリジン-1-カルボキサミド(別名:イプロジオン)	1-168	3-(3, 5-ジクロロフェニル)-N-イソプロピル-2, 4-ジオキソイミダゾリジン-1-カルボキサミド(別名イプロジオン)	168	36734-19-7
1-195	1-(2, 4-ジクロロフェニル)-N-(2, 4-ジフルオロフェニル)-N-イソプロピル-5-オキソ-4, 5-ジヒドロ-1H-1, 2, 4-トリアゾール-4-カルボキサミド(別名:イプロフェンカルバゾン)			637	212201-70-2

第一種指定化学物質リスト

2021(R3) 改正 政令番号	2021(R3)改正 物質名	2008(H20) 改正 政令番号	2008(H20)改正 物質名	管理 番号	CAS登録番号
1-196	N-(3, 5-ジクロロフェニル)-1, 2-ジメチルシクロプロパン-1, 2-ジカルボキシミド(別名: プロシミドン)			638	32809-16-8
1-197	3-(3, 4-ジクロロフェニル)-1, 1-ジメチル尿素(別名: ジウロン又はDCMU)	1-169	3-(3, 4-ジクロロフェニル)-1, 1-ジメチル尿素(別名ジウロン又はDCMU)	169	330-54-1
□2-049	(RS)-2-(2, 4-ジクロロフェニル)-3-(1H-1, 2, 4-トリアゾール-1-イル)プロピル=1, 1, 2, 2-テトラフルオロエチル=エーテル(別名: テトラコナゾール)	□1-170	(RS)-2-(2, 4-ジクロロフェニル)-3-(1H-1, 2, 4-トリアゾール-1-イル)プロピル=1, 1, 2, 2-テトラフルオロエチル=エーテル(別名テトラコナゾール)	170	112281-77-3
1-198	(2RS, 4RS)-1-[2-(2, 4-ジクロロフェニル)-4-プロピル-1, 3-ジオキソラン-2-イルメチル]-1H-1, 2, 4-トリアゾール及び(2RS, 4SR)-1-[2-(2, 4-ジクロロフェニル)-4-プロピル-1, 3-ジオキソラン-2-イルメチル]-1H-1, 2, 4-トリアゾールの混合物(別名: プロピコナゾール)	1-171	(2RS, 4RS)-1-[2-(2, 4-ジクロロフェニル)-4-プロピル-1, 3-ジオキソラン-2-イルメチル]-1H-1, 2, 4-トリアゾール及び(2RS, 4SR)-1-[2-(2, 4-ジクロロフェニル)-4-プロピル-1, 3-ジオキソラン-2-イルメチル]-1H-1, 2, 4-トリアゾールの混合物(別名プロピコナゾール)	171	60207-90-1
1-199	3-[1-(3, 5-ジクロロフェニル)-1-メチルエチル]-3, 4-ジヒドロ-6-メチル-5-フェニル-2H-1, 3-オキサジン-4-オン(別名: オキサジクロメヘン)	1-172	3-[1-(3, 5-ジクロロフェニル)-1-メチルエチル]-3, 4-ジヒドロ-6-メチル-5-フェニル-2H-1, 3-オキサジン-4-オン(別名オキサジクロメヘン)	172	153197-14-9
		▲1-173	(RS)-3-(3, 5-ジクロロフェニル)-5-メチル-5-ビニル-1, 3-オキサゾリジン-2, 4-ジオン(別名ビンクロゾリン)	173	50471-44-8
1-200	3-(3, 4-ジクロロフェニル)-1-メトキシ-1-メチル尿素(別名: リニュロン)	1-174	3-(3, 4-ジクロロフェニル)-1-メトキシ-1-メチル尿素(別名リニュロン)	174	330-55-2
1-201	2, 4-ジクロロフェノキシ酢酸(別名: 2, 4-D又は2, 4-PA)	1-175	2, 4-ジクロロフェノキシ酢酸(別名 2, 4-D又は2, 4-PA)	175	94-75-7
1-202	1, 1-ジクロロ-1-フルオロエタン(別名: HCFC-141b)	1-176	1, 1-ジクロロ-1-フルオロエタン(別名HCFC-141b)	176	1717-00-6
1-203	2, 3-ジクロロ-4-フルオロフェニルマレイミド(別名: フルオルイミド)			639	41205-21-4
1-204	ジクロロフルオロメタン(別名: HCFC-21)	1-177	ジクロロフルオロメタン(別名HCFC-21)	177	75-43-4
○1-205	1, 3-ジクロロ-2-プロパノール	○2-036	1, 3-ジクロロ-2-プロパノール	498	96-23-1
★1-206	1, 2-ジクロロプロパン	1-178	1, 2-ジクロロプロパン	178	78-87-5
1-207	1, 3-ジクロロプロペン(別名: D-D)	1-179	1, 3-ジクロロプロペン(別名D-D)	179	542-75-6
		▲1-180	3, 3'-ジクロロベンジン	180	91-94-1
1-208	ジクロロベンゼン	1-181	ジクロロベンゼン	181	95-50-1, 106-46-7, 541-73-1, 25321-22-6
1-209	2-[4-(2, 4-ジクロロベンゾイル)-1, 3-ジメチル-5-ピラゾリルオキシ]アセトフェノン(別名: ピラゾキシフェン)	1-182	2-[4-(2, 4-ジクロロベンゾイル)-1, 3-ジメチル-5-ピラゾリルオキシ]アセトフェノン(別名ピラゾキシフェン)	182	71561-11-0
1-210	4-(2, 4-ジクロロベンゾイル)-1, 3-ジメチル-5-ピラゾリル=4-トルエンスルホナート(別名: ピラゾレート)	1-183	4-(2, 4-ジクロロベンゾイル)-1, 3-ジメチル-5-ピラゾリル=4-トルエンスルホナート(別名ピラゾレート)	183	58011-68-0
1-211	2, 6-ジクロロベンゾニトリル(別名: ジクロベニル又はDBN)	1-184	2, 6-ジクロロベンゾニトリル(別名ジクロベニル又はDBN)	184	1194-65-6
1-212	ジクロロベンタフルオロプロパン(別名: HCFC-225)	1-185	ジクロロベンタフルオロプロパン(別名 HCFC-225)	185	
1-213	ジクロロメタン(別名: 塩化メチレン)	1-186	ジクロロメタン(別名 塩化メチレン)	186	75-09-2

第一種指定化学物質リスト

2021(R3) 改正 政令番号	2021(R3)改正 物質名	2008(H20) 改正 政令番号	2008(H20)改正 物質名	管理 番号	CAS登録番号
1-214	2-(2,4-ジクロロ-3-メチルフェノキシ)プロピオンアニリド(別名:クロメプロップ)			640	84496-56-0
1-215	2,3-ジシアノ-1,4-ジチアントラキノン(別名:ジチアノン)	1-187	2,3-ジシアノ-1,4-ジチアントラキノン(別名ジチアノン)	187	3347-22-6
1-216	N,N-ジシクロヘキシルアミン	1-188	N,N-ジシクロヘキシルアミン	188	101-83-7
□2-051	N,N-ジシクロヘキシル-2-ベンゾチアゾールスルフェンアミド	□1-189	N,N-ジシクロヘキシル-2-ベンゾチアゾールスルフェンアミド	189	4979-32-2
1-217	ジシクロペンタジエン	1-190	ジシクロペンタジエン	190	77-73-6
1-218	1,3-ジチオラン-2-イリデンマロン酸ジイソプロピル(別名:イソプロチオ)	1-191	1,3-ジチオラン-2-イリデンマロン酸ジイソプロピル(別名イソプロチオ)	191	50512-35-1
		▲1-192	ジチオリん酸O-エチル-S,S-ジフェニル(別名エディフェンホス又はEDDP)	192	17109-49-8
□2-052	ジチオリん酸O,O-ジエチル-S-(2-エチルチオエチル)(別名:エチルチオメトン又はジスルホトン)	□1-193	ジチオリん酸O,O-ジエチル-S-(2-エチルチオエチル)(別名エチルチオメトン又はジスルホトン)	193	298-04-4
		▲1-194	ジチオリん酸O,O-ジエチル-S-[(6-クロロ-2,3-ジヒドロ-2-オキソベンゾオキソリニル)メチル](別名ホサロン)	194	2310-17-0
1-219	ジチオリん酸O-2,4-ジクロロフェニル-O-エチル-S-プロピル(別名:プロチオホス)	1-195	ジチオリん酸O-2,4-ジクロロフェニル-O-エチル-S-プロピル(別名プロチオホス)	195	34643-46-4
1-220	ジチオリん酸S-(2,3-ジヒドロ-5-メトキシ-2-オキソ-1,3,4-チアジアゾール-3-イル)メチル-O, O-ジメチル(別名:メチダチオン又はDMTP)	1-196	ジチオリん酸S-(2,3-ジヒドロ-5-メトキシ-2-オキソ-1,3,4-チアジアゾール-3-イル)メチル-O, O-ジメチル(別名メチダチオン又はDMTP)	196	950-37-8
1-221	ジチオリん酸O,O-ジメチル-S-1,2-ビス(エトキシカルボニル)エチル(別名:マラソン又はマラチオン)	1-197	ジチオリん酸O,O-ジメチル-S-1,2-ビス(エトキシカルボニル)エチル(別名マラソン又はマラチオン)	197	121-75-5
1-222	ジチオリん酸O,O-ジメチル-S-[(N-メチルカルバモイル)メチル](別名:ジメトエート)	1-198	ジチオリん酸O,O-ジメチル-S-[(N-メチルカルバモイル)メチル](別名ジメトエート)	198	60-51-5
1-223	(3R,4S,5S,6R,7R,9R,11R,12R,13S,14R)-4-[(2,6-ジデオキシ-3-C-メチル-3-O-メチル-アルファーレーリボ-ヘキソピラノシリ)オキシ]-14-エチル-12,13-ジヒドロキシ-7-メトキシ-3,5,7,9,11,13-ヘキサメチル-6-[[3,4,6-トリデオキシ-3-(ジメチルアミノ)-ベータ-D-キシロ-ヘキソピラノシリ]オキシ]オキサシクロテトラデカン-2,10-ジオン(別名:クラリスロマイシン)			641	81103-11-9
1-224	ジデシル(ジメチル)アンモニウムの塩			642	
1-225	四ナトリウム=5,8-ビス(カルボジチオアト)-2,5,8,11,14-ペンタアザペンタデカンビス(ジチオアート)			643	426821-53-6
1-226	ジナトリウム=2,2'-ビニレンビス[5-(4-モルホリノ-6-アニリノ-1,3,5-トリアジン-2-イルアミノ)ベンゼンスルホナート](別名:CIフルオレスセント260)	1-199	ジナトリウム=2,2'-ビニレンビス[5-(4-モルホリノ-6-アニリノ-1,3,5-トリアジン-2-イルアミノ)ベンゼンスルホナート](別名CIフルオレスセント260)	199	16090-02-1
1-227	ジニトロトルエン	1-200	ジニトロトルエン	200	25321-14-6
1-228	2,4-ジニトロフェノール	1-201	2,4-ジニトロフェノール	201	51-28-5
		▲1-202	ジビニルベンゼン	202	1321-74-0
1-229	ジフェニルアミン	1-203	ジフェニルアミン	203	122-39-4
□2-055	ジフェニルエーテル	□1-204	ジフェニルエーテル	204	101-84-8

第一種指定化学物質リスト

2021(R3) 改正 政令番号	2021(R3)改正 物質名	2008(H20) 改正 政令番号	2008(H20)改正 物質名	管理 番号	CAS登録番号
□2-056	1, 3-ジフェニルグアニジン	□1-205	1, 3-ジフェニルグアニジン	205	102-06-7
1-230	5, 5-ジフェニル-2, 4-イミダゾリジンジオン			644	57-41-0
1-231	N-ジブチルアミノチオ-N-メチルカルバミン酸2, 3-ジヒドロ-2, 2-ジメチル-7-ベンゾ[b]フラニル(別名:カルボスルファン)	1-206	N-ジブチルアミノチオ-N-メチルカルバミン酸2, 3-ジヒドロ-2, 2-ジメチル-7-ベンゾ[b]フラニル(別名:カルボスルファン)	206	55285-14-8
1-232	2, 6-ジーターシャリーブチル-4-クレゾール	1-207	2, 6-ジーターシャリーブチル-4-クレゾール	207	128-37-0
1-233	4-(2, 2-ジフルオロ-1, 3-ベンゾジオキソール-4-イル)-1H-ピロール-3-カルボニトリル(別名:フルジオキソニル)			645	131341-86-1
1-234	N, N-ジプロピルチオカルバミン酸=S-ベンジル(別名:プロスルホカルブ)			646	52888-80-9
○1-235	1, 2-ジプロモエタン(別名:二臭化エチレン又はEDB)	○2-045	1, 2-ジプロモエタン(別名EDB又は二臭化エチレン)	507	106-93-4
		▲1-208	2, 4-ジーターシャリーブチルフェノール	208	96-76-4
1-236	ジプロモクロロメタン	1-209	ジプロモクロロメタン	209	124-48-1
1-237	2, 2-ジプロモ-2-シアノアセトアミド	1-210	2, 2-ジプロモ-2-シアノアセトアミド	210	10222-01-2
1-238	ジプロモテラフルオロエタン(別名:ハロン-2402)	1-211	ジプロモテラフルオロエタン(別名ハロン-2402)	211	
1-239	2', 6'-ジプロモ-2-メチル-4'-トリフルオロメトキシ-4-トリフルオロメチル-1, 3-チアゾール-5-カルボキサニリド(別名:チフルザミド)			647	130000-40-7
○1-240	ジベンジルエーテル	○2-049	ジベンジルエーテル	511	103-50-4
1-241	(RS)-O, S-ジメチル=アセチルホスホルアミドチオアート(別名:アセフェート)	1-212	(RS)-O, S-ジメチル=アセチルホスホルアミドチオアート(別名アセフェート)	212	30560-19-1
1-242	N, N-ジメチルアセトアミド	1-213	N, N-ジメチルアセトアミド	213	127-19-5
		▲1-214	2, 4-ジメチルアニリン	214	95-68-1
		▲1-215	2, 6-ジメチルアニリン	215	87-62-7
□2-058	N, N-ジメチルアニリン	□1-216	N, N-ジメチルアニリン	216	121-69-7
1-243	5-ジメチルアミノ-1, 2, 3-トリチアノ(別名:チオシクラム)	1-217	5-ジメチルアミノ-1, 2, 3-トリチアノ(別名チオシクラム)	217	31895-21-3
1-244	(4S, 4aR, 5S, 5aR, 6S, 12aS)-4-(ジメチルアミノ)-3, 5, 6, 10, 12, 12a-ヘキサヒドロキシ-6-メチル-1, 11-ジオキソ-1, 4, 4a, 5, 5a, 6, 11, 12a-オクタヒドロテトラセンター-2-カルボキサミド(別名:オキシテラサイクリン)			648	79-57-2
1-245	ジメチルアミン	1-218	ジメチルアミン	218	124-40-3
1-246	3-(3, 3-ジメチルウレイド)フェニル=ターシャリーブチルカルバマート(別名:カルブチレート)			649	4849-32-5
1-247	(2E)-3, 7-ジメチルオクタ-2, 6-ジエニル=アセタート(別名:酢酸ゲラニル)			650	105-87-3
1-248	N, N-ジメチルオクタデシルアミン			651	124-28-7
1-249	3, 7-ジメチルオクタン-3-オール			652	78-69-3
1-250	ジメチルジスルフィド	1-219	ジメチルジスルフィド	219	624-92-0
		▲1-220	ジメチルジチオカルバミン酸の水溶性塩	220	

第一種指定化学物質リスト

2021(R3) 改正 政令番号	2021(R3)改正 物質名	2008(H20) 改正 政令番号	2008(H20)改正 物質名	管理 番号	CAS登録番号
1-251	2, 2-ジメチル-2, 3-ジヒドロ-1-ベンゾフラン-7-イル=N-[N-(2-エトキシカルボニルエチル)-N-イソプロピルスルフェナモイル]-N-メチルカルバマート(別名:ベンフラカルブ)	1-221	2, 2-ジメチル-2, 3-ジヒドロ-1-ベンゾフラン-7-イル=N-[N-(2-エトキシカルボニルエチル)-N-イソプロピルスルフェナモイル]-N-メチルカルバマート(別名:ベンフラカルブ)	221	82560-54-1
		▲1-222	N, N-ジメチルチオカルバミン酸S-4-フェノキシブチル(別名フェノチオカルブ)	222	62850-32-2
1-252	N, N-ジメチルドデシルアミン	1-223	N, N-ジメチルドデシルアミン	223	112-18-5
1-253	N, N-ジメチルドデシルアミン=N-オキシド	1-224	N, N-ジメチルドデシルアミン=N-オキシド	224	1643-20-5
1-254	ジメチル=2, 2, 2-トリクロロ-1-ヒドロキシエチルホスホナート(別名:トリクロルホン又はDEP)	1-225	ジメチル=2, 2, 2-トリクロロ-1-ヒドロキシエチルホスホナート(別名トリクロルホン又はDEP)	225	52-68-6
		▲1-226	1, 1-ジメチルヒドラジン	226	57-14-7
1-255	1, 1'-ジメチル-4, 4'-ビピリジニウム=ジクロリド(別名:パラコート又はパラコートジクロリド)	1-227	1, 1'-ジメチル-4, 4'-ビピリジニウム=ジクロリド(別名パラコート又はパラコートジクロリド)	227	1910-42-5
		▲1-228	3, 3'-ジメチルビフェニル-4, 4'-ジイル=ジイソシアネート	228	91-97-4
1-256	ジメチル(1-フェニルエチル)ベンゼン			653	
1-257	ジメチル=4, 4'-（オルトフェニレン）ビス(3-チオアロファナート)(別名:チオファネートメチル)	1-229	ジメチル=4, 4'-（オルトフェニレン）ビス(3-チオアロファナート)(別名チオファネートメチル)	229	23564-05-8
1-258	3, 3-ジメチルブタン酸=3-メチル-2-オキソ-1-オキサスピロ[4.4]ノナ-3-エン-4-イル(別名:スピロメシフェン)			654	283594-90-1
1-259	(RS)-N-[2-(1, 3-ジメチルブチル)-3-チエニル]-1-メチル-3-(トリフルオロメチル)-1H-ピラゾール-4-カルボキサミド(別名:ベンチオピラド)			655	183675-82-3
1-260	N-(1, 3-ジメチルブチル)-N'-フェニル-パラ-フェニレンジアミン	1-230	N-(1, 3-ジメチルブチル)-N'-フェニル-パラ-フェニレンジアミン	230	793-24-8
		▲1-231	3, 3'-ジメチルベンジジン(別名オルトトリジン)	231	119-93-7
1-261	2'-[(RS)-1, 3-ジメチルブチル]-5-フルオロー-1, 3-ジメチルピラゾール-4-カルボキサニリド(別名:ベンフルフェン)			656	494793-67-8
1-262	2, 2-ジメチルプロパン酸=(E)-2-(4-ターシャリーブチルフェニル)-2-シアノ-1-(1, 3, 4-トリメチルピラゾール-5-イル)ビニル(別名:シエノピラフェン)			657	560121-52-0
1-263	N-(1, 2-ジメチルプロピル)-N-エチルチオカルバミン酸S-ベンジル(別名:エスプロカルブ)			658	85785-20-2
1-264	N, N-ジメチルホルムアミド	1-232	N, N-ジメチルホルムアミド	232	68-12-2
1-265	2, 2-ジメチル-3-メチリデンビシクロ[2.2.1]ヘプタン(別名:カンフェ)			659	79-92-5
1-266	N'-[1, 1-ジメチル-2-(メチルスルホニル)エチル]-3-ヨード-N-[2-メチル-4-[1, 2, 2, 2-テトラフルオロー-1-(トリフルオロメチル)エチル]フェニル]フタルアミド(別名:フルベンジアミド)			660	272451-65-7
1-267	1, 2-ジメトキシエタン			661	110-71-4

第一種指定化学物質リスト

2021(R3) 改正 政令番号	2021(R3)改正 物質名	2008(H20) 改正 政令番号	2008(H20)改正 物質名	管理 番号	CAS登録番号
1-268	アルファー(4, 6-ジメキシ-2-ビ リミジニルカルバモイルスルファモイ ル)-オルト-トルイル酸メチル(別 名:ベンスルフロンメチル)			662	83055-99-6
1-269	(RS)-7-(4, 6-ジメキシビリミジ ン-2-イルチオ)-3-メチル-2- ベンズフラン-1(3H)-オン(別名:ビ リフタリド)			663	135186-78-6
1-270	2-[(ジメキシホスフィノチオイル)チ オ]-2-フェニル酢酸エチル(別名: フェントエート又はPAP)	1-233	2-[(ジメキシホスフィノチオイル)チ オ]-2-フェニル酢酸エチル(別名 フェントエート又はPAP)	233	2597-03-7
□2-065	臭素	□1-234	臭素	234	7726-95-6
□2-066	臭素酸の水溶性塩	□1-235	臭素酸の水溶性塩	235	
1-271	3, 5-ジヨード-4-オクタノイルオキ シベンゾニトリル(別名:アイオキシニ ル)	1-236	3, 5-ジヨード-4-オクタノイルオキ シベンゾニトリル(別名アイオキシニ ル)	236	3861-47-0
1-272	水銀及びその化合物	1-237	水銀及びその化合物	237	
1-273	水素化テルフェニル	1-238	水素化テルフェニル	238	61788-32-7
1-274	有機スズ化合物(ビス(トリブチルス ズ)=オキシドを除く。)	▲1-239	有機スズ化合物	239	
				664	
★1-375	ビス(トリブチルスズ)=オキシド		※(1-239)「有機スズ化合物」から分離	706	56-35-9
1-275	スチレン	1-240	スチレン	240	100-42-5
		▲1-241	2-スルホヘキサデカン酸-1-メチ ルエステルナトリウム塩	241	4016-24-4
1-276	セリウム及びその化合物			665	
1-277	セレン及びその化合物	1-242	セレン及びその化合物	242	
★1-278	ダイオキシン類	★1-243	ダイオキシン類	243	
1-279	タリウム及びその化合物			666	
1-280	炭化けい素			667	
1-281	炭酸リチウム			668	554-13-2
1-282	2-チオキソ-3, 5-ジメチルテトラヒ ドロ-2H-1, 3, 5-チアジアジン (別名:ダゾメット)	1-244	2-チオキソ-3, 5-ジメチルテトラヒ ドロ-2H-1, 3, 5-チアジアジン (別名ダゾメット)	244	533-74-4
1-283	チオシアン酸銅(I)			669	1111-67-7
1-284	チオ尿素	1-245	チオ尿素	245	62-56-6
		▲1-246	チオフェノール	246	108-98-5
		▲1-247	チオリん酸O-1-(4-クロロフェニ ル)-4-ピラゾリル-O-エチル-S- プロピル(別名ピラクロホス)	247	77458-01-6
1-285	チオリん酸O-4-シアノフェニル-O, O-ジメチル(別名:シアノホス又は CYAP)			670	2636-26-2
1-286	チオリん酸O, O-ジエチル-O-(2 -イソプロピル-6-メチル-4-ピリ ミジニル)(別名:ダイアジノン)	1-248	チオリん酸O, O-ジエチル-O-(2 -イソプロピル-6-メチル-4-ピリ ミジニル)(別名ダイアジノン)	248	333-41-5
1-287	チオリん酸O, O-ジエチル-O-((3, 5, 6-トリクロロ-2-ピリジル) (別名:クロルピリホス)	1-249	チオリん酸O, O-ジエチル-O-((3, 5, 6-トリクロロ-2-ピリジル) (別名クロルピリホス)	249	2921-88-2
1-288	チオリん酸O, O-ジエチル-O-(5 -フェニル-3-イソオキサゾリル) (別名:イソキサチオン)	1-250	チオリん酸O, O-ジエチル-O-(5 -フェニル-3-イソオキサゾリル) (別名イソキサチオン)	250	18854-01-8
1-289	チオリん酸O, O-ジメチル-O-(3 -メチル-4-ニトロフェニル)(別名: フェニトロチオン又はMEP)	1-251	チオリん酸O, O-ジメチル-O-(3 -メチル-4-ニトロフェニル)(別名 フェニトロチオン又はMEP)	251	122-14-5
1-290	チオリん酸O, O-ジメチル-O-(3 -メチル-4-メチルチオフェニル) (別名:フェンチオン又はMPP)	1-252	チオリん酸O, O-ジメチル-O-(3 -メチル-4-メチルチオフェニル) (別名フェンチオン又はMPP)	252	55-38-9
□2-067	チオリん酸O-4-ブロモ-2-クロロ フェニル-O-エチル-S-プロピル (別名:プロフェノホス)	□1-253	チオリん酸O-4-ブロモ-2-クロロ フェニル-O-エチル-S-プロピル (別名プロフェノホス)	253	41198-08-7

第一種指定化学物質リスト

2021(R3) 改正 政令番号	2021(R3)改正 物質名	2008(H20) 改正 政令番号	2008(H20)改正 物質名	管理 番号	CAS登録番号
1-291	チオりん酸S-ベンジル-O, O-ジイソプロピル(別名:イプロベンホス又はIBP)	1-254	チオりん酸S-ベンジル-O, O-ジイソプロピル(別名イプロベンホス又はIBP)	254	26087-47-8
1-292	1, 1'-[(1R, 2R, 3S, 4R, 5R, 6S)-4-[[5-デオキシ-2-O-[2-デオキシ-2-(メチルアミノ)-アルファ-ル-グルコピラノシル]-3-C-ホルミル-アルファ-ル-リキソフラノシル]オキシ]-2, 5, 6-トリヒドロキシクロヘキサン-1, 3-ジイル]ジグアニジン(別名:ストレプトマイシン)			671	57-92-1
1-293	(2R, 3aS, 5aR, 5bS, 9S, 13S, 14R, 16aS, 16bR)-2-[(6-デオキシ-2, 3, 4-トリ-O-メチル-アルファ-ル-マンノピラノシル)オキシ]-13-[[4-(ジメチルアミノ)-2, 3, 4, 6-テトラデオキシ-ベータ-D-エリトロ-ヘキソピラノシル]オキシ]-9-エチル-14-メチル-2, 3, 3a, 5a, 5b, 6, 9, 10, 11, 12, 13, 14, 16a, 16b-テトラデカヒドロ-1H-as-インダセノ[3, 2-d]オキサシクロドデシン-7, 15-ジオン(別名スピノシンA)及び(2S, 3aR, 5aS, 5bS, 9S, 13S, 14R, 16aS, 16bS)-2-[(6-デオキシ-2, 3, 4-トリ-O-メチル-アルファ-ル-マンノピラノシル)オキシ]-13-[[4-(ジメチルアミノ)-2, 3, 4, 6-テトラデオキシ-ベータ-D-エリトロ-ヘキソピラノシル]オキシ]-9-エチル-4, 14-ジメチル-2, 3, 3a, 5a, 5b, 6, 9, 10, 11, 12, 13, 14, 16a, 16b-テトラデカヒドロ-1H-as-インダセノ[3, 2-d]オキサシクロドデシン-7, 15-ジオン(別名スピノシンD)の混合物(別名:スピノサド)			672	168316-95-8
1-294	デカナール(別名:デシルアルデヒド)			673	112-31-2
1-295	デカブロモジフェニルエーテル	1-255	デカブロモジフェニルエーテル	255	1163-19-5
		▲1-256	デカン酸	256	334-48-5
1-034 (再掲)	アルカノール(炭素数が10のものに限る。)(別名:デカノール)	1-257 (再掲)	デシルアルコール(別名デカノール) 【名称変更】	257	112-30-1, 1120-06-5, 1565-81-7, 2051-31-2, 5205-34-5, 25339-17-7, 36729-58-5
1-296	1, 3, 5, 7-テトラアザトリシクロ[3.3.1.1(3, 7)]デカン(別名:ヘキサメチレンテトラミン)	1-258	1, 3, 5, 7-テトラアザトリシクロ[3.3.1.1(3, 7)]デカン(別名ヘキサメチレンテトラミン)	258	100-97-0
1-297	テトラエチルチウラムジスルフィド(別名:ジスルフィラム)	1-259	テトラエチルチウラムジスルフィド(別名ジスルフィラム)	259	97-77-8
1-298	テトラクロロイソフタロニトリル(別名:クロロタロニル又はTPN)	1-260	テトラクロロイソフタロニトリル(別名クロロタロニル又はTPN)	260	1897-45-6
1-299	4, 5, 6, 7-テトラクロロイソベンゾフラン-1(3H)-オノン(別名:フサライト)	1-261	4, 5, 6, 7-テトラクロロイソベンゾフラン-1(3H)-オノン(別名フサライト)	261	27355-22-2
○1-300	1, 1, 2, 2-テトラクロロエタン(別名:四塩化アセチレン)	○2-060	1, 1, 2, 2-テトラクロロエタン	522	79-34-5

第一種指定化学物質リスト

2021(R3) 改正 政令番号	2021(R3)改正 物質名	2008(H20) 改正 政令番号	2008(H20)改正 物質名	管理 番号	CAS登録番号
1-301	テトラクロロエチレン	1-262	テトラクロロエチレン	262	127-18-4
		▲1-263	テトラクロロジフルオロエタン(別名CF C-112)	263	
		▲1-264	2, 3, 5, 6-テトラクロロ-パラーベ ンジキン	264	118-75-2
1-302	テトラヒドロフラン			674	109-99-9
1-303	テトラヒドロメチル無水フタル酸	1-265	テトラヒドロメチル無水フタル酸	265	11070-44-3
1-304	テトラフルオロエチレン			675	116-14-3
1-305	2, 2, 3, 3-テトラフルオロプロピオン 酸ナトリウム(別名:テラピオン又はフ ルプロバネートナトリウム塩)			676	22898-01-7
1-306	2, 3, 5, 6-テトラフルオロ-4-メチ ルベンジル=(Z)-3-(2-クロロ- 3, 3, 3-トリフルオロ-1-プロペニ ル)-2, 2-ジメチルシクロプロパンカ ルボキシラート(別名:テフルトリン)	1-266	2, 3, 5, 6-テトラフルオロ-4-メチ ルベンジル=(Z)-3-(2-クロロ- 3, 3, 3-トリフルオロ-1-プロペニ ル)-2, 2-ジメチルシクロプロパンカ ルボキシラート(別名テフルトリン)	266	79538-32-2
1-307	テトラメチルアンモニウム=ヒドロキシ ド			677	
1-308	3, 7, 9, 13-テトラメチル-5, 11- ジオキサー-2, 8, 14-トリチア-4, 7, 9, 12-テトラアザペンタデカ-3, 12-ジエン-6, 10-ジオン(別名: チオジカルブ)	1-267	3, 7, 9, 13-テトラメチル-5, 11- ジオキサー-2, 8, 14-トリチア-4, 7, 9, 12-テトラアザペンタデカ-3, 12-ジエン-6, 10-ジオン(別名チ オジカルブ)	267	59669-26-0
1-309	テトラメチルチウラムジスルフィド(別 名:チウラム又はチラム)	1-268	テトラメチルチウラムジスルフィド(別名 チウラム又はチラム)	268	137-26-8
		▲1-269	3, 7, 11, 15-テトラメチルヘキサデ カ-1-エン-3-オール(別名イソ フィトール)	269	505-32-8
1-310	1-[(1R, 2R, 5S, 7R)-2, 6, 6, 8-テトラメチルトリシクロ[5. 3. 1. 0 (1, 5)]ウンデカ-8-エン-9-イ ル]エタノン			678	32388-55-9
1-311	テルル及びその化合物			679	
1-312	テレフタル酸	1-270	テレフタル酸	270	100-21-0
1-313	テレフタル酸ジメチル	1-271	テレフタル酸ジメチル	271	120-61-6
1-314	銅水溶性塩(錯塩を除く。)	1-272	銅水溶性塩(錯塩を除く。)	272	
1-315	1-ドデカノール(別名:ノルマルードデ シルアルコール)	1-273	1-ドデカノール(別名ノルマルードデ シルアルコール)	273	112-53-8
		▲1-274	ターシャリードデカンチオール	274	25103-58-6
1-316	ドデカン-1-チオール			680	112-55-0
1-317	2-(N-ドデシル-N, N-ジメチルア ンモニオ)アセタート			681	683-10-3
1-318	ドデシル硫酸ナトリウム	1-275	ドデシル硫酸ナトリウム	275	151-21-3
□2-069	3, 6, 9-トリアザウンデカン-1, 11 -ジアミン(別名:テトラエチレンペンタ ミン)	□1-276	3, 6, 9-トリアザウンデカン-1, 11 -ジアミン(別名テトラエチレンペンタミ ン)	276	112-57-2
1-319	1, 3, 5-トリアジン-2, 4, 6-トリア ミン(別名:メラミン)			682	108-78-1
1-320	トリイソプロパノールアミン			683	122-20-3
1-321	トリエチルアミン	1-277	トリエチルアミン	277	121-44-8
□2-070	トリエチレンテラミン	□1-278	トリエチレンテラミン	278	112-24-3
1-322	トリオクチルアミン			684	1116-76-3
1-323	1, 1, 1-トリクロロエタン	1-279	1, 1, 1-トリクロロエタン	279	71-55-6
1-324	1, 1, 2-トリクロロエタン	1-280	1, 1, 2-トリクロロエタン	280	79-00-5
★1-325	トリクロロエチレン	1-281	トリクロロエチレン	281	79-01-6
		▲1-282	トリクロロ酢酸	282	76-03-9
		▲1-283	2, 4, 6-トリクロロ-1, 3, 5-トリア ジン	283	108-77-0

第一種指定化学物質リスト

2021(R3) 改正 政令番号	2021(R3)改正 物質名	2008(H20) 改正 政令番号	2008(H20)改正 物質名	管理 番号	CAS登録番号
1-326	トリクロロトリフルオロエタン(別名:CF C-113)	1-284	トリクロロトリフルオロエタン(別名CFC -113)	284	
1-327	トリクロロニトロメタン(別名:クロロピク リン)	1-285	トリクロロニトロメタン(別名クロロピク リン)	285	76-06-2
1-328	(3, 5, 6-トリクロロ-2-ピリジル) オキシ酢酸(別名:トリクロピル)	1-286	(3, 5, 6-トリクロロ-2-ピリジル) オキシ酢酸(別名トリクロピル)	286	55335-06-3
1-329	2, 4, 6-トリクロロフェノール	1-287	2, 4, 6-トリクロロフェノール	287	88-06-2
1-330	トリクロロフルオロメタン(別名:CFC- 11)	1-288	トリクロロフルオロメタン(別名CFC- 11)	288	75-69-4
1-331	1, 2, 3-トリクロロプロパン	1-289	1, 2, 3-トリクロロプロパン	289	96-18-4
1-332	トリクロロベンゼン	1-290	トリクロロベンゼン	290	12002-48-1
□2-071	1, 3, 5-トリス(2, 3-エポキシプロ ピル)-1, 3, 5-トリアジン-2, 4, 6(1H, 3H, 5H)-トリオノン	□1-291	1, 3, 5-トリス(2, 3-エポキシプロ ピル)-1, 3, 5-トリアジン-2, 4, 6(1H, 3H, 5H)-トリオノン	291	2451-62-9
1-333	N-(トリクロロメチルチオ)-1, 2, 3, 6-テトラヒドロフルタリイミド(別名: キヤプタン)			685	133-06-2
1-334	トリシクロ[5. 2. 1. 0(2, 6)]デカ- 4-エン-3-イル=プロピオナート			686	68912-13-0
1-335	トリブチルアミン	1-292	トリブチルアミン	292	102-82-9
1-336	アルファ, アルファ, アルファートリフル オロ-2, 6-ジニトロ-N, N-ジプロ ピル-パラ-トルレイジン(別名:トリフル ラリン)	1-293	アルファ, アルファ, アルファートリフル オロ-2, 6-ジニトロ-N, N-ジプロ ピル-パラ-トルレイジン(別名トリフル ラリン)	293	1582-09-8
□2-074	2, 4, 6-トリプロモフェノール	□1-294	2, 4, 6-トリプロモフェノール	294	118-79-6
□2-076	3, 5, 5-トリメチル-1-ヘキサノ- 1-ル	□1-295	3, 5, 5-トリメチル-1-ヘキサノ- 1-ル	295	3452-97-9
○1-337	トリプロモメタン(別名:プロモホルム)	○2-066	トリプロモメタン(別名プロモホルム)	528	75-25-2
1-338	トリメチルアミン			687	75-50-3
1-339	トリメチル(オクタデシル)アンモニウム の塩			688	
1-340	(E)-4-(2, 6, 6-トリメチルシクロ ヘキサ-1-エン-1-イル)ブタ-3 -エン-2-オン			689	79-77-6
1-341	N, N, N-トリメチルドデカン-1-ア ミニウムの塩			690	
1-342	トリメチルベンゼン	▲1-296	1, 2, 4-トリメチルベンゼン	296	95-63-6
		▲1-297	1, 3, 5-トリメチルベンゼン	297	108-67-8
		(新規)	1, 2, 3-トリメチルベンゼン		526-73-8
				691	95-63-6, 108-67-8, 526-73-8, 25551-13-7
1-343	2, 4, 4-トリメチルベンタ-1-エン 及び2, 4, 4-トリメチルベンタ-2- エンの混合物			692	97593-00-5
1-344	トリメトキシ-[3-(オキシラン-2- イルメトキシ)プロピル]シラン			693	2530-83-8
1-345	トリレンジイソシアネート	1-298	トリレンジイソシアネート	298	26471-62-5
★1-346	トルイジン	1-299	トルイジン	299	95-53-4, 106-49-0, 108-44-1, 26915-12-8
1-347	トルエン	1-300	トルエン	300	108-88-3

第一種指定化学物質リスト

2021(R3) 改正 政令番号	2021(R3)改正 物質名	2008(H20) 改正 政令番号	2008(H20)改正 物質名	管理 番号	CAS登録番号
1-348	ナトリウム=アルケンスルホナート(アルケンの炭素数が14から16までのもの及びその混合物に限る。)及びナトリウム=ヒドロキシアルカンスルホナート(アルカンの炭素数が14から16までのもの及びその混合物に限る。)並びにこれらの混合物			694	
1-349	ナトリウム=1-オキソ-1ラムダ(5)-ピリジン-2-チオラート			695	3811-73-2
1-350	ナトリウム=(デカノイルオキシ)ベンゼンスルホナート			696	88380-00-1
○1-351	ナトリウム=1, 1'-ビフェニル-2-オラート	○2-068	ナトリウム=1, 1'-ビフェニル-2-オラート	530	132-27-4
□2-077	トルエンジアミン	□1-301	トルエンジアミン	301	25376-45-8
1-352	ナフタレン	1-302	ナフタレン	302	91-20-3
		▲1-303	1, 5-ナフタレンジイル=ジイソシアネート	303	3173-72-6
		▲1-304	鉛	304	7439-92-1
★1-353	鉛及びその化合物	★▲1-305	鉛化合物	305	
				697	
□2-078	ニアクリル酸ヘキサメチレン	□1-306	ニアクリル酸ヘキサメチレン	306	13048-33-4
		▲1-307	ニ塩化酸化ジルコニウム	307	7699-43-6
1-354	ニッケル	1-308	ニッケル	308	7440-02-0
★1-355	ニッケル化合物	★1-309	ニッケル化合物	309	
1-356	ニトリロ三酢酸及びそのナトリウム塩	▲1-310	ニトリロ三酢酸	310	139-13-9
				698	139-13-9
		▲1-311	オルト-ニトロアニソール	311	91-23-6
1-357	オルト-ニトロアニリン	1-312	オルト-ニトロアニリン	312	88-74-4
		▲1-313	ニトログリセリン	313	55-63-0
1-358	パラ-ニトロクロロベンゼン	1-314	パラ-ニトロクロロベンゼン	314	100-00-5
□2-080	オルト-ニトロトルエン	□1-315	オルト-ニトロトルエン	315	88-72-2
1-359	ニトロベンゼン	1-316	ニトロベンゼン	316	98-95-3
1-360	ニトロメタン	1-317	ニトロメタン	317	75-52-5
1-361	二硫化炭素	1-318	二硫化炭素	318	75-15-0
1-362	1-ノナノール(別名:ノルマルノニルアルコール)	1-319	1-ノナノール(別名ノルマルノニルアルコール)	319	143-08-8
1-042	アルキルフェノール(アルキル基の炭素数が9のものに限る。)(再掲)	1-320 (再掲)	ノニルフェノール【名称変更】	320	25154-52-3
1-363	バナジウム化合物	1-321	バナジウム化合物	321	
		▲1-322	5'-[N, N-ビス(2-アセチルオキシエチル)アミノ]-2'-(2-ブロモ-4, 6-ジニトロフェニルアゾ)-4'-メトキシアセトアニリド	322	3618-72-2
1-364	パラホルムアルデヒド			699	30525-89-4
1-365	ビス(アルキル)(ジメチル)アンモニウムの塩(アルキル基の構造が直鎖であり、かつ、当該アルキル基の炭素数が12、14、16、18又は20のもの及びその混合物に限る。)			700	
1-366	2, 4-ビス(イソプロピルアミノ)-6-メチルチオ-1, 3, 5-トリアジン(別名:プロメトリン)			701	7287-19-6
1-367	2, 4-ビス(エチルアミノ)-6-メチルチオ-1, 3, 5-トリアジン(別名:シメトリン)	1-323	2, 4-ビス(エチルアミノ)-6-メチルチオ-1, 3, 5-トリアジン(別名シメトリン)	323	1014-70-6
		▲1-324	1, 3-ビス[(2, 3-エポキシプロピル)オキシ]ベンゼン	324	101-90-6
1-368	ビス(2-エチルヘキシル)=(Z)-ブタ-2-エンジオアート			702	142-16-5

第一種指定化学物質リスト

2021(R3) 改正 政令番号	2021(R3)改正 物質名	2008(H20) 改正 政令番号	2008(H20)改正 物質名	管理 番号	CAS登録番号
1-369	ビス(8-キノリノラト)銅(別名:オキシン銅又は有機銅)	1-325	ビス(8-キノリノラト)銅(別名オキシン銅又は有機銅)	325	10380-28-6
		▲1-326	3, 6-ビス(2-クロロフェニル)-1, 2, 4, 5-テトラジン(別名クロフェンチジン)	326	74115-24-5
		▲1-327	1, 2-ビス(2-クロロフェニル)ヒドラジン	327	782-74-1
1-370	ビス(N, N-ジメチルジチオカルバミン酸)亜鉛(別名:ジラム)	1-328	ビス(N, N-ジメチルジチオカルバミン酸)亜鉛(別名ジラム)	328	137-30-4
1-371	ビス(N, N-ジメチルジチオカルバミン酸)N, N'-エチレンビス(チオカルバモイルチオ亜鉛)(別名:ポリカーバメート)	1-329	ビス(N, N-ジメチルジチオカルバミン酸)N, N'-エチレンビス(チオカルバモイルチオ亜鉛)(別名ポリカーバメート)	329	64440-88-6
□2-083	ビス(1-メチル-1-フェニルエチル)=ペルオキシド	□1-330	ビス(1-メチル-1-フェニルエチル)=ペルオキシド	330	80-43-3
1-372	ビス(2-スルフィドピリジン-1-オラト)銅			703	14915-37-8
1-373	(T-4)-ビス[2-(チオキソーカッパS)-ピリジン-1(2H)-オラトーカッパO]亜鉛(II)			704	13463-41-7
1-374	ビス(2, 2, 6, 6-テトラメチル-4-ピペリジル)=セバケート			705	52829-07-9
★1-375 (再掲)	ビス(トリブチルスズ)=オキシド		※(1-239)「有機スズ化合物」から分離	706	56-35-9
1-376	N, N-ビス(2-ヒドロキシエチル)アルカンアミド(アルカンの構造が直鎖であり、かつ、当該アルカンの炭素数が8, 10, 12, 14, 16又は18のもの及びその混合物に限る。)、(Z)-N, N-ビス(2-ヒドロキシエチル)オクタデカ-9-エンアミド及び(9Z, 12Z)-N, N-ビス(2-ヒドロキシエチル)オクタデカ-9, 12-ジエンアミド並びにこれらの混合物			707	
1-377	S, S-ビス(1-メチルプロピル)=O-エチル=ホスホロジチオアート(別名:カズサホス)	1-331	S, S-ビス(1-メチルプロピル)=O-エチル=ホスホロジチオアート(別名カズサホス)	331	95465-99-9
★1-378	砒素及びその無機化合物	★1-332	砒素及びその無機化合物	332	
1-379	ヒドラジン	1-333	ヒドラジン	333	302-01-2
□2-085	4-ヒドロキシ安息香酸メチル	□1-334	4-ヒドロキシ安息香酸メチル	334	99-76-3
		▲1-335	N-(4-ヒドロキシフェニル)アセトアミド	335	103-90-2
1-380	(1-ヒドロキシエタン-1, 1-ジイル)ジホスホン酸並びにそのカリウム塩及びナトリウム塩			708	
1-381	ヒドロキノン	1-336	ヒドロキノン	336	123-31-9
1-382	4-ビニル-1-シクロヘキセン	1-337	4-ビニル-1-シクロヘキセン	337	100-40-3
□2-088	2-ビニルピリジン	□1-338	2-ビニルピリジン	338	100-69-6
		▲1-339	N-ビニル-2-ピロリドン	339	88-12-0
1-383	ビフェニル	1-340	ビフェニル	340	92-52-4
1-384	ピペラジン	1-341	ピペラジン	341	110-85-0
1-385	ピペロナール(別名:ヘリオトロピン)			709	120-57-0
1-386	ピリジン	1-342	ピリジン	342	110-86-1
1-387	ピロカテコール(別名:カテコール)	1-343	ピロカテコール(別名カテコール)	343	120-80-9
		▲1-344	フェニルオキシラン	344	96-09-3
		▲1-345	フェニルヒドラジン	345	100-63-0
1-388	2-フェニルフェノール	1-346	2-フェニルフェノール	346	90-43-7
1-389	N-フェニルマレイミド	1-347	N-フェニルマレイミド	347	941-69-5

第一種指定化学物質リスト

2021(R3) 改正 政令番号	2021(R3)改正 物質名	2008(H20) 改正 政令番号	2008(H20)改正 物質名	管理 番号	CAS登録番号
1-390	フェニレンジアミン	1-348	フェニレンジアミン	348	95-54-5, 106-50-3, 108-45-2, 25265-76-3
1-391	フェノール	1-349	フェノール	349	108-95-2
1-392	3-フェノキシベンジル=3-(2, 2-ジクロロビニル)-2, 2-ジメチルシクロプロパンカルボキシラート(別名:ペルメトリン)	1-350	3-フェノキシベンジル=3-(2, 2-ジクロロビニル)-2, 2-ジメチルシクロプロパンカルボキシラート(別名ペルメトリン)	350	52645-53-1
★1-393	1, 3-ブタジエン	★1-351	1, 3-ブタジエン	351	106-99-0
□2-092	フタル酸ジアリル	□1-352	フタル酸ジアリル	352	131-17-9
□2-094	フタル酸ジエチル	□1-353	フタル酸ジエチル	353	84-66-2
1-394	フタル酸ジオクチル			710	117-84-0
1-395	フタル酸ジブチル	1-354	フタル酸ジノルマルーブチル	354	84-74-2
1-396	フタル酸ビス(2-エチルヘキシル)	1-355	フタル酸ビス(2-エチルヘキシル)	355	117-81-7
1-397	フタル酸ブチル=ベンジル	1-356	フタル酸ノルマルーブチル=ベンジル	356	85-68-7
1-398	2-ターシャリーブチルアミノ-4-シクロプロピルアミノ-6-メチルチオ-1, 3, 5-トリアジン			711	28159-98-0
1-399	2-ターシャリーブチルイミノ-3-イソプロピル-5-フェニルテトラヒドロ-4H-1, 3, 5-チアジアジン-4-オン(別名:ブロフェジン)	1-357	2-ターシャリーブチルイミノ-3-イソプロピル-5-フェニルテトラヒドロ-4H-1, 3, 5-チアジアジン-4-オン(別名ブロフェジン)	357	69327-76-0
1-400	ターシャリーブチル=2-エチルペルオキシヘキサノート			712	3006-82-4
1-401	N-ターシャリーブチル-N'-(4-エチルベンゾイル)-3, 5-ジメチルベンゾヒドロジド(別名:テブフェノジド)	1-358	N-ターシャリーブチル-N'-(4-エチルベンゾイル)-3, 5-ジメチルベンゾヒドロジド(別名テブフェノジド)	358	112410-23-8
□2-097	ブチル-2, 3-エポキシプロピルエーテル	□1-359	ノルマルーブチル-2, 3-エポキシプロピルエーテル	359	2426-08-6
1-402	N-[1-(N-ブチルカルバモイル)-1H-2-ベンゾイミダゾリル]カルバミン酸メチル(別名:ペノミル)	1-360	N-[1-(N-ノルマルーブチルカルバモイル)-1H-2-ベンゾイミダゾリル]カルバミン酸メチル(別名ペノミル)	360	17804-35-2
1-403	ブチル=(R)-2-[4-(4-シアノ-2-フルオロフェノキシ)フェノキシ]プロピオナート(別名:シハロホップブチル)	1-361	ブチル=(R)-2-[4-(4-シアノ-2-フルオロフェノキシ)フェノキシ]プロピオナート(別名シハロホップブチル)	361	122008-85-9
1-404	1-ターシャリーブチル-3-(2, 6-ジイソプロピル-4-フェノキシフェニル)チオ尿素(別名:ジアフェンチウロン)	1-362	1-ターシャリーブチル-3-(2, 6-ジイソプロピル-4-フェノキシフェニル)チオ尿素(別名ジアフェンチウロン)	362	80060-09-9
1-405	2-ターシャリーブチルシクロヘキシル=アセタート			713	88-41-5
1-406	4-ターシャリーブチルシクロヘキシル=アセタート			714	32210-23-4
1-407	5-ターシャリーブチル-3-(2, 4-ジクロロ-5-イソプロポキシフェニル)-1, 3, 4-オキサジアゾール-2(3H)-オン(別名:オキサジアゾン)	1-363	5-ターシャリーブチル-3-(2, 4-ジクロロ-5-イソプロポキシフェニル)-1, 3, 4-オキサジアゾール-2(3H)-オン(別名オキサジアゾン)	363	19666-30-9
□2-103	ターシャリーブチル=4-[[[(1, 3-ジメチル-5-フェノキシ-4-ピラゾリル)メチリデン]アミノオキシ]メチル]ベンゾアート(別名:フェンピロキシメート)	□1-364	ターシャリーブチル=4-({[(1, 3-ジメチル-5-フェノキシ-4-ピラゾリル)メチリデン]アミノオキシ]メチル}ベンゾアート(別名フェンピロキシメート)	364	134098-61-6
		▲1-365	ブチルヒドロキシアニソール(別名BH A)	365	25013-16-5
□2-105	ターシャリーブチル=ヒドロペルオキシド	□1-366	ターシャリーブチル=ヒドロペルオキシド	366	75-91-2
		▲1-367	オルトーセカンダリーブチルフェノール	367	89-72-5
□2-106	4-ターシャリーブチルフェノール	□1-368	4-ターシャリーブチルフェノール	368	98-54-4

第一種指定化学物質リスト

2021(R3) 改正 政令番号	2021(R3)改正 物質名	2008(H20) 改正 政令番号	2008(H20)改正 物質名	管理 番号	CAS登録番号
1-408	1-(5-ターシャリーブチル-1, 3, 4-チアジアゾール-2-イル)-1, 3-ジメチル尿素(別名:テブチウロン)			715	34014-18-1
1-409	2-(4-ターシャリーブチルフェニル)-2-シアノ-3-オキソ-3-(2-トリフルオロメチルフェニル)プロパン酸=2-メトキシエチル(別名:シフルメトフェン)			716	400882-07-7
1-410	3-(4-ターシャリーブチルフェニル)プロパナール			717	18127-01-0
1-411	3-(4-ターシャリーブチルフェニル)-2-メチルプロパナール			718	80-54-6
1-412	2-ターシャリーブチルフェノール			719	88-18-6
1-413	2-(4-ターシャリーブチルフェノキシ)シクロヘキシル=2-プロピニル=スルフィット(別名:プロパルギット又はBPPS)	1-369	2-(4-ターシャリーブチルフェノキシ)シクロヘキシル=2-プロピニル=スルフィット(別名プロパルギット又はBPPS)	369	2312-35-8
□2-107	2-ターシャリーブチル-5-(4-ターシャリーブチルベンジルチオ)-4-クロロ-3(2H)-ピリダジノン(別名:ピリダベン)	□1-370	2-ターシャリーブチル-5-(4-ターシャリーブチルベンジルチオ)-4-クロロ-3(2H)-ピリダジノン(別名ピリダベン)	370	96489-71-3
□2-108	N-(4-ターシャリーブチルベンジル)-4-クロロ-3-エチル-1-メチルピラゾール-5-カルボキサミド(別名:テブフェンピラド)	□1-371	N-(4-ターシャリーブチルベンジル)-4-クロロ-3-エチル-1-メチルピラゾール-5-カルボキサミド(別名テブフェンピラド)	371	119168-77-3
□2-109	N-(ターシャリーブチル)-2-ベンゾチアゾールスルフェンアミド	□1-372	N-(ターシャリーブチル)-2-ベンゾチアゾールスルフェンアミド	372	95-31-8
		▲1-373	2-ターシャリーブチル-5-メチルフェノール	373	88-60-8
1-414	ふつ化水素及びその水溶性塩	1-374	ふつ化水素及びその水溶性塩	374	
1-415	2-ブテナール	1-375	2-ブテナール	375	4170-30-3
1-416	2-ターシャリーブキシエタノール			720	7580-85-0
1-417	N-ブキシメチル-2-クロロ-2', 6'-ジエチルアセトアニリド(別名:ブタクロール)	1-376	N-ブキシメチル-2-クロロ-2', 6'-ジエチルアセトアニリド(別名ブタクロール)	376	23184-66-9
□2-110	フラン	□1-377	フラン	377	110-00-9
1-418	フルフラール			721	98-01-1
1-419	N, N'-プロピレンビス(ジチオカルバミン酸)と亜鉛の重合物(別名:プロピネブ)	1-378	N, N'-プロピレンビス(ジチオカルバミン酸)と亜鉛の重合物(別名プロピネブ)	378	12071-83-9
		▲1-379	2-プロピニ-1-オール	379	107-19-7
1-420	プロモクロロジフルオロメタン(別名:ハロン-1211)	1-380	プロモクロロジフルオロメタン(別名ハロン-1211)	380	353-59-3
1-421	4-ブロモ-2-(4-クロロフェニル)-1-エトキシメチル-5-(トリフルオロメチル)ピロール-3-カルボニトリル(別名:クロルフェナピル)			722	122453-73-0
1-422	3-ブロモ-N-[4-クロロ-2-メチル-6-(メチルカルバモイル)フェニル]-1-(3-クロロピリジン-2-イル)-1H-ピラゾール-5-カルボキサミド(別名:クロラントラニリプロール)			723	500008-45-7
1-423	ブロモジクロロメタン	1-381	ブロモジクロロメタン	381	75-27-4
1-424	ブロモトリフルオロメタン(別名:ハロン-1301)	1-382	ブロモトリフルオロメタン(別名ハロン-1301)	382	75-63-8
1-425	5-ブロモ-3-セカンダリーブチル-6-メチル-1, 2, 3, 4-テトラヒドロピリミジン-2, 4-ジオン(別名:ブロマシル)	1-383	5-ブロモ-3-セカンダリーブチル-6-メチル-1, 2, 3, 4-テトラヒドロピリミジン-2, 4-ジオン(別名ブロマシル)	383	314-40-9

第一種指定化学物質リスト

2021(R3) 改正 政令番号	2021(R3)改正 物質名	2008(H20) 改正 政令番号	2008(H20)改正 物質名	管理 番号	CAS登録番号
1-426	3-(3-ブロモ-6-フルオロー-2-メチルインドール-1-イルスルホニル)-N, N-ジメチル-1, 2, 4-トリアゾール-1-スルホンアミド(別名:アミスルブロム)			724	348635-87-0
1-427	1-ブロモプロパン	1-384	1-ブロモプロパン	384	106-94-5
★1-428	2-ブロモプロパン	★1-385	2-ブロモプロパン	385	75-26-3
1-429	ブロモメタン(別名:臭化メチル)	1-386	ブロモメタン(別名臭化メチル)	386	74-83-9
		▲1-387	ヘキサキス(2-メチル-2-フェニルプロピル)ジスタノキサン(別名酸化フェンブタスズ)	387	13356-08-6
1-430	6, 7, 8, 9, 10, 10-ヘキサクロロ-1, 5, 5a, 6, 9, 9a-ヘキサヒドロ-6, 9-メタノ-2, 4, 3-ベンゾジオキサチエピン=3-オキシド(別名:エンジンドスルファン又はベンゾエピン)	1-388	6, 7, 8, 9, 10, 10-ヘキサクロロ-1, 5, 5a, 6, 9, 9a-ヘキサヒドロ-6, 9-メタノ-2, 4, 3-ベンゾジオキサチエピン=3-オキシド(別名エンジンドスルファン又はベンゾエピン)	388	115-29-7
1-431	ヘキサデシルトリメチルアンモニウム=クロリド	1-389	ヘキサデシルトリメチルアンモニウム=クロリド	389	112-02-7
1-432	ヘキサヒドロ-1, 3, 5-トリス(2-ヒドロキシエチル)-1, 3, 5-トリアジン			725	4719-04-4
1-433	4, 6, 6, 7, 8, 8-ヘキサメチル-1, 3, 4, 6, 7, 8-ヘキサヒドロシクロペンタ[g]イソクロメン			726	1222-05-5
1-434	ヘキサメチレンジアミン	1-390	ヘキサメチレンジアミン	390	124-09-4
1-435	ヘキサメチレン=ジイソシアネート	1-391	ヘキサメチレン=ジイソシアネート	391	822-06-0
1-436	ヘキサン	1-392	ノルマル-ヘキサン	392	110-54-3
1-437	ヘキサンジヒドラジド			727	1071-93-8
1-438	ヘキシリ=2-ヒドロキシベンゾアート			728	6259-76-3
1-439	1-ヘキセン			729	592-41-6
1-440	ベタナフトール	1-393	ベタナフトール	393	135-19-3
1-441	1, 4, 5, 6, 7, 8, 8-ヘプタクロロ-2, 3-エポキシ-2, 3, 3a, 4, 7, 7a-ヘキサヒドロ-4, 7-メタノ-1H-インデン(別名:ヘプタクロルエポキシド)			730	1024-57-3
1-442	ヘプタン			731	142-82-5
1-443	5-ヘプチルオキソラン-2-オン			732	104-67-6
★1-444	ベリリウム及びその化合物	★1-394	ベリリウム及びその化合物	394	
1-445	ペルオキソ二硫酸の水溶性塩	1-395	ペルオキソ二硫酸の水溶性塩	395	
1-446	ペルフルオロオクタン酸(別名PFOA)及びその塩			733	
1-447	ペルフルオロ(オクタン-1-スルホン酸)(別名:PFOS)	1-396	ペルフルオロ(オクタン-1-スルホン酸)(別名PFOS)	396	1763-23-1
★1-448	ベンジリジン=トリクロリド	★1-397	ベンジリジン=トリクロリド	397	98-07-7
1-449	2-ベンジリデンオクタナール			734	101-86-0
1-450	ベンジル=クロリド(別名:塩化ベンジル)	1-398	ベンジル=クロリド(別名塩化ベンジル)	398	100-44-7
1-451	ベンズアルデヒド	1-399	ベンズアルデヒド	399	100-52-7
★1-452	ベンゼン	★1-400	ベンゼン	400	71-43-2
1-453	1, 2, 4-ベンゼントリカルボン酸1, 2-無水物	1-401	1, 2, 4-ベンゼントリカルボン酸1, 2-無水物	401	552-30-7
1-454	3-(1, 3-ベンゾジオキソール-5-イル)-2-メチルプロパノール			735	1205-17-0
1-455	2-(2-ベンゾチアゾリルオキシ)-N-メチルアセトアリド(別名:メフェナセット)	1-402	2-(2-ベンゾチアゾリルオキシ)-N-メチルアセトアリド(別名メフェナセット)	402	73250-68-7
1-456	ベンゾフェノン	1-403	ベンゾフェノン	403	119-61-9
★1-457	ペンタクロロフェノール	1-404	ペンタクロロフェノール	404	87-86-5

第一種指定化学物質リスト

2021(R3) 改正 政令番号	2021(R3)改正 物質名	2008(H20) 改正 政令番号	2008(H20)改正 物質名	管理 番号	CAS登録番号
1-458	ほう素化合物	1-405	ほう素化合物	405	
★1-459	ポリ塩化ビフェニル(別名:PCB)	1-406	ポリ塩化ビフェニル(別名PCB)	406	1336-36-3
1-460	ポリ(オキシエチレン)=アルキルエーテル(アルキル基の炭素数が12から15までのもの及びその混合物に限る。)	1-407	ポリ(オキシエチレン)=アルキルエーテル(アルキル基の炭素数が12から15までのもの及びその混合物に限る。)	407	
1-461	ポリ(オキシエチレン)=アルキルフェニルエーテル(アルキル基の炭素数が8のものに限る。)	1-408	ポリ(オキシエチレン)=オクチルフェニルエーテル【名称変更】	408	9036-19-5
1-463	ポリ(オキシエチレン)=ドデシルエーテル硫酸エステルナトリウム	1-409	ポリ(オキシエチレン)=ドデシルエーテル硫酸エステルナトリウム	409	9004-82-4
1-462	ポリ(オキシエチレン)=アルキルフェニルエーテル(アルキル基の炭素数が9のものに限る。)	1-410	ポリ(オキシエチレン)=ノニルフェニルエーテル【名称変更】	410	9016-45-9
1-463 (再掲)	ポリ(オキシエチレン)=ドデシルエーテル硫酸エステルナトリウム	1-409 (再掲)	ポリ(オキシエチレン)=ドデシルエーテル硫酸エステルナトリウム	409	9004-82-4
★1-464	ホルムアルデヒド	★1-411	ホルムアルデヒド	411	50-00-0
1-465	マンガン及びその化合物	1-412	マンガン及びその化合物	412	
1-466	無水酢酸			736	108-24-7
1-467	無水フタル酸	1-413	無水フタル酸	413	85-44-9
□2-119	無水マレイン酸	□1-414	無水マレイン酸	414	108-31-6
1-468	メタクリル酸	1-415	メタクリル酸	415	79-41-4
		▲1-416	メタクリル酸2-エチルヘキシリル	416	688-84-6
□2-120	メタクリル酸2, 3-エポキシプロピル	□1-417	メタクリル酸2, 3-エポキシプロピル	417	106-91-2
		▲1-418	メタクリル酸2-(ジメチルアミノ)エチル	418	2867-47-2
□2-121	メタクリル酸ブチル	□1-419	メタクリル酸ノルマルーブチル	419	97-88-1
1-469	メタクリル酸メチル	1-420	メタクリル酸メチル	420	80-62-6
		▲1-421	4-メチリデンオキセタン-2-オノン	421	674-82-8
1-470	(Z)-2'-メチルアセトフェノン=4, 6-ジメチル-2-ピリミジニルヒドロゾン(別名:フェリムゾン)	1-422	(Z)-2'-メチルアセトフェノン=4, 6-ジメチル-2-ピリミジニルヒドロゾン(別名フェリムゾン)	422	89269-64-7
		▲1-423	メチルアミン	423	74-89-5
1-471	メチル=イソチオシアネート	1-424	メチル=イソチオシアネート	424	556-61-6
		▲1-425	N-メチルカルバミン酸2-イソプロピルフェニル(別名イソプロカルブ又はMIPC)	425	2631-40-5
1-472	メチルイソブチルケトン			737	108-10-1
1-473	メチル=2-(3-オキソ-2-ペニチルシクロペンチル)アセタート			738	24851-98-7
1-474	2-[メチル-[(Z)-オクタデカ-9-エノイル]アミノ]酢酸(別名:オレオイルザルコシン)			739	110-25-8
1-475	N-メチルカルバミン酸2, 3-ジヒドロ-2, 2-ジメチル-7-ベンゾ[b]フラン(別名:カルボフラン)	1-426	N-メチルカルバミン酸2, 3-ジヒドロ-2, 2-ジメチル-7-ベンゾ[b]フラン(別名カルボフラン)	426	1563-66-2
1-476	N-メチルカルバミン酸1-ナフチル(別名:カルバリル又はNAC)	1-427	N-メチルカルバミン酸1-ナフチル(別名カルバリル又はNAC)	427	63-25-2
1-477	N-メチルカルバミン酸2-セカンダリ-1-ブチルフェニル(別名:フェノブカルブ又はBPMC)	1-428	N-メチルカルバミン酸2-セカンダリ-1-ブチルフェニル(別名フェノブカルブ又はBPMC)	428	3766-81-2
□2-122	メチル=3-クロロ-5-(4, 6-ジメトキシ-2-ピリミジニルカルバモイルスルファモイル)-1-メチルピラゾール-4-カルボキシラート(別名:ハロスルフロンメチル)	□1-429	メチル=3-クロロ-5-(4, 6-ジメトキシ-2-ピリミジニルカルバモイルスルファモイル)-1-メチルピラゾール-4-カルボキシラート(別名ハロスルフロンメチル)	429	100784-20-1

第一種指定化学物質リスト

2021(R3) 改正 政令番号	2021(R3)改正 物質名	2008(H20) 改正 政令番号	2008(H20)改正 物質名	管理 番号	CAS登録番号
		▲1-430	メチル=(S)-7-クロロー-2, 3, 4a, 5-テトラヒドロ-2-[メトキシカルボニル(4-トリフルオロメトキシフェニル)カルバモイル]インデノ[1, 2-e][1, 3, 4]オキサジアジン-4a-カルボキシラート(別名インドキサカルブ)	430	173584-44-6
1-478	メチル=(E)-2-[2-[6-(2-シアノフェノキシ)ピリミジン-4-イルオキシ]フェニル]-3-メトキシアクリラート(別名:アゾキシストロビン)	1-431	メチル=(E)-2-[2-[6-(2-シアノフェノキシ)ピリミジン-4-イルオキシ]フェニル]-3-メトキシアクリラート(別名アゾキシストロビン)	431	131860-33-8
□2-123	3-メチル-1, 5-ジ(2, 4-キシリル)-1, 3, 5-トリアザベンター-1, 4-ジエン(別名:アミトラズ)	□1-432	3-メチル-1, 5-ジ(2, 4-キシリル)-1, 3, 5-トリアザベンター-1, 4-ジエン(別名アミトラズ)	432	33089-61-1
1-479	N-メチルジオカルバミン酸(別名:カーバム)	1-433	N-メチルジオカルバミン酸(別名カーバム)	433	144-54-7
□2-127	メチル-N', N'-ジメチル-N-[(メチルカルバモイル)オキシ]-1-チオオキサムイミデート(別名:オキサミル)	□1-434	メチル-N', N'-ジメチル-N-[(メチルカルバモイル)オキシ]-1-チオオキサムイミデート(別名オキサミル)	434	23135-22-0
		▲1-435	メチル=2-(4, 6-ジメトキシ-2-ピリミジニルオキシ)-6-[1-(メトキシミノ)エチル]ベンゾアート(別名ビリミノバックメチル)	435	136191-64-5
1-480	N-メチルジオカルバミン酸ナトリウム(別名:メタムナトリウム塩)			740	137-42-8
1-481	N-メチルジデカン-1-イルアミン			741	7396-58-9
1-482	アルファーメチルスチレン	1-436	アルファーメチルスチレン	436	98-83-9
		▲1-437	3-メチルチオプロパンール	437	3268-49-3
1-483	2-メチルチオ-4-エチルアミノ-6-(1, 2-ジメチルプロピルアミノ)-s-トリアジン(別名:ジメタメトリン)			742	22936-75-0
1-484	メチル=ドデカノアート			743	111-82-0
1-485	(E)-3-メチル-4-(2, 6, 6-トリメチルシクロヘキサ-2-エン-1-イル)ブタ-3-エン-2-オン			744	127-51-5
1-486	メチルナフタレン	1-438	メチルナフタレン	438	1321-94-4
1-487	(RS)-1-メチル-2-ニトロ-3-(テトラヒドロ-3-フリルメチル)グアニジン(別名:ジノテフラン)			745	165252-70-0
1-488	3-メチルピリジン	1-439	3-メチルピリジン	439	108-99-6
1-489	N-メチル-2-ピロリドン			746	872-50-4
1-490	2-メチルプロパン-2-チオール			747	75-66-1
○1-491	メチル=ベンゾイミダゾール-2-イルカルバマート(別名:カルベンダジム)	○2-095	メチル=ベンゾイミダゾール-2-イルカルバマート(別名カルベンダジム)	557	10605-21-7
1-492	3-メチルベンタ-3-エン-2-オンと3-メチリデン-7-メチルオクター-1, 6-ジエンの反応生成物であって、1-(2, 3, 8, 8-テトラメチル-1, 2, 3, 4, 5, 6, 7, 8-オクタヒドロ-2-ナフチル)エタノン、1-(2, 3, 8, 8-テトラメチル-1, 2, 3, 4, 6, 7, 8, 8a-オクタヒドロ-2-ナフチル)エタノン及び1-(2, 3, 8, 8-テトラメチル-1, 2, 3, 5, 6, 7, 8, 8a-オクタヒドロ-2-ナフチル)エタノンの混合物を80重量パーセント以上含有するもの			748	
□2-129	1-メチル-1-フェニルエチル=ヒドロペルオキシド	□1-440	1-メチル-1-フェニルエチル=ヒドロペルオキシド	440	80-15-9
		▲1-441	2-(1-メチルプロピル)-4, 6-ジニトロフェノール	441	88-85-7

第一種指定化学物質リスト

2021(R3) 改正 政令番号	2021(R3)改正 物質名	2008(H20) 改正 政令番号	2008(H20)改正 物質名	管理 番号	CAS登録番号
1-493	2-メチル-N-[3-(1-メチルエトキシ)フェニル]ベンズアミド(別名:メプロニル)	1-442	2-メチル-N-[3-(1-メチルエトキシ)フェニル]ベンズアミド(別名メプロニル)	442	55814-41-0
1-494	S-メチル-N-(メチルカルバモイルオキシ)チオアセトイミダート(別名:メソミル)	1-443	S-メチル-N-(メチルカルバモイルオキシ)チオアセトイミダート(別名メソミル)	443	16752-77-5
1-495	メチル=(E)-メトキシイミノ[2-[[[[((E)-1-[3-(トリフルオロメチル)フェニル]エチリデン]アミノ]オキシ]メチル]フェニル]アセタート(別名:トリフロキシストロビン)	1-444	メチル=(E)-メトキシイミノ(2-[[[[((E)-1-[3-(トリフルオロメチル)フェニル]エチリデン]アミノ]オキシ]メチル]フェニル)アセタート(別名トリフロキシストロビン)	444	141517-21-7
1-496	メチル=(E)-メトキシイミノ[2-(オルト-トリルオキシメチル)フェニル]アセタート(別名:クレソキシムメチル)	1-445	メチル=(E)-メトキシイミノ[2-(オルト-トリルオキシメチル)フェニル]アセタート(別名クレソキシムメチル)	445	143390-89-0
1-497	4, 4'-メチレンジアニリン	1-446	4, 4'-メチレンジアニリン	446	101-77-9
		▲1-447	メチレンビス(4, 1-シクロヘキシレン)=ジイソシアネート	447	5124-30-1
1-498	メチレンビス(4, 1-フェニレン)=ジイソシアネート	1-448	メチレンビス(4, 1-フェニレン)=ジイソシアネート	448	101-68-8
1-499	3-メトキシアニリン			749	536-90-3
1-500	(E)-2-メトキシイミノ-N-メチル-2-(2-フェノキシフェニル)アセトアミド(別名:メトミノストロビン)			750	133408-50-1
1-501	2-(2-メトキシエトキシ)エタノール			751	111-77-3
1-502	3-メトキカルボニルアミノフェニル=3'-メチルカルバニラート(別名:フェンメディファム)	1-449	3-メトキカルボニルアミノフェニル=3'-メチルカルバニラート(別名フェンメディファム)	449	13684-63-4
1-503	N-(6-メトキシ-2-ピリジル)-N-メチルチオカルバミン酸O-3-ターシャリーブチルフェニル(別名:ピリブチカルブ)	1-450	N-(6-メトキシ-2-ピリジル)-N-メチルチオカルバミン酸O-3-ターシャリーブチルフェニル(別名ピリブチカルブ)	450	88678-67-5
		▲1-451	2-メトキシ-5-メチルアニリン	451	120-71-8
□2-132	2-メルカプトベンゾチアゾール	□1-452	2-メルカプトベンゾチアゾール	452	149-30-4
1-504	1-メトキシ-2-(2-メトキシエトキシ)エタン			752	111-96-6
1-505	モリブデン及びその化合物	1-453	モリブデン及びその化合物	453	
		▲1-454	2-(モルホリジチオ)ベンゾチアゾール	454	95-32-9
		▲1-455	モルホリン	455	110-91-8
1-506	硫化(2, 4, 4-トリメチルペンテン)			753	68515-88-8
1-507	硫酸ジメチル			754	77-78-1
1-508	りん化アルミニウム	1-456	りん化アルミニウム	456	20859-73-8
1-509	りん酸ジブチル=フェニル			562	2528-36-1
1-510	りん酸ジメチル=2, 2-ジクロロビニル(別名:ジクロルボス又はDDVP)	1-457	りん酸ジメチル=2, 2-ジクロロビニル(別名ジクロルボス又はDDVP)	457	62-73-7
1-511	りん酸トリス(2-エチルヘキシル)	1-458	りん酸トリス(2-エチルヘキシル)	458	78-42-2
1-512	りん酸トリス(2-クロロエチル)	1-459	りん酸トリス(2-クロロエチル)	459	115-96-8
1-513	りん酸トリトリル	1-460	りん酸トリトリル	460	1330-78-5
1-514	りん酸トリフェニル	1-461	りん酸トリフェニル	461	115-86-6
1-515	りん酸トリブチル	1-462	りん酸トリノルマルーブチル	462	126-73-8

参考資料②届出対象となる事業者の要件

対象化学物質の排出量・移動量を届け出なければならない事業者（第一種指定化学物質等取扱事業者）は、以下の(1)から(3)の3つの要件をすべて満たす事業者です。

(1)対象業種

政令第3条に示す業種（4ページに掲載）に属する事業を営んでいる事業者

(2)従業員数

常用雇用者数21人以上の事業者

(3)取扱量等

次のうちいずれかに該当すること

(a) いずれかの第一種指定化学物質の年間取扱量が1t以上である事業所を有する事業者（対象物質の中には化合物の中に含まれる金属元素、シアノ、フッ素等の量で判断するものもあります。）((b)についても同じ)

(b) いずれかの特定第一種指定化学物質の年間取扱量が0.5t以上である事業所を有する事業者

(c) 金属鉱業または原油・天然ガス鉱業を営み、鉱山保安法に規定する建設物、工作物その他

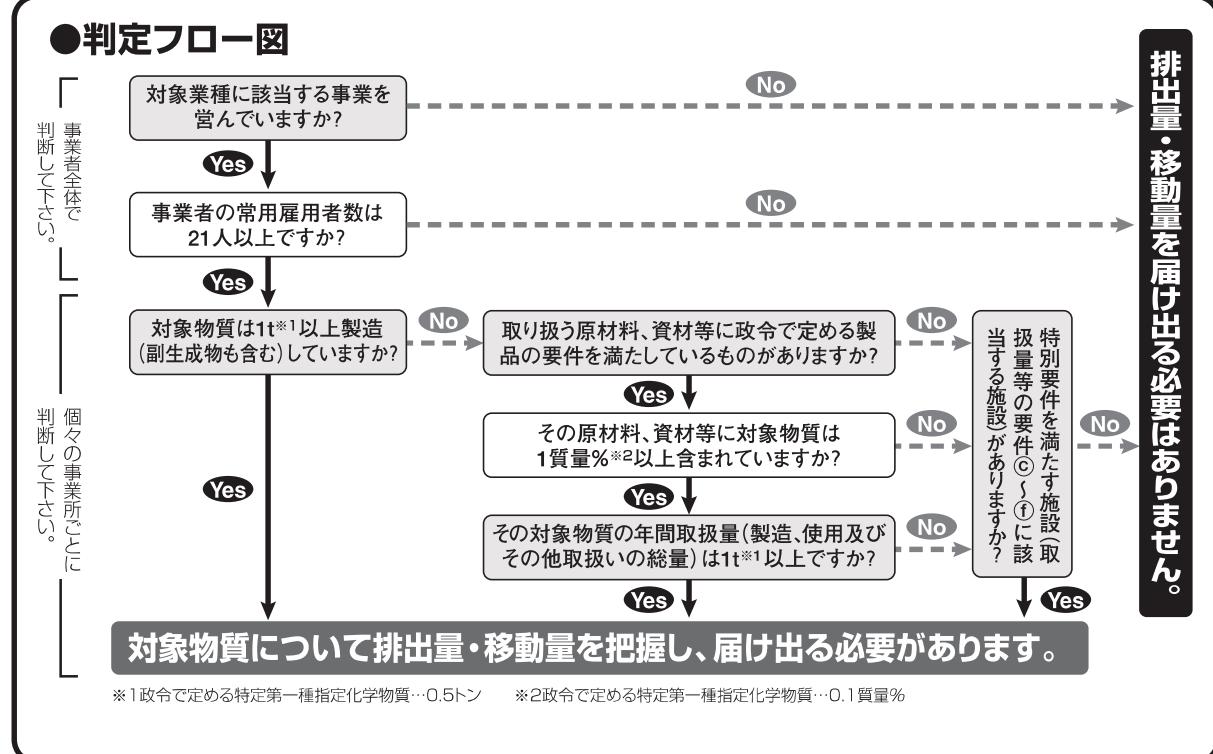
の施設を設置している事業者

(d) 下水道業を営み、下水道終末処理施設を設置している事業者

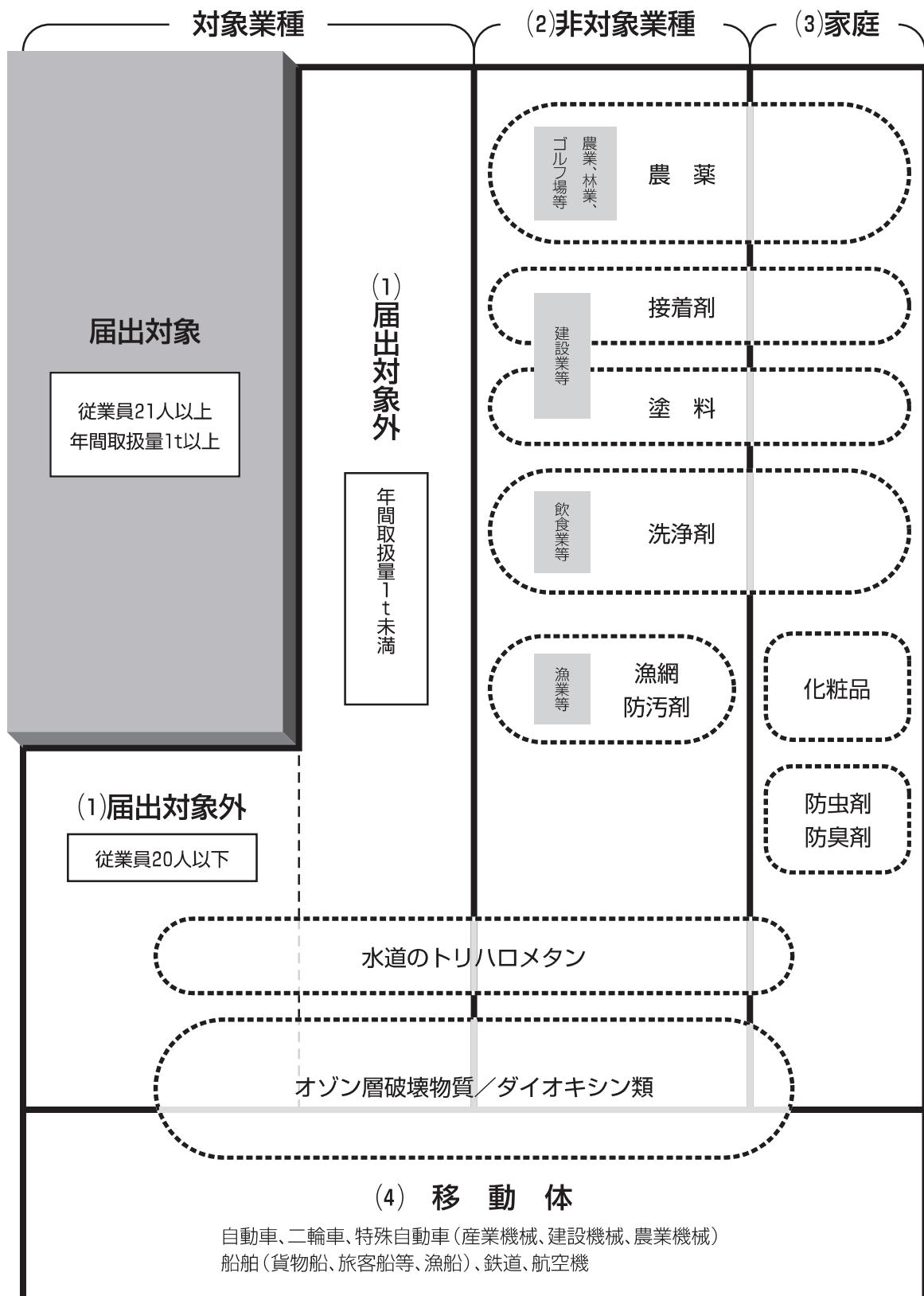
(e) ごみ処分業または産業廃棄物処分業（特別管理産業廃棄物処分業を含む。）を営み、一般廃棄物処理施設または産業廃棄物処理施設を設置している事業者

(f) ダイオキシン類対策特別措置法に規定する特定施設を設置している事業者

具体的には下のフロー図に従って排出量・移動量の届出の必要があるかどうかを判断します。



参考資料③集計の対象となる排出量の構成（イメージ図）



※あくまでイメージ図であり、面積比が排出量の割合を示すものではない。

参考資料④PRTR届出の公共用水域（河川、湖沼、海域）の名称

1. 河川

①支川名の記入が必要な河川の名称

河 川	主 な 支 川
狩 野 川	柿田川、来光川、大場川、黄瀬川、柿木川
富 士 川	芝川
安 倍 川	藁科川、丸子川
瀬 戸 川	朝比奈川
大 井 川	大代川、大津谷川
菊 川	牛淵川
太 田 川	原野谷川、彷僧川、今ノ浦川、敷地川、逆川
天 竜 川	気田川、阿多古川、二俣川、安間川
馬 込 川	芳川

②支川名の記入が不要な河川の名称

伊東大川、河津川、稻生沢川、青野川、宇久須川、白田川、鮎沢川、潤井川、田子江川、岳南排水路、和田川、沼川、小潤井川、富士早川、巴川、庵原川、興津川、由比川、新中川、塚田川、大谷川、浜川、小坂川、小石川、黒石川、栃山川、大幡川、萩間川、篠川、新野川、弁財天川、湯日川、坂口谷川、勝間田川、横須賀川、笠子川、入出太田川、今川、西神田川、釣橋川、都筑大谷川、都田川、花川、伊佐地川、新川、梅田川

(注) 表中に該当する河川名がない場合は、排出している河川が最初に流入する表中の河川名・支川名、あるいは下記の湖沼または海域の名称が排出先になります。

2. 湖沼

・一碧湖 　・田貫湖 　・佐鳴湖

(注) 該当する湖沼名がない場合は、排出先から最初に流入する上記表中の河川名・支川名、あるいは下記の海域の名称が排出先になります。

3. 海域

海 域 名	説 明
伊豆東沿岸	千歳川右岸から石廊崎灯台に至る陸岸の地先海域
伊豆西沿岸	石廊崎灯台から伊豆大瀬灯台に至る陸岸の地先海域
田 子 の 浦	富士川河口左岸から昭和第二放水路河口右岸に至る陸岸の地先海域
奥 駿 河 湾	清水灯台と伊豆大瀬灯台を結んだ直線及び陸岸により囲まれた海域 (田子の浦海域を除く)
西 駿 河 湾	清水灯台から御前崎灯台に至る陸岸の地先海域
遠 州 瀬	御前崎灯台から愛知県の境界である陸岸の地点に至る海域の地先海域 (浜名湖海域を除く)
浜 名 湖	今切口の東導流堤の基部と西導流堤の基部を結んだ直線及び陸岸に囲まれた海域

参考資料⑤PRTR届出の下水道終末処理施設の名称

市町等団体名	処理場名	市町等団体名	処理場名
狩野川流域	狩野川東部浄化センター	伊東市	湯川終末処理場
狩野川流域	狩野川西部浄化センター	伊東市	かわせみ浄化センター
静岡市	静清浄化センター	島田市	島田浄化センター
静岡市	高松浄化センター(静岡市)	富士市	西部浄化センター
静岡市	清水南部浄化センター	富士市	東部浄化センター
静岡市	城北浄化センター	磐田市	豊岡クリーンセンター
静岡市	清水北部浄化センター	磐田市	磐南浄化センター
静岡市	中島浄化センター	焼津市	汐入下水処理場
静岡市	長田浄化センター	掛川市	掛川浄化センター
浜松市	西遠浄化センター	掛川市	大東浄化センター
浜松市	中部浄化センター	掛川市	大須賀浄化センター
浜松市	館山寺浄化センター	藤枝市	藤枝市浄化センター
浜松市	井伊谷浄化センター	御殿場市	御殿場浄化センター
浜松市	細江浄化センター	袋井市	袋井浄化センター
浜松市	三ヶ日浄化センター	袋井市	アクアパークあさば
浜松市	湖東浄化センター	下田市	下田浄化センター
浜松市	浦川浄化センター	湖西市	湖西浄化センター
浜松市	気田浄化センター	湖西市	新居浄化センター
浜松市	佐久間浄化センター	伊豆市	土肥浄化センター
浜松市	城西浄化センター	伊豆市	湯ヶ島クリーンセンター
沼津市	中部浄化プラント	伊豆市	白岩浄化センター
沼津市	重須浄化センター	御前崎市	池新田浄化センター
沼津市	南部浄化センター	御前崎市	高松浄化センター(御前崎市)
沼津市	久連浄化センター	菊川市	菊川浄化センター
沼津市	戸田浄化センター	南伊豆町	南伊豆町クリーンセンター
熱海市	熱海市浄水管理センター	小山町	須走浄化センター
三島市	三島終末処理場	吉田町	吉田浄化センター
富士宮市	星山浄化センター	森町	森町浄化センター

参考資料⑥報告書中の主な用語の解説

○ 排出量・移動量

排出量：生産工程等から排ガスや排水等に含まれて環境中に排出される第一種指定化学物質の量をいいます。例えば、大気では排気口や煙突からの排出ばかりではなくパイプの継ぎ目からの漏洩、水域では公共用水域への排出、土壤ではタンクやパイプから土壤への漏洩等が含まれます。

移動量：その事業活動にかかる廃棄物の処理を当該事業所の外において行うことに伴い当該事業所の外に移動する第一種指定化物質の量のこと、具体的には下水道への移動量、他の産業廃棄物処理業者に廃棄物の処理を委託する際の移動量をいいます。

○ 有害性

化学物質のもつ物性（融点、密度等）とともに固有の性質の一つで、有害性の程度を示します。化学物質の有害性は、症状が現れるまでの時間によって急性毒性と慢性毒性に分けられ、また症状の種類として発がん性や生殖毒性等があります。多くの有害性は、動物実験で得られた結果を人に当てはめるため、不確実性を伴います。

急性毒性とは、動物実験で化学物質を1回投与するか短時間暴露してからだいたい数日以内に発症または死に至る毒性を指します。慢性毒性とは、化学物質を繰り返し投与するか長期間暴露したとき数カ月以上してから発症または死に至る毒性を指します。発がん性や生殖毒性も慢性毒性の一つで、急性毒性に比べ低濃度で現れます。

○ 環境リスク

化学物質の「環境リスク」とは、化学物質が環境を経由して人の健康や生態系に悪い影響を及ぼすおそれ（可能性）をいいます。その大きさは、化学物質の有害性の程度と、呼吸、飲食、皮膚接触等の経路でどれだけ化学物質に接したか（暴露量）で決まり、概念的に式で表すと次のように示されます。

$$\text{化学物質の環境リスク} = \text{有害性} \times \text{暴露量}$$

化学物質は、安全なものと有害なものに二分することはできません。例えば、有害性が小さくても大量に暴露したり、長期間にわたって暴露すれば悪影響があり、逆に有害性の高い物質であってもごく微量の暴露であれば、悪影響が及ぶ可能性は低くなります。「環境リスク」はゼロにすることはできませんが、技術的、費用的な面で限界があるものの、暴露量を小さくしたり、有害性の低い物質を使用したりすることで、悪影響が生じない程度にまで小さくすることはできます。

○ TEQ

ダイオキシン類には多くの異性体があり、毒性の強さがそれぞれ異なるため、その各々の毒性には、最も毒性が強い2,3,7,8四塩化ジベンゾーパラジオキシン（2,3,7,8-TCDD）の毒性を1として換算した毒性等価係数が用いられています。ダイオキシン類の量や濃度のデータはこの毒性等価係数を用いてダイオキシン類の毒性を足し合わせた値として毒性当量（TEQ）という単位の表現が用いられています。

○ CAS番号

アメリカ化学会の機関であるCAS（Chemical Abstracts Service）が化学物質に付与している登録番号で、* * * * * - * * - *の数字で表されます。世界共通の化学物質に対するコードで、約7,100万の登録があります。

○ 第一種指定化学物質

下記の各項のいずれかに該当し、かつ、その有する物理的化学的性状、その製造、輸入、使用又は生成の状況等からみて、相当広範な地域の環境において当該化学物質が継続して存在すると認められる化学物質で政令で定めるものをいいます。

- 当該化学物質が人の健康を損なうおそれ又は動植物の生息若しくは生育に支障を及ぼすおそれがあるものであること。
- 当該化学物質が前号に該当しない場合には、当該化学物質の自然的作用による化学的変化により容易に生成する化学物質が同号に該当するものであること。
- 当該化学物質がオゾン層を破壊し、太陽紫外放射の地表に到達する量を増加させることにより人の健康を損なうおそれがあるものであること。

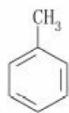
○ 第二種指定化学物質

第一種指定化学物質の各項のいずれかに該当し、かつ、その有する物理的化学的性状からみて、その製造量、輸入量又は使用量の増加等により、相当広範な地域の環境において当該化学物質が継続して存在することとなることが見込まれる化学物質で政令で定めるものをいいます。

参考資料⑦主な化学物質の安全性データ

詳細又は他の化学物質についてお知りになりたい時は**国立医薬品食品衛生研究所**のホームページを御参照ください。
(国際化学物質安全性カード <http://www.nihs.go.jp/ICSC/>)

1 トルエン

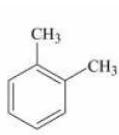


主な用途 合成原料(可塑剤、合成繊維、染料、香料、有機顔料等)、ガソリン成分、溶剤(塗料、インク等)

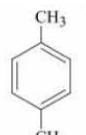
災害/ 暴露のタイプ	一次災害/ 急性症状	予防	応急処置/ 消火薬剤
火災	引火性が高い。	裸火禁止、火花禁止、禁煙。	粉末消火薬剤、AFFF(水性膜泡消火薬剤)、泡消火薬剤、二酸化炭素。
爆発	蒸気/空気の混合気体は爆発性である。	密閉系、換気、防爆型電気および照明設備。帯電を防ぐ(例えばアースを使用)。充填、取り出し、取扱い時に圧縮空気を使用してはならない。防爆用工具を使用する。	火災時:ドラム缶などに水を噴霧して冷却する。
身体への暴露		作業環境管理を厳密に!(妊娠中の)女性への暴露を避ける!	
吸入	咳、咽頭痛、めまい、嗜眠、頭痛、吐き気、意識喪失。	換気、局所排気、または呼吸用保護具。	新鮮な空気、安静。医療機関に連絡する。
皮膚	皮膚の乾燥、発赤。	保護手袋。	汚染された衣服を脱がせる。洗い流してから水と石鹼で皮膚を洗浄する。医療機関に連絡する。
眼	発赤、痛み。	安全ゴーグル。	数分間多量の水で洗い流し(できればコンタクトレンズをはずして)、医師に連れて行く。
経口摂取	灼熱感、腹痛。他の症状は「吸入」参照。	作業中は飲食、喫煙をしない。	口をすぐ。吐かせない。医療機関に連絡する。
重要データ	物理的状態: 外観: 特徴的な臭気のある、無色の液体	暴露の経路: 体内への吸收経路:吸入、経皮、経口摂取	
	物理的危険性: この物質の蒸気は空気とよく混合し、爆発性混合物を生成しやすい。流動、攪拌などにより、静電気が発生することがある。	吸入の危険性: 20°Cで気化すると、空気が汚染されてやや急速に有害濃度に達することがある。	
	化学的危険性: 強酸化剤と激しく反応し、火災や爆発の危険をもたらす。	短期暴露の影響: 眼、気道を刺激する。中枢神経系に影響を与えることがある。この液体を飲み込むと、誤嚥により化学性肺炎を起こす危険がある。高濃度の場合、不整脈、意識喪失を起こすことがある。	
	許容濃度: TLV: 20 ppm(TWA) (皮膚) A4 BEI記載あり (ACGIH 2004)	長期または反復暴露の影響: この液体は皮膚の脱脂を起こす。中枢神経系に影響を与えることがある。騒音による聽力障害を促進する。動物試験では人で生殖・発生毒性を引き起こす可能性があることが示されている。	
	・沸点: 111°C ・融点: -95°C ・比重(水=1): 0.87 ・水への溶解性: 溶けない ・蒸気圧: 3.8 kPa(25°C)	・相対蒸気密度(空気=1): 3.1 ・-20°Cでの蒸気/空気混合気体の相対密度(空気=1): 1.01 ・引火点: 4°C(C.C.) ・発火温度: 480°C ・爆発限界: 1.1~7.1 vol%(空気中)	
環境に関するデータ	・水生生物に対して毒性が強い。		

2 キシレン

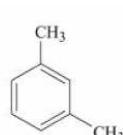
メチル基の位置によりo,m,p の異性体がある。



o-キシレン



p-キシレン

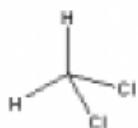


m-キシレン

主な用途 合成原料(可塑剤、合成繊維、染料、香料等)、
ガソリン・灯油成分、溶剤(塗料、農薬等)

災害/ 暴露のタイプ	一次災害/ 急性症状	予防	応急処置/ 消火薬剤
火災	引火性。	裸火禁止、火花禁止、禁煙。	粉末消火薬剤、水噴霧、泡消火薬剤、二酸化炭素。
爆発	27°C(o-は32°C)以上では、蒸気/空気の爆発性混合気体を生じることがある。	27°C(o-は32°C)以上では、密閉系、換気、および防爆型電気設備。帯電を防ぐ(例えはアースを使用)。	火災時:ドラム缶などに水を噴霧して冷却する。
身体への暴露		作業環境管理を厳密に!(妊娠中の)女性への暴露を避ける!	
吸入	めまい、し眠、頭痛、吐き気。	換気、局所排気、または呼吸用保護具。	新鮮な空気、安静。医療機関に連絡する。
皮膚	皮膚の乾燥、発赤。	保護手袋。	汚染された衣服を脱がせる。洗い流してから水と石鹼で皮膚を洗浄する。
眼	発赤、痛み。	安全眼鏡。	数分間多量の水で洗い流し(できればコンタクトレンズをはずして)、医師に連れて行く。
経口摂取	灼熱感、腹痛。他の症状について(「吸入」参照)。	作業中は飲食、喫煙をしない。	口をすぐ。吐かせない。医療機関に連絡する。
重 要 デ タ	物理的状態: 外観: 特徴的な臭気のある、無色の液体	暴露の経路: 体内への吸収経路:吸入、経皮、経口摂取。	
	物理的危険性: 流動、攪拌などにより、静電気が発生することがある。	吸入の危険性: 20°Cで気化すると、空気が汚染されてややゆっくりと有害濃度に達する。	
	化学的危険性: 強酸、強酸化剤と反応する。	短期暴露の影響: 眼、皮膚を刺激する。中枢神経系に影響を与えることがある。液体を飲み込むと、誤嚥により化学性肺炎を起こす危険がある。	
	許容濃度: TLV: 100 ppm(TWA), 150 ppm(STEL) A4 BEI記載あり (ACGIH 2006)	長期または反復暴露の影響: 液体は皮膚の脱脂を起こす。中枢神経系に影響を与えることがある。騒音による聴覚障害を増強する。動物試験では人の生殖に毒性影響を及ぼす可能性があることが示されている。	
物理的性質	・沸点:o-:144°C, m-:139°C, p-:138°C	・相対蒸気密度(空気=1):3.7	
	・融点:o-:-25°C, m-:-48°C, p-:13°C	・引火点:o-:32°C, m-:27°C, p-:27°C	
	・比重(水=1):o-:0.88, m-:0.86, p-:0.86	・発火温度:o-:463°C, m-:527°C, p-:528°C	
	・水への溶解性:溶けない	・爆発限界: o-:0.9~6.7 vol%(空気中)	
	・蒸気圧:o-:0.7, m-:0.8, p-:0.9 kPa(20°C)	m-,p-:1.1~7.0 vol%(空気中)	
環境に関するデータ	・水生生物に対して毒性が強い。		

3 塩化メチレン(ジクロロメタン)



主な用途 洗浄剤(金属脱脂)、溶剤、

その他(冷媒、インク成分、ペイント剥離剤等)

災害／暴露のタイプ	一次災害／急性症状	予防	応急処置／消火薬剤
火災	特定の条件下で可燃性。火災時に刺激性もしくは有毒なフュームやガスを放出する。		周辺の火災時:全ての消火薬剤の使用可。
爆発	火災や爆発の危険性がある(「化学的危険性」参照)。	帯電を防ぐ(例えばアースを使用)。	火災時:ドラム缶などに水を噴霧して冷却する。
身体への暴露		ミストの発生を防ぐ! 作業環境管理を厳密に!	
吸入	めまい、し眠、頭痛、吐き気、脱力感、意識喪失、死。	換気、局所排気、または呼吸用保護具。	新鮮な空気、安静。必要な場合には人工呼吸。医療機関に連絡する。
皮膚	皮膚の乾燥、発赤、灼熱感。	保護手袋、保護衣。	汚染された衣服を脱がせる。洗い流してから水と石鹼で皮膚を洗浄する。
眼	発赤、痛み、重度の熱傷。	安全ゴーグル、顔面シールド、または呼吸用保護具と眼用保護具の併用。	数分間多量の水で洗い流し(できればコンタクトレンズをはずして)、医師に連れて行く。
経口摂取	腹痛。他の症状については「吸入」参照。	作業中は飲食、喫煙をしない。食事前に手を洗う。	口をすすぐ。吐かせない。多量の水を飲ませる。安静。
重要データ	物理的状態; 外観: 特徴的な臭気のある、無色の液体	暴露の経路: 体内への吸収経路:吸入、経口摂取	
	物理的危険性: この物質の蒸気は空気より重い。流動、攪拌などにより、静電気が発生することがある。	吸入の危険性: 20°Cで気化すると、空気が汚染されてきわめて急速に有害濃度に達することがある。	
	化学的危険性: 高温面や炎に触れると分解し、有毒で腐食性のフュームを生成する。アルミニウム粉末、マグネシウム粉末などの金属、強塩基、強力な酸化剤と激しく反応し、火災や爆発の危険をもたらす。ある種のプラスチック、ゴム、被膜剤を侵す。	短期暴露の影響: 眼、皮膚、気道を刺激する。意識が低下することがある。カルボキシヘモグロビンが生成されることがある。	
	許容濃度: TLV: 50 ppm(TWA) A3 BEI記載あり(ACGIH 2004)	長期または反復暴露の影響: 反復または長期の皮膚への接触により、皮膚炎を起こすことがある。中枢神経系、肝臓に影響を与えることがある。人で発がん性を示す可能性がある。	
	・沸点:40°C ・融点:-95.1°C ・比重(水=1):1.3 ・水への溶解度:1.3 g/100 ml(20°C) ・蒸気圧:47.4 kPa(20°C)	・相対蒸気密度(空気=1):2.9 ・20°Cでの蒸気/空気混合気体の相対密度(空気=1):1.9 ・発火温度:556°C ・爆発限界:12~25 vol%(空気中)	
環境に関するデータ	・環境に有害な場合がある; 地下水への影響に特に注意すること。		

参考資料⑧PRTRモニタリング調査結果(大気)

調査月日：令和6年4月～令和7年3月

単位： $\mu\text{g}/\text{m}^3$

政令番号	物質名 (大気への届出排出量合計:トン/年)	自排三島	鷹岡小学校	島田市役所	磐田市役所	掛川市役所	袋井市役所	6地点平均
53	エチルベンゼン	0.74 0.34～2.7	0.92 0.39～2.0	0.42 0.14～0.79	1.4 0.31～2.8	0.67 0.24～1.3	0.85 0.19～2.1	0.82
80	総キシレン	1.2 0.63～3.2	1.0 0.55～1.8	0.52 0.19～0.93	1.3 0.41～2.3	0.65 0.27～1.2	0.92 0.038～2.0	0.94
181	ジクロロベンゼン	0.18 0.0135～0.45	0.32 0.045～0.68	0.19 0.0125～0.48	0.19 0.0115～0.45	0.12 0.0105～0.27	0.16 0.0115～0.37	0.19
186	ジクロロメタン	0.75 0.38～0.93	1.9 1.1～3.1	0.78 0.52～1.1	1.4 0.43～4.0	1.1 0.47～2.3	1.4 0.47～3.0	1.2
240	スチレン	0.13 0.0105～0.31	0.14 0.038～0.23	0.095 0.006～0.25	0.15 0.056～0.47	0.23 0.023～1.1	0.19 0.004～0.37	0.15
296	1,2,4-トリメチルベンゼン	0.59 0.26～1.3	0.36 0.13～0.57	0.32 0.12～0.56	1.0 0.19～4.2	0.31 0.14～0.56	0.49 0.0035～1.3	0.51
297	1,3,5-トリメチルベンゼン	0.15 0.030～0.33	0.086 0.008～0.14	0.070 0.085～0.14	0.25 0.050～0.11	0.069 0.027～0.13	0.12 0.0025～0.29	0.12
300	トルエン	3.1 1.6～12	9.4 3.5～18	1.9 0.60～3.2	5.0 1.5～11	4.6 1.1～9.8	6.4 0.87～10	5.1
392	ノルマルヘキサン	0.93 0.39～1.8	0.50 0.26～0.75	0.48 0.20～0.77	0.63 0.24～1.0	0.37 0.14～0.55	0.58 0.22～0.95	0.58

(注) 1 上段は年平均値、下段は濃度域を示した。
2 6地点平均については、表示されている桁数の関係で各地点の年平均値の平均と一致しないことがある。
3 ※は検出下限値以上、定量下限値未満。

政令番号	物質名	用途
53	エチルベンゼン	合成中間体、溶剤、ガソリン成分、その他(希釀剤)
80	総キシレン	合成原料合成繊維樹脂、染料、ガソリン・灯油成分、溶剤(塗料、農業)
181	ジクロロベンゼン	合成中間体、農薬、殺虫剤、くん蒸剤
186	塩化メチレン	洗浄剤(金属脱脂)、溶剤、その他(冷媒、エアゾール、インキ)
240	スチレン	重合原料(ポリスチレン樹脂、合成ゴム、AS・ABS樹脂、イオン交換樹脂)
296	1,2,4-トリメチルベンゼン	溶剤、合成原料(染料、顔料、医薬品、工業薬品)
297	1,3,5-トリメチルベンゼン	合成原料(染料、紫外線安定剤、医薬品)、ガソリン成分、溶剤
300	トルエン	合成原料(可塑剤、合成繊維など)、ガソリン成分、溶剤(塗料、インキ)
392	ノルマルヘキサン	溶剤(重合用、接着剤、塗料、インキ)

付表①令和5年度PRTR届出都道府県別総排出量・移動量

(単位:トン/年)

No.	都道府県名	排出量					移動量			排出量・移動量合計
		大気への排出	公共用水域への排出	土壤への排出	埋立処分	小計	下水道への移動	事業所外への废弃物としての移動	小計	
1	北海道	1,486	497	0	1,101	3,084	28	2,489	2,517	5,601
2	青森県	289	116	0	0	405	0	754	754	1,159
3	岩手県	1,022	54	0	0	1,076	18	1,904	1,922	2,998
4	宮城県	673	120	0	130	923	8	798	806	1,729
5	秋田県	381	73	0	2,309	2,764	0	1,321	1,321	4,084
6	山形県	595	37	0	0	632	1	1,724	1,725	2,357
7	福島県	1,825	446	0	0	2,271	0	5,729	5,729	8,000
8	茨城県	4,762	150	0	5	4,916	629	13,809	14,438	19,354
9	栃木県	3,686	68	0	11	3,765	6	6,689	6,695	10,460
10	群馬県	3,130	65	0	2	3,197	38	6,598	6,636	9,833
11	埼玉県	5,561	237	0	0	5,798	73	7,842	7,915	13,713
12	千葉県	4,441	307	0	0	4,748	38	10,359	10,397	15,145
13	東京都	808	432	0	0	1,240	7	951	958	2,198
14	神奈川県	4,581	262	0	0	4,844	53	6,818	6,872	11,715
15	新潟県	1,799	330	25	1	2,155	0	2,809	2,809	4,965
16	富山県	1,640	94	0	0	1,733	4	6,884	6,888	8,622
17	石川県	1,565	87	0	0	1,651	1	1,302	1,304	2,955
18	福井県	1,628	76	0	0	1,704	40	7,024	7,065	8,768
19	山梨県	1,151	24	0	0	1,174	1	759	760	1,934
20	長野県	1,346	93	0	0	1,439	40	1,609	1,649	3,088
21	岐阜県	3,527	69	0	1,812	5,408	10	5,514	5,525	10,932
22	静岡県	7,552	214	0	0	7,765	159	6,345	6,504	14,269
23	愛知県	9,581	400	0	1	9,982	117	36,799	36,917	46,899
24	三重県	4,602	743	0	0	5,345	2	6,872	6,874	12,219
25	滋賀県	2,594	20	0	0	2,614	54	4,426	4,480	7,094
26	京都府	1,235	79	0	0	1,314	114	1,125	1,239	2,552
27	大阪府	3,314	509	0	0	3,823	90	16,045	16,135	19,958
28	兵庫県	5,011	422	0	0	5,433	70	16,626	16,695	22,128
29	奈良県	364	18	0	0	381	2	319	321	702
30	和歌山県	809	41	0	0	850	5	4,280	4,285	5,135
31	鳥取県	401	18	0	0	419	41	261	303	722
32	島根県	1,561	53	0	0	1,614	0	1,438	1,438	3,052
33	岡山県	3,711	139	0	0	3,850	10	17,950	17,960	21,810
34	広島県	4,737	277	0	1,877	6,891	30	4,993	5,023	11,914
35	山口県	3,219	4,901	0	0	8,120	2	15,298	15,300	23,420
36	徳島県	409	58	0	0	467	0	777	777	1,244
37	香川県	4,438	46	0	0	4,484	6	1,207	1,212	5,697
38	愛媛県	3,614	91	0	0	3,706	21	5,801	5,822	9,528
39	高知県	474	50	0	0	524	2	71	72	596
40	福岡県	6,259	180	0	0	6,440	11	13,463	13,475	19,914
41	佐賀県	1,666	56	0	0	1,722	2	1,792	1,794	3,516
42	長崎県	1,929	65	0	0	1,993	20	1,094	1,114	3,107
43	熊本県	1,626	112	0	0	1,738	45	4,461	4,505	6,243
44	大分県	1,310	44	0	0	1,354	2	2,846	2,849	4,202
45	宮崎県	370	130	0	0	499	0	5,653	5,653	6,152
46	鹿児島県	334	96	1	0	431	0	202	202	632
47	沖縄県	159	33	0	0	192	3	155	158	349
	合計	117,169	12,431	26	7,250	136,877	1,803	263,986	265,789	402,666

注1) 順位は排出量・移動量合計による。

注2) 四捨五入の関係で、合計が各項目の和と一致しないことがある。

付表②令和5年度PRTR届出業種別総排出量・移動量(静岡県)

(単位:kg/年)

No.	業種	排出量					移動量			排出量・移動量合計
		大気への排出	公共用水域 への排出	土壌への排出	埋立処分	小計	下水道への 移動	事業所外への廃 棄物としての移動	小計	
1	化学工業	335,534	13,377	0	0	348,911	192	4,123,606	4,123,797	4,472,708
2	輸送用機械器具製造業	2,150,013	2,882	0	0	2,152,895	2,530	233,200	235,730	2,388,625
3	プラスチック製品製造業	1,136,870	725	0	0	1,137,595	0	503,656	503,656	1,641,252
4	パルプ・紙・紙加工品製造業	1,060,269	74,359	0	0	1,134,628	701	147,007	147,708	1,282,336
5	金属製品製造業	505,294	1,871	0	0	507,165	1,413	217,829	219,242	726,407
6	その他の製造業	368,877	10	0	0	368,887	332	214,120	214,452	583,339
7	電気機械器具製造業	180,817	1,501	0	0	182,318	128,306	148,146	276,451	458,769
8	ゴム製品製造業	399,024	31	0	0	399,054	0	57,061	57,061	456,115
9	医薬品製造業	24,519	7,142	0	0	31,661	7,345	393,864	401,209	432,871
10	出版・印刷・同関連産業	367,440	0	0	0	367,440	0	64,740	64,740	432,180
11	一般機械器具製造業	278,071	0	0	0	278,071	0	77,411	77,411	355,482
12	非鉄金属製造業	106,338	12,736	0	0	119,074	53	25,489	25,542	144,616
13	食料品製造業	127,351	6,210	0	0	133,561	0	112	112	133,673
14	石油卸売業	116,175	0	0	0	116,175	0	9	9	116,184
15	繊維工業	77,094	5,306	0	0	82,400	1,362	11,675	13,037	95,436
16	燃料小売業	90,278	0	0	0	90,278	0	0	0	90,278
17	下水道業	16	79,609	0	0	79,625	0	7,700	7,700	87,325
18	家具・装備品製造業	82,300	0	0	0	82,300	0	4,717	4,717	87,017
19	医療用機械器具・医療用品製造業	29,838	270	0	0	30,108	0	21,130	21,130	51,238
20	窯業・土石製品製造業	8,894	148	0	0	9,042	0	36,239	36,239	45,281
21	船舶製造・修理業・船用機器製造業	37,501	0	0	0	37,501	0	1,860	1,860	39,361
22	鉄道業	16,900	0	0	0	16,900	6,200	0	6,200	23,100
23	木材・木製品製造業	17,843	0	0	0	17,843	0	871	871	18,714
24	自然科学研究所	566	0	0	0	566	0	17,301	17,301	17,867
25	計量証明業	1,790	0	0	0	1,790	0	15,700	15,700	17,490
26	精密機械器具製造業	13,000	0	0	0	13,000	0	0	0	13,000
27	鉄鋼業	4,802	83	0	0	4,884	0	6,090	6,090	10,974
28	飲料・たばこ・飼料製造業	174	3,003	0	0	3,177	6,000	207	6,207	9,384
29	洗濯業	374	3,200	0	0	3,574	4,284	1,290	5,574	9,147
30	高等教育機関	454	0	0	0	454	0	7,500	7,500	7,954
31	倉庫業	6,897	0	0	0	6,897	0	0	0	6,897
32	石油製品・石炭製品製造業	600	22	0	0	622	0	3,840	3,840	4,462
33	電気業	4,239	0	0	0	4,239	0	0	0	4,239
34	医療業	22	0	0	0	22	0	2,600	2,600	2,622
35	産業廃棄物処分業	539	350	0	0	889	0	2	2	891
36	一般廃棄物処理業(ごみ処分業に限る。)	154	694	0	0	848	0	0	0	848
37	衣服・その他の繊維製品製造業	650	0	0	0	650	0	58	58	708
38	農業製造業	0	0	0	0	0	0	260	260	260
39	酒類製造業	87	0	0	0	87	0	0	0	87

注1) 順位は排出量・移動量合計による。

注2) 四捨五入の関係で、合計が各項目の和と一致しないことがある。

付表③令和5年度市区町別排出量・移動量(静岡県)

(単位:kg/年)

	大気への排出	公共用水域への排出	土壌への排出	埋立処分	小計	下水道への移動	事業所外への廃棄物としての移動	小計	
静岡市合計	441,272	45,347	0	0	486,619	7,955	509,008	516,962	1,003,582
(葵区)	3,786	3,370	0	0	7,155	45	16,600	16,645	23,800
(駿河区)	23,828	15,842	0	0	39,670	0	141,970	141,970	181,640
(清水区)	413,659	26,135	0	0	439,794	7,910	350,438	358,348	798,142
浜松市合計	1,167,050	29,533	0	0	1,196,583	138,162	428,197	566,358	1,762,941
(中区)	60,937	3	0	0	60,940	7,602	16,083	23,686	84,626
(東区)	36,045	7,846	0	0	43,891	1,708	44,539	46,247	90,138
(西区)	123,666	1,337	0	0	125,003	190	23,503	23,693	148,696
(南区)	225,610	19,959	0	0	245,569	128,341	74,018	202,359	447,928
(北区)	475,586	216	0	0	475,802	320	216,784	217,104	692,907
(浜北区)	240,478	0	0	0	240,478	0	53,265	53,265	293,743
(天竜区)	4,728	172	0	0	4,900	0	4	4	4,905
沼津市	147,972	6,134	0	0	154,106	0	50,568	50,568	204,674
熱海市	366	4,264	0	0	4,630	0	0	0	4,630
三島市	43,666	895	0	0	44,561	10	29,634	29,644	74,205
富士宮市	450,859	8,744	0	0	459,603	7,300	196,716	204,016	663,619
伊東市	3,066	2,866	0	0	5,932	0	0	0	5,932
島田市	178,468	20,787	0	0	199,255	0	15,154	15,154	214,408
富士市	1,059,266	63,807	0	0	1,123,073	0	780,811	780,811	1,903,884
磐田市	682,289	2,222	0	0	684,511	716	994,258	994,974	1,679,485
焼津市	126,219	1,353	0	0	127,572	0	31,254	31,254	158,826
掛川市	666,647	2,243	0	0	668,890	146	1,096,707	1,096,853	1,765,743
藤枝市	188,412	1,229	0	0	189,640	0	119,435	119,435	309,075
御殿場市	128,153	1,111	0	0	129,264	0	48,237	48,237	177,501
袋井市	465,593	4,859	0	0	470,452	590	1,336,955	1,337,545	1,807,997
下田市	461	119	0	0	580	0	0	0	580
裾野市	153,882	1,448	0	0	155,330	0	45,826	45,826	201,156
湖西市	932,701	2,176	0	0	934,876	0	24,259	24,259	959,135
伊豆市	246	234	0	0	480	3,654	0	3,654	4,134
御前崎市	83,594	3,706	0	0	87,299	185	322,408	322,593	409,892
菊川市	62,910	743	0	0	63,653	0	61,951	61,951	125,604
伊豆の国市	14,089	7	0	0	14,096	0	3,415	3,415	17,511
牧之原市	275,211	855	0	0	276,066	0	16,335	16,335	292,401
東伊豆町	534	9	0	0	544	0	0	0	544
河津町	184	0	0	0	184	0	0	0	184
南伊豆町	111	307	0	0	418	0	0	0	418
松崎町	131	0	0	0	131	0	0	0	131
西伊豆町	2,340	0	0	0	2,340	0	0	0	2,340
函南町	971	4,222	0	0	5,194	0	7,930	7,930	13,124
清水町	768	203	0	0	971	0	13,460	13,460	14,431
長泉町	89,634	2,010	0	0	91,644	0	20,145	20,145	111,789
小山町	94,291	501	0	0	94,792	0	7,788	7,788	102,580
吉田町	64,453	1,584	0	0	66,037	0	174,479	174,479	240,516
川根本町	2,300	0	0	0	2,300	0	0	0	2,300
森町	23,494	10	0	0	23,504	0	10,361	10,361	33,865
合計	7,551,603	213,529	0	0	7,765,132	158,717	6,345,290	6,504,006	14,269,139

注1) 四捨五入の関係で、合計が各項目の和と一致しないことがある。

付表④令和5年度市区町別ダイオキシン類の総排出量・移動量(静岡県)

(単位:mg-TEQ/年)

市区町名	排出量					移動量			排出量・移動量合計
	大気への排出	公共用水域への排出	土壤への排出	埋立処分	小計	下水道への移動	事業所外への廃棄物としての移動	小計	
静岡市合計	542	0	0	0	542	0	2,504	2,504	3,046
(葵区)	478	0	0	0	478	0	2,420	2,420	2,898
(駿河区)	33	0	0	0	33	0	0	0	33
(清水区)	31	0	0	0	31	0	84	84	115
浜松市合計	93	0	0	0	93	0	1,695	1,695	1,788
(中区)	0	0	0	0	0	0	2	2	2
(東区)	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(西区)	3	0	0	0	3	0	520	520	523
(南区)	13	0	0	0	13	0	1,101	1,101	1,114
(北区)	76	0	0	0	76	0	73	73	149
(浜北区)	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(天竜区)	0	0	0	0	0	0	0	0	0
沼津市	13	0	0	0	13	0	160	160	173
熱海市	96	0	0	0	96	0	361	361	456
三島市	72	0	0	700	772	0	0	0	772
富士宮市	57	0	0	0	57	0	888	888	945
伊東市	30	0	0	0	30	0	490	490	520
島田市	7	8	0	0	14	0	4,600	4,600	4,615
富士市	310	1	0	0	311	0	7,490	7,490	7,801
磐田市	99	0	0	0	99	0	502	502	600
焼津市	12	0	0	0	12	0	260	260	272
掛川市	10	0	0	0	10	0	1,102	1,102	1,112
藤枝市	6	0	0	0	6	0	930	930	936
御殿場市	0	0	0	0	0	0	180	180	180
袋井市	13	0	0	0	13	0	883	883	896
下田市	32	0	0	0	32	0	85	85	117
裾野市	461	0	0	0	461	0	150	150	611
湖西市	1	0	0	0	1	0	1,600	1,600	1,601
伊豆市	0	0	0	0	0	0	0	0	0
御前崎市	0	1	0	0	1	0	0	0	1
菊川市	0	0	0	0	0	0	0	0	0
伊豆の国市	0	0	0	0	0	0	0	0	0
牧之原市	9	0	0	0	9	0	1,450	1,450	1,459
東伊豆町	16	0	0	0	16	0	210	210	226
河津町	0	0	0	0	0	0	0	0	0
南伊豆町	3	0	0	0	3	0	430	430	433
松崎町	3	0	0	0	3	0	0	0	3
西伊豆町	130	0	0	460	590	0	0	0	590
函南町	20	0	0	0	20	0	890	890	910
清水町	130	0	0	0	130	0	0	0	130
長泉町	290	1	0	0	291	0	1,616	1,616	1,907
小山町	0	0	0	0	0	0	0	0	0
吉田町	0	0	0	0	0	0	0	0	0
川根町	0	0	0	0	0	0	0	0	0
森町	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	2,166	9	0	4,496	6,671	0	21,705	21,705	28,376

注1) 四捨五入の関係で、合計が各項目の和と一致しないことがある。

付表⑤令和5年度都道府県別総排出量(届出排出量・届出外排出量)

(単位:トン/年)

No.	都道府県名	届出排出量 (集計値)	届出外排出量					合計	届出 排出量	届出外 排出量
			対象業種を 営む事業所	非対象業種を 営む事業者	家庭	移動体	小計			
1	北海道	3,084	1,528	6,551	894	2,735	11,707	14,791	21%	79%
2	青森県	405	367	2,458	721	821	4,367	4,772	8%	92%
3	岩手県	1,076	369	1,088	564	901	2,922	3,998	27%	73%
4	宮城県	923	634	1,298	580	1,135	3,647	4,570	20%	80%
5	秋田県	2,764	420	759	464	629	2,272	5,036	55%	45%
6	山形県	632	434	936	328	707	2,405	3,037	21%	79%
7	福島県	2,271	930	809	806	1,125	3,669	5,940	38%	62%
8	茨城県	4,916	1,488	3,423	1,192	1,771	7,874	12,790	38%	62%
9	栃木県	3,765	817	1,152	689	1,309	3,966	7,731	49%	51%
10	群馬県	3,197	916	2,413	950	1,217	5,496	8,693	37%	63%
11	埼玉県	5,798	2,274	1,469	1,696	2,337	7,776	13,574	43%	57%
12	千葉県	4,748	1,386	3,397	1,745	2,263	8,791	13,539	35%	65%
13	東京都	1,240	3,592	5,412	989	2,617	12,611	13,851	9%	91%
14	神奈川県	4,844	2,059	2,439	974	2,171	7,643	12,487	39%	61%
15	新潟県	2,155	898	1,531	840	1,247	4,516	6,672	32%	68%
16	富山県	1,733	469	608	287	553	1,918	3,651	47%	53%
17	石川県	1,651	531	475	322	656	1,984	3,636	45%	55%
18	福井県	1,704	424	641	239	530	1,833	3,537	48%	52%
19	山梨県	1,174	367	420	320	658	1,765	2,940	40%	60%
20	長野県	1,439	829	1,370	527	1,525	4,251	5,690	25%	75%
21	岐阜県	5,408	976	752	744	1,214	3,686	9,093	59%	41%
22	静岡県	7,765	1,586	1,715	1,400	1,777	6,478	14,243	55%	45%
23	愛知県	9,982	3,137	3,845	2,233	2,701	11,915	21,897	46%	54%
24	三重県	5,345	715	728	761	1,291	3,494	8,839	60%	40%
25	滋賀県	2,614	451	315	287	875	1,929	4,543	58%	42%
26	京都府	1,314	978	436	401	1,020	2,835	4,149	32%	68%
27	大阪府	3,823	3,258	2,333	1,171	2,053	8,816	12,639	30%	70%
28	兵庫県	5,433	1,782	997	871	1,838	5,488	10,921	50%	50%
29	奈良県	381	496	203	389	725	1,812	2,194	17%	83%
30	和歌山県	850	354	962	651	573	2,540	3,390	25%	75%
31	鳥取県	419	160	365	238	441	1,204	1,623	26%	74%
32	島根県	1,614	276	334	390	503	1,503	3,117	52%	48%
33	岡山県	3,850	632	966	681	1,052	3,330	7,180	54%	46%
34	広島県	6,891	1,058	1,760	826	1,346	4,990	11,882	58%	42%
35	山口県	8,120	458	2,686	487	858	4,489	12,609	64%	36%
36	徳島県	467	364	670	495	451	1,980	2,447	19%	81%
37	香川県	4,484	323	440	455	573	1,792	6,276	71%	29%
38	愛媛県	3,706	488	1,072	623	734	2,918	6,623	56%	44%
39	高知県	524	246	879	413	408	1,946	2,470	21%	79%
40	福岡県	6,440	1,486	2,257	1,186	1,820	6,748	13,188	49%	51%
41	佐賀県	1,722	254	610	354	635	1,853	3,575	48%	52%
42	長崎県	1,993	511	1,111	574	767	2,963	4,956	40%	60%
43	熊本県	1,738	550	1,592	590	1,042	3,774	5,512	32%	68%
44	大分県	1,354	382	551	551	798	2,283	3,637	37%	63%
45	宮崎県	499	376	1,540	430	705	3,052	3,551	14%	86%
46	鹿児島県	431	495	1,969	690	901	4,055	4,486	10%	90%
47	沖縄県	192	396	691	643	383	2,113	2,305	8%	92%
その他の場所		0	0	0	0	866	866	866	0%	100%
全国		136,877	42,922	70,426	33,661	55,259	202,268	339,145	40%	60%

注1) 順位は届出排出量・届出外排出量の合計による。

注2) 移動体については、都道府県に配分できないものがあるため都道府県の合計と全国欄の数値が異なる。

注3) 四捨五入の関係で、合計が各項目の和と一致しないことがある。

もっと知りたいときは…

■PRTRに関する問い合わせ

- 環境省大臣官房環境保健部化学物質安全課 PRTR担当
TEL:03-3581-3351 E-mail: ehs@env.go.jp

- 経済産業省産業保安・安全グループ化学物質管理課 PRTR担当
TEL:03-3501-1511

- 静岡県くらし・環境部環境局生活環境課 PRTR担当
TEL:054-221-2253 E-mail: seikan@pref.shizuoka.lg.jp

■PRTR届出データを利用したいときは

- 環境省「PRTR地図上表示システム」 <https://www.prtr.env.go.jp/prtrmap/>

- 「PRTRけんさくん」 <https://www.env.go.jp/chemi/prtr/kaiji/index.html>

■化学物質の規制について日本や諸外国の動きを知りたいときは

- 環境省 <https://www.env.go.jp/chemi/prtr/risk0.html>

- 経済産業省 https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/index.html

- 米国 TRI <https://www.epa.gov/toxics-release-inventory-tri-program>

- EU E-PRTR https://environment.ec.europa.eu/topics/industrial-emissions-and-safety/european-pollutant-release-and-transfer-register-e-prtr_en

- 英国 英国環境庁 <https://www.gov.uk/uk-pollutant-release-and-transfer-register-prtr-data-sets>

- 豪州 NPI <https://www.npi.gov.au/>

■化学物質の毒性、環境影響について知りたいときは

- 環境省「化学物質ファクトシート」 <https://www.prtr.env.go.jp/factsheet/factsheet.html>

- (独)製品評価技術基盤機構 (NITE) <https://www.nite.go.jp/>

- NITE化学物質総合情報提供システム https://www.chem-info.nite.go.jp/chem/chrip/chrip_search/systemTop

- 国立研究開発法人国立環境研究所「化学物質データベース」 <https://www.nies.go.jp/kisplus/>

- 国立研究開発法人産業技術総合研究所 化学物質リスク管理研究センター <https://unit.aist.go.jp/riss/>

- 国立医薬品食品衛生研究所 <https://www.nihs.go.jp/index-j.html>

- (一社)環境情報科学センター <https://www.ceis.or.jp/>

- (一社)日本化学物質安全・情報センター <https://www.jetoc.or.jp/>

- (一社)日本化学工業協会 <https://www.nikkakyo.org/>

- 石油化学工業協会 <https://www.jpca.or.jp/index.html>

- 中央労働災害防止協会 安全衛生情報センター <https://www.jaish.gr.jp/>

- エコケミストリー研究会 <http://www.ecochemi.jp/>